

# 令和5年第2回定例会

## 新十津川町議会定例会会議録

令和5年6月28日 開会

令和5年6月30日 閉会

新 十 津 川 町 議 会

## 令和5年第2回新十津川町議会定例会

令和5年6月28日（水曜日）

午前10時開会

### ◎議事日程（第1号）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議会運営委員長報告
- 第3 会期の決定
- 第4 諸般の報告
  - 1) 事務報告
  - 2) 閉会中における委員会所管事務調査（審査）報告
  - 3) 例月現金出納検査結果報告
  - 4) 一部事務組合議会報告
- 第5 委員会への付託の報告
- 第6 行政報告
- 第7 教育行政報告
- 第8 町政執行方針
- 第9 教育行政執行方針
- 第10 報告第3号 専決処分の報告について
- 第11 報告第4号 令和4年度新十津川町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第12 報告第5号 令和4年度新十津川町農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第13 報告第6号 株式会社新十津川総合振興公社の経営状況の報告について
- 第14 報告第7号 一般財団法人ピンネ農業公社の経営状況の報告について
- 第15 議案第38号 新十津川町高等学校等通学費助成に関する条例の制定について（内容説明まで）
- 第16 議案第39号 新十津川町国民健康保険税条例の一部改正について（内容説明まで）
- 第17 議案第40号 新十津川町税条例の一部改正について（内容説明まで）
- 第18 議案第41号 令和5年度新十津川町一般会計補正予算（第2号）（内容説明まで）
- 第19 議案第42号 令和5年度新十津川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）（内容説明まで）
- 第20 議案第43号 令和5年度新十津川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）（内容説明まで）
- 第21 議案第44号 令和5年度新十津川町下水道事業会計補正予算（第1号）（内容説明まで）

第22 議案第45号 新十津川町道路線の認定及び変更について  
(内容説明まで)

◎出席議員 (10名)

1番	加藤敏晃君	2番	工藤健君
3番	深瀬美奈子君	4番	三師優美君
5番	大畠光敬君	7番	杉本初美君
8番	鈴井康裕君	9番	樋坂里子君
10番	西内陽美君	11番	小玉博崇君

◎欠席議員 (1名)

6番 村井利行君

◎地方自治法第121条により出席した者の職氏名

町長	谷口秀樹君
副町長	寺田佳正君
教育長	久保田純史君
代表監査委員	岩井良道君
監査委員	奥芝理郎君
総務課長	久保田篤司君
住民課長	長島史和君
保健福祉課長	坂下佳則君
産業振興課長兼	
農業委員会事務局長	小松敬典君
建設課長	千石哲也君
会計管理者	内田充君
教育委員会事務局長	鎌田章宏君

◎職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 窪田謙治君

---

◎町民憲章朗誦

- 議長（小玉博崇君） 皆さんおはようございます。  
開会に先立ち、町民憲章を朗誦いたします。  
皆さんご起立ください。

〔全員起立〕

- 議長（小玉博崇君） 私が町民憲章と申し上げますので、引き続き、朗誦してください。  
町民憲章。

〔町民憲章朗誦〕

- 議長（小玉博崇君） ご着席ください。
- 

◎開会の宣告

- 議長（小玉博崇君） ただいまから令和5年第2回新十津川町議会定例会を開会いたします。

（午前10時00分）

---

◎開議の宣告

- 議長（小玉博崇君） ただいま出席している議員は、10名であります。  
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
- 

◎議事日程の報告

- 議長（小玉博崇君） 本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表に基づき、  
順を追って進めてまいりますので、よろしく願いいたします。
- 

◎会議録署名議員の指名

- 議長（小玉博崇君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、新十津川町議会会議規則第127条の規定により、1番、加藤敏晃議員。  
2番、工藤健議員。両議員を指名いたします。
- 

◎議会運営委員長報告

- 議長（小玉博崇君） 日程第2、議会運営委員長報告を行います。  
報告を求めます。  
鈴木議会運営委員長。

〔議会運営委員長 鈴木康裕君登壇〕

- 議会運営委員長（鈴木康裕君） それでは、議会運営委員会から報告を申し上げます。  
議会運営委員会は、6月23日10時から午前11時まで、役場3階委員会室で行われております。  
出席者は記載のとおり。説明員として、寺田副町長、久保田総務課長にお願いをしております。

協議結果であります。一つ目として、付議案件は、報告5件、条例の制定1件、条例の一部改正2件、令和5年度会計補正予算4件、町道路線の認定及び変更1件、人事案件

18件、諮問2件の計33件である旨、総務課長から説明を受けております。

2番目として、令和5年第2回町議会定例会の会期は、6月28日水曜日から6月30日金曜日までの3日間とする。

3番目、日程については、裏面に記載のとおり執り進めたいと思います。

4、一般質問の通告は、5人から5件を受理しております。

5番目として、新型コロナウイルス対応及び夏季軽装について、マスクの着用は任意とし、夏季軽装については、通知済みの内容で実施することを確認いたしました。

6番目として、請願、陳情等の受理状況について、6月23日現在、陳情2件を受理している旨、議会事務局長から報告を受けました。陳情2件を所管の委員会に付託したいと思っております。

以上、議会運営委員会の報告を終わります。議員各位のご協力をよろしくお願いいたします。

○議長（小玉博崇君） 議会運営委員長の報告が終わりました。

---

#### ◎会期の決定

○議長（小玉博崇君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、先ほどの議会運営委員長報告のとおり、本日から6月30日までの3日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から6月30日までの3日間に決定いたしました。

---

#### ◎諸般の報告

○議長（小玉博崇君） 日程第4、諸般の報告を行います。

1番の事務報告、2番の閉会中における委員会所管事務調査報告、3番の例月現金出納検査結果報告につきましては、お手元に配付のとおりでございます。

次に、4番の一部事務組合議会報告ですが、西空知広域水道企業団議会、中空知広域市町村圏組合議会、滝川地区広域消防事務組合議会、石狩川流域下水道組合議会、中空知衛生施設組合議会、空知教育センター組合議会、空知中部広域連合議会及び中・北空知廃棄物処理広域連合議会の報告は、お手元に配付のとおり出席議員から報告書が提出され、資料が所定の棚に保管されていることから、これを報告に代えさせていただきますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上で、諸般の報告を終わり、すべて報告済みといたします。

---

#### ◎委員会への付託の報告

○議長（小玉博崇君） 日程第5、委員会への付託の報告を行います。

陳情等の委員会付託について、私から報告いたします。

本日までに受領した陳情等につきましては、お手元に配付した陳情等文書表のとおり、所管の委員会に付託いたしましたので報告をいたします。

---

◎行政報告

○議長（小玉博崇君） 日程第6、行政報告を行います。  
町長。

〔町長 谷口秀樹君登壇〕

○町長（谷口秀樹君） 議長のお許しをいただきましたので、令和5年第1回定例会以降における行政報告を申し上げます。

お手元に報告書を配付させていただいておりますので、主だったものを報告させていただきます。

はじめに総務課関係から申し上げます。

統一地方選挙でございますが、1ページ目の下から6行目になります。

新十津川町長選挙、新十津川町議会議員選挙が4月23日に行われ、本町では町議会議員のみの投票が行われました。投票日当日の有権者数は5,372人、投票者数は3,504人で、投票率は65.23パーセントでした。

続いて、次のページをご覧ください。

叙勲及び表彰でございます。

4月29日、長年にわたり郵便事業にご尽力されましたご功績により、元郵便局長、竹原嘉一様が瑞宝双光章を受章されました。

新十津川町表彰条例に基づく感謝状につきまして、3月20日、ご母堂様の生前のお礼として町に多額のご寄附をいただきました古屋貞夫様に、同日、ヒグマ対策のため捕獲用の箱わなの寄贈をいただきました株式会社浅井総行様及び有限会社熊谷鉄工様に、4月21日、社会貢献活動として土砂上げ作業を行っていただいた伊藤砂利株式会社様に、5月9日、町政発展のため町に多額のご寄附をいただきました熊田義信様に、6月2日、同じく町政発展のため町に多額のご寄附をいただきました小林透様に、6月7日、町政発展のための多額のご寄附と社会貢献活動として町道の清掃作業をしていただきました株式会社遠藤組様に、6月27日、学校給食用の食材としてジンギスカンの寄贈をいただきました滝川市、株式会社マツオ様に、それぞれ贈呈をいたしました。

次に、開町記念式及び追悼式でございます。

6月20日、菊水公園において、開町133年記念式典及び戦没者・開拓物故功労者・消防殉職者追悼式を執り行いました。令和2年度から新型コロナウイルス感染症拡大防止のため縮小開催としておりましたが、今年度からは、4年ぶりに通常開催となりました。

町議会議員、団体長、行政委員などの町内関係者をはじめ、奈良県から村井副知事、県議会議員、母村十津川村から小山手村長、中嶋村議会議員、中井村教育長、村教育委員など、町内外から総勢190人のご列席をいただき、厳粛かつ盛会裡に式典を挙行いたしました。

同式典の席上、永きに亘り本町の発展に多大なご貢献をされました方々として、長名實様に特別功労表彰を、熊田義信様、長谷川秀樹様、笹木正文様に自治功労表彰を授与いたしました。

また、米寿の慶節を迎え、60年以上本町にお住まいの方々に感謝状を贈呈するとともに、高額寄附をされた方々をご列席の皆さまにご紹介いたしました。

次に、地域公共交通でございます。

令和4年度の地域公共交通の利用実績は、6路線で延べ1万6,151人でした。予約を伴う4路線での平日の運行率は、平均で46.4パーセント、スクールバス混乗便における一般の方の乗車率は19.2パーセントでございました。

また、令和5年4月1日から、より使いやすく効率のよい地域公共交通とするため、共通回数券の販売を開始したところでございます。

続きまして、4ページをお開きください。

まちづくり懇談会でございます。

町民の皆さまと直接、意見交換をさせていただき、まちづくり懇談会を6月10日に総進長寿クラブの皆さまを対象に開催し、18人の参加がございました。

まちづくり懇談会につきましては、8月29日までの間、各行政区や町内の団体、子育て世代などを対象に全9回実施する予定としております。

続きまして、ドローン活用に係るパートナーシップ協定の締結でございます。

3月27日に官民相互の連携と協力を基盤に、本町の政策課題への対応などを促進し、まちづくりや地域経済の活性化に資するため、町内の株式会社北菱及びJ U A V A C、ドローンエキスパートアカデミーと、ドローンの活用に係るパートナーシップ協定を締結いたしました。

続いて、5ページでございます。

中段の防災研修の実施でございます。

自主防災組織主催によります防災研修が6月11日に菊水区、6月25日にみどり区で行われ、約37人の参加がありました。災害備蓄品や「マイ・タイムライン」の重要性について学ぶとともに、会館での非常用発電装置を使った電源切り替え操作、ダンボールベッドや簡易トイレの作成を行い、災害への備えについて理解を深めました。

続いて6ページ、会計課関係でございます。

令和4年度会計閉鎖。

令和4年度各会計につきまして5月31日に会計閉鎖をいたしました。

一般会計の歳入総額は80億9,745万1,686円、歳出総額は76億8,952万8,057円、歳入歳出差引額は4億792万3,629円となりました。

繰越明許費の一般財源と既収入特定財源分4,395万2千円を差し引き、実質収支額3億6,397万1,629円のうち1億8,397万1,629円を地方自治法第233条の2の規定により、財政調整基金に積み立て、1億8,000万円を令和5年度に繰り越しました。これにより全基金の現在高は74億1,451万2,090円となりました。

また、収入未済額は、町税、公営住宅使用料などを含めて、全会計で2,947万6,755円となりました。

次に、住民課関係でございます。

人口動態でございます。

5月31日現在の人口動態は、人口が6,327人で、前年同期と比べ115人の減少、世帯数は2,965戸で、前年同期と比べ27戸の減少となりました。

65歳以上の高齢者数をみますと2,500人と前年同期と比べ48人減少し、高齢化率は39.5パーセントで前年同期と比べ0.1ポイントの減少となりました。

人口移動が最も多い3月1日から5月31日までの人口動態では、転入が82人、転出が83人であり、出生5人、死亡29人と合わせた単純増減では25人の減少となりました。

続いて、交通安全及び防犯でございます。

交通事故の発生状況は、3月1日から5月31日までの人身事故発生件数は2件、負傷者数は3人でした。

5月11日から19日まで春の全国交通安全運動が実施され、関係団体の協力により、朝の街頭指導やパトライト作戦などを展開いたしました。

また、4月21日には新十津川小学校の交通安全教室が行われ、4月27日には新十津川町安全・安心推進協会会長から新十津川小学校の児童へ、交通安全啓発用品の贈呈がありました。

防犯につきましては、3月1日から5月31日までの本町における犯罪発生件数は2件、前年同期と比べて3件の減少となりました。

続きまして、環境衛生、塵芥処理でございます。

春の町内一斉清掃実施事業は5月31日現在で、行政区、老人クラブ、事業者等でご賛同いただいた延べ17団体が実施し、道路や河川などの環境美化に取り組んでいただきました。今年度の5月31日現在までの不法投棄件数は1件で、家具、小型家電の2点を回収いたしました。不法投棄対策として、町内13か所に廃棄物の不法投棄防止看板を設置し、防止啓発を呼びかけております。

次に、町税等でございます。

町税等の令和4年度課税分の収納状況につきまして、町税5税合計の収納率は99.92パーセントで、前年同期と比べ0.01ポイント、金額にして3,908万1,967円の減少となりました。滞納繰越分については4.44パーセントで、前年同期と比べ3.84ポイント、金額にして20万214円の増加となりました。

内訳として、主な税目の収納率は、個人住民税は99.99パーセントで前年同期と比べ0.01ポイント、金額にして5,098万9,659円の減少で、固定資産税は99.81パーセントで前年同期と比べ0.03ポイントの減少、金額にして664万6,900円の増加、軽自動車税は99.95パーセントで前年同期と比べ0.03ポイント、金額にして26万5,700円の増加、軽自動車税環境性能割は前年度と同様に100パーセントとなりました。

国民健康保険税は99.80パーセントで前年同期と比べ0.16ポイント、金額にして4,912万6,500円の減少、滞納繰越分については8.74パーセントで前年同期と比べ21.02ポイント、金額にして21万7,427円の減少となりました。

後期高齢者医療保険料につきましては、前年度と同様に100パーセントでございます。

次に、保健福祉課関係でございます。

下段の保育園でございます。

5月31日現在の新十津川保育園の入園児童数は、0歳児3人、1歳児12人、2歳児24人、3歳児22人、4歳児20人、5歳児27人の計108人で、前年同期と比べ4人の増加となり、5人の待機児童が発生しております。

3月1日から5月31日までの間において、一時保育の利用は児童3人で、5日の利用がございました。なお、同期間における延長保育及び広域入所の利用はございませんでした。

続きまして、次の10ページでございます。中段でございます。



放課後児童クラブでございます。

令和4年度の放課後児童クラブの利用実績は、登録児童数44人、年間開館日数が286日、総利用者数は4,639人で前年比109人の減少となりました。1日平均では16.2人が利用しております。

令和5年度の登録児童数は54人、5月31日までの開館日数が48日、総利用者数が1,269人、1日平均では26.44人で前年同期と比べ421人の増加となりました。

続いて、子育て支援センターでございます。

令和4年度の子育て支援センターの利用実績は、年間開所日数が241日、託児サービスは20回63人、総利用者数は2,424人で前年比1,386人の減少となりました。

令和5年度の5月31日までの利用状況は、開館日数が40日、延べ利用者数は430人で前年同期と比べ200人の増加となりました。

続いて、11ページ、子ども生活応援事業でございます。

5月31日現在の得きっずカードの交付世帯数は、対象世帯数502世帯に対して493世帯で、交付率は98.2パーセントとなっております。

得きっずカードを持っている方には、2か月に1度、買い物累計額に応じて割増ポイントを付与しております。4月には65万6,379ポイントを付与いたしました。なお、令和4年度における割増ポイントの累計は738万4,392ポイントでございました。

続いて、11ページ下段でございます。

ボランティアポイント事業です。

高齢者や障がいのある方への各種ボランティア活動に対し、令和4年度は、見守り、給食サービス、ハートコール等のボランティア活動で7団体30人に対し計598ポイントを、介護予防サポーター活動では42人に対し1,309ポイントを付与いたしました。

13ページをお開きください。

新型コロナウイルス感染症対策でございます。

新型コロナウイルス感染症対策につきましては、5月8日から感染症法の位置付けが2類相当から5類感染症へ移行したことに伴い、防災無線、ホームページ、LINE配信などで変更後の対応についての周知を行っております。

新型コロナワクチン接種につきましては、5月8日から令和5年春開始接種として、オミクロン株対応2価ワクチンによる追加接種を65歳以上、基礎疾患を有する方又は医療従事者等のいずれかに該当する対象者に実施し、当該接種者数は、5月28日現在で669人となっております。また、12歳未満の対象者の接種率につきましては、5歳から11歳までが初回接種41.3パーセント、追加接種20.5パーセント、生後6か月から4歳までの初回接種完了が5.9パーセントとなっております。

次に、14ページをお開きください。

産業振興課関係でございます。

まずは水稻でございます。

水稻の作付け予定面積は、3,436.1ヘクタールで前年度実績と比較すると12.7ヘクタールの減となっております。そのうち主食用米につきましては3,402.7ヘクタールの作付け予定となっており、前年度実績と比較すると11.44ヘクタールの減となっております。

令和5年産米の生産の目安3,219.7ヘクタールに対し、主食用米作付け希望が超過して

いる状況でしたが、地域間調整及び政府備蓄米への入札により、希望どおりの作付けができる状況となっております。

5月7日に始まりました町内の田植えについては、順調に作業が進み、無事終了しております。なお、6月15日現在の水稻の生育状況でございますが、概ね平年並みとの状況であると報告を受けております。

続いて、スマート農業でございます。

5月9日、10日に水稻の春作業を省力化する技術であるドローンを使った水稻の播種実証試験を昨年引き続き行いました。

6月19日に、昨年3月に締結しました株式会社クボタ、株式会社北海道クボタとのスマート農業連携協定に基づく事業として、営農管理システムの研修会を開催し、町内の農業者が参加いたしました。

スマート農業機械の導入を支援する次世代農業推進補助は、令和4年度が最終年でしたが、交付件数の累計は、GPS機能付き田植機79台、ドローン88台、自動操舵補助システム35台でございます。

続いて、15ページです。

有害鳥獣駆除対策事業でございます。

有害鳥獣駆除対策事業における駆除実績につきましては、5月31日現在、エゾシカ20頭、アライグマ35頭となっております。

エゾシカにつきましては、昨年同時期の実績63頭と比較すると43頭の減少となっております。内訳は、銃による駆除が6頭、くくりわなによる駆除が14頭でございます。

アライグマにつきましては、昨年同時期の実績69頭と比較すると34頭の減少となっております。また、アライグマ対策につきましては、捕獲効率が高いアライグマの出産、授乳時期である3月から6月を重点捕獲期間とし、通常1,600円の捕獲金を2,000円に増額するなど対策を強化しております。

なお、本年度も引き続き、本町において北海道による捕獲事業や北海道立総合研究機構による捕獲研究を実施する予定となっております。

続いて、ヒグマ対策でございます。

3月20日に町内企業の株式会社浅井総行様、有限会社熊谷鉄工様の連名でヒグマ箱わな1台の寄贈を受けました。この箱わなを4月24日から町内土寸に設置したところ、5月8日にヒグマ1頭が捕獲されましたので、猟友会に依頼して駆除いたしました。

6月13日現在、ヒグマの目撃状況は8件となっており、5月24日には昨年と同じ石狩川河川敷で1頭の目撃情報がありました。これを受け、現地付近に箱わな、センサーカメラの設置等を行い、ヒグマの行動を監視しております。また、昨年購入したクマよけ装置を徳富川、総富地川沿いの6か所に設置しております。

続いて、次のページ16ページ。

応援大使でございます。

本町の応援大使である五十嵐威暢様、さだまさし様の委嘱期間は、令和4年度末までとなっておりますでしたが、引き続き令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間、応援大使に就任していただくこととなりました。今後においても、様々な場面で町の魅力発信をお願いしていきたいと思っております。

なお、NHK制作の今夜も生でさだまさし、北の国から2023夏 i n 新十津川が、7月28日金曜日、午後11時45分から、役場庁舎内のサロンにて生放送がされることが決定をいたしました。是非、お楽しみいただきたいというふうに思います。

続きまして、ふるさと公園リニューアルオープンでございます。

4月28日にふるさと公園のリニューアル施設の落成式を行い、新たな遊具や噴水施設などを設置して、生まれ変わったふるさと公園をオープンしました。翌日からのゴールデンウィーク期間中は天候にも恵まれ、家族連れなどで賑わいました。6月10日、25日には、キッチンカーなどの出店イベントもあり、こちらも家族連れなどを中心に賑わい、それぞれが公園でのひとときを楽しんでいました。

続いて、ここキャン北海道でございます。

5月25日から27日までの3日間、しんとつかわキャンプフィールドでユーチューブの番組、ここキャン北海道の撮影が行われました。テレビで人気を博す番組ディレクターと一般参加者が一緒にキャンプを楽しむ企画で、道内外から20組43人が参加し、本町の特産品やキャンプ場の魅力などがユーチューブを通じて配信をされました。

17ページでございます。

建設課関係についてでございます。

工事の執行状況でございます。

5月31日現在におけます土木及び建築の工事執行状況は、本年度予算の工事件数20件のうち、発注済み件数は9件となっております。これにより、予算額4億4,990万9千円に対し、発注済額が2億2,018万3千円、執行率は、予算額対比で48.9パーセント、件数では45パーセントとなっております。

また、令和3年度から進めております新十津川駅跡地整備事業公園整備工事につきましては、本年10月9日の完成を目指し、工事を進めております。

最後のページです。

その他関連事業です。

徳富川ラブリバー推進協議会主催によります石狩徳富河川緑地の清掃及び花植え事業については、5月30日の開催を予定しておりましたが、緑地内でヒグマの目撃情報があったことから、中止となりました。

以上をもちまして、令和5年第1回定例会以降の行政報告とさせていただきます。

○議長（小玉博崇君） 以上をもちまして、行政報告を終わります。

---

### ◎教育行政報告

○議長（小玉博崇君） 日程第7、教育行政報告を行います。

教育長。

〔教育長 久保田純史君登壇〕

○教育長（久保田純史君） おはようございます。議長のご指示をいただきましたので、令和5年第1回定例会以降における教育行政報告を申し上げます。

最初に教育委員会関係であります。3月定例会開会以降、1回の臨時会及び4回の定例教育委員会を開催しております。

3月13日の臨時会におきましては、新十津川町温水プールの設置及び管理に関する条例

の一部改正について、新十津川町議会定例会提出議案に同意することについて審議をいたしました。

これは、障がいと理由とする差別の解消の推進に関する法律の主旨に則り、町の条例、規則等に不合理に制限を行う条文がないか再点検を行ったところ、温水プールの設置及び管理に関する条例において、利用者の制限において、障がいを理由とした不合理な制限がありましたことから、所要の改正を行う旨の議決をいただきました。

3月27日の定例会におきましては、報告7件、議案4件について審議いたしました。

議案第5号では、第8期新十津川町社会教育実施計画について説明いたしまして、平成30年度に策定した第7期の計画期間が令和5年3月31日をもって終了することに伴い、令和5年度から9年度まで5年間を見通した計画を策定いたしましたので、内容の説明を行い議決をいただきました。

4月24日の定例会では、報告5件について審議いたしました。

報告第19号、令和5年度新十津川町新規奨学生の選定についてでございますが、新規奨学生を2人を選定したところでございます。

また、報告第20号の令和5年度新十津川町奨学生の奨学金増額決定についてでございますが、新型コロナウイルス感染症による奨学生又はその保護者への経済的影響を考慮した増額申請者は、新規奨学生を含めて8名であることを報告いたしました。

5月30日につきましては、報告7件と議案3件について審議いたしました。

議案第9号の新十津川町学校運営協議会委員の委嘱についてであります。学校運営について幅広く意見をいただくため、令和4年度まで委員の区分で地域住民代表として2人の行政区長に委嘱をさせていただいていたものを、1名に変更いたしまして、後任として教育に関し識見を有する者といたしまして、子ども育成者連絡協議会の役員を1人加えて9人の構成により今年度から運営することにいたしました。

2ページ目をお開きいただきまして、6月15日は、報告4件、議案1件について審議いたしました。

議案第11号では、本町議会定例会に上程する新十津川町高等学校等通学費助成に関する条例の制定について、内容の説明を行い、同意をいただきました。

次に、小中学校関係ですが、6月1日現在の在籍児童、生徒数です。小学校は320人で前年対比4人の減、中学校は160人で前年対比9人の増、合計480人で前年対比5人の増となっております。

学級数は、普通学級数におきましては、小中学校とも1学年2クラスでございます。小学校は12学級、中学校は6学級。特別支援学級につきましては、小学校で言語学級がなくなり前年対比1学級減の5学級となりました。教職員数は、町費の教員を含めて、昨年度同様の小学校40人、中学校25人となっております。

入学式の関係ですが、4月7日の午前中に小学入学式を、午後から中学校の入学式を挙行いたしました。小学校新入学児童45人、中学校新入学生徒53人は、元気に希望を持って新しい学び舎に入学いたしました。

小学校行事ですが、小学・高校連携事業といたしまして5月の25日は、小学5年生の田植え体験を、6月8日には小学3年生のサツマイモ植えが農業高校生のご指導を受け、同校のほ場で行われました。

6月3日に谷口町長、小玉議長、町議会議員の皆さんのご出席をいただき、小学校の運動会が行われました。昨年は、新型コロナウイルス感染症対策として、学年ごとの分散による開催でしたが、今年は4年ぶりに全校児童による運動会が行われました。当日は低温ではありましたが、みんなで支え合い、最後まであきらめず、正々堂々戦おうのテーマのもと、初めての運動会となる1年生から最後となる6年生まで、協力して立派に種目に取り組みました。

なお、今年度から、令和2年度からの新学習指導要領改訂に伴う授業時数の確保等のため、午前中開催といたしました。

中学校行事ですが、3年生が修学旅行で5月10日から12日までの3日間、東北地方の宮城県に行きました。仙台市の震災遺構の荒浜小学校や、名取市の震災復興伝習館での語り部学習による震災学習を行いました。

また、5月17日と18日の2日間、母村の中学3年生15人、校長ほか教職員5人の計20人が修学旅行で4年ぶりに来町されまして、18日には中学校体育館で両校3年生による学校紹介やレクリエーション、給食を一緒に食べるなど交流を深めました。

4ページをお開き願います。

全国学力・学習状況調査を小学6年生と中学校3年生を対象に4月18日に実施いたしました。対象教科は、小学生は国語、算数、中学生は国語、数学、英語でございます。また、今年度は、初めて別日の5月16日に中学生英語の話すことの調査をwebシステムにより行いました。

小学校特別クラブの加入状況であります。昨年まで、合唱、スクールバンド、獅子神楽の3クラブの特別クラブでありましたが、近年合唱の児童が減少傾向にあることから、活動の活性化を図り、より持続的、発展的なクラブにするため、今年度から合唱とスクールバンドの両方の活動を行う合唱・スクールバンドとして、今年は試行的に行っております。26人により活動を行っております。また、獅子神楽は20人で、3年生以上の希望者により4月24日の発会式を行い活動が開始されております。

次に、中学校の部活動の加入状況であります。全生徒の76パーセントに当たる121人が部活動に加入しております。現在、これから開催されます中体連、北空知大会、全空知大会に向けて、日々練習に励んでいるところでございます。

続きまして、教育関係団体の役員構成ですが、PTA連合会の役員といたしまして、会長には新中PTA会長の高橋和彦氏が選任されました。

続きまして、学校教育関係であります。5月20日に文京区、中央区の皆さんなど、美しい通学路をつくる会によるに道道学園新十津川停車場線と西2線の植樹柵に、マリーゴールドやサルビアの花を植えていただき、児童、生徒が毎日通う通学路の環境整備をしていただきました。

農業高校関係ですが、4月11日に入学式が行われ29人が入学いたしました。うち新中出身者は4人となっております。

学校行事ですが、6月24日から7月2日までの間、札幌市の大通公園におきまして第14回北海道農業高校生ガーデニングコンテストに、新十津川農業高校のA、B2チームが出場し、Bチームがテーマ、空間を利用してと題しまして、コンパクト型で立体的な作品を出展し、準大賞を受賞いたしました。

また、記載はしておりませんが、新校舎が落成し、議員各位には、今月12日に開催されました経済文教常任委員会で視察していただきました。なお、7月22日の土曜日には学校関係者等招待による内覧会が、また翌日の7月23日日曜日、午前10時から11時までの間、希望者による内覧会が予定されております。申し込みは、事前申し込みはいりませんで、上履きだけ用意すればということになっておりまして、これにつきましては、7月の町広報でも周知するところでございますので、是非、内覧していただきたいと思っております。

6ページをお開きいただき、給食センター関係でございますが、昨日、株式会社マツオ、代表取締役社長、松尾吉洋様ほかが役場にお越しになり、学校給食用特上ジンギスカンラム肉170キログラム寄贈目録を頂きました。町長より松尾社長に感謝状を贈呈いたしました。

なお、ご寄贈いただきましたジンギスカンにつきましては、7月11日の学校給食で、新十津川町、雨竜町の小中学生、新十津川農業高校生、新十津川幼稚園児など計980食を提供する予定になっております。

続きまして、社会教育関係ですが、6月22日に第1回社会教育委員の会を開催し、令和4年度の事業実施報告、令和5年度の事業実施計画について協議いたしました。

続きまして、とっぷ子どもゆめクラブ発会式が5月13日に行われ、52人の小学生が入会し、活動を始めております。同日は、粘土を使った環境学習として、酒米ねんどの紹介と作品紹介と題しまして、講師、三師優美氏から説明を受けたほか、2名の講師からリサイクルに係る研修を受けました。

7ページに移りまして、6月11日に青少年健全育成のつどいがゆめりあホールで行われ、101人が参加いたしました。小、中学生各4人計8人による、夢・希望・願いをテーマにした作文発表が行われ、小学生の部最優秀賞に6年、石山絢菜さん、中学生の部最優秀賞に3年、佐藤美咲さんが選ばれました。また、農業高校の斎藤つぐみさんによる意見発表も行われました。同会場で、戦争とテロといじめに僕らは本で立ち向かうと題しまして、砂川市有限会社いわた書店、代表取締役、岩田徹氏による講演が行われました。

なお、中学生の部で最優秀となりました佐藤さんにおきましては、7月14日に砂川市で行われます少年の主張空知地区大会に出場いたします。

次に、スポーツ協会ですが、3月28日に、令和4年度にスポーツにおきまして、貢献、活躍された方を対象とした表彰式が行われました。貢献賞には、パークゴルフ会員の増員に努められた木原滋春氏が、また、奨励賞には、剣道、吹矢、スラックラインで活躍された2団体9個人が表彰されました。

8ページをお開きいただき、少年団等の大会結果でございますが、剣道で、6月18日に砂川市で開催されました第47回北海道道場少年剣道大会におきまして、個人戦で中学3年生の小林愛依さんが優勝、高橋一絆さんが3位となりました。また、団体戦中学生の部で尚武会少年部が3位となりました。なお、個人戦で優勝いたしました小林さんは、10月15日に埼玉県立武道館で開催される全国大会に北海道代表として出場いたします。

9ページに移りまして、農村環境改善センターですが、6月6日に愛称看板の除幕式を、町長、指定管理者の社会福祉協議会長、行政区長ほか関係者出席のもと行いました。72点の応募の中、最優秀賞には、井上裕司氏の「みらいえ」が、優秀賞には山本裕子氏の「こ

こさぼ」、同じく優秀賞には、横溝李莉子氏の「からふる」が選ばれ、佐川社会福祉協議会会長より賞状が手渡されました。

また、今年は雪解けが早かったことから指定管理者と協議いたしまして、アートの森かぜのびは4月22日に、体育施設のパークゴルフ場は4月23日と、例年より1週間程度オープンを早めて運営をしております。その他の体育施設につきましては、4月29日にオープンいたしました。

10ページをお開き願います。

社会教育施設における令和4年度の利用状況であります。表に記載のとおり、令和3年度におきましては、新型コロナウイルス感染防止のため長期間にわたり施設の休館を余儀なくされたのが、令和4年度におきましては休館が少なくなり、前年対比で利用人数、使用料ともに増加している状況でございます。

11ページに移りまして、生涯スポーツ推進事業ですが、スポーツクラブの活動で、小学校の運動会前に実施する教室として5月13日、20日の両日、岩見沢陸上クラブの前田知咲講師による走り方教室を行いました。

次に、ふるさと学園大学の入学式を谷口町長、小玉議長のご臨席の下、5月9日に行いました。今年度の入学者は、昨年より10人多い95人の入学生となりました。

ゆめりあ部会ですが、今年度は8部会、会員128人で毎週ゆめりあで活動を行っております。

12ページをお開き願います。

図書館関係であります。貸出冊数6万4,180冊で前年対比8,102冊の増、貸出人数1万440人で、前年対比2,183人の増となっております。

13ページに移りまして、配本サービスでございますが、今年度から青葉区につきましては、行政区に配本からリクエスト貸出しに変更し、遠距離の花月区と大和区だけの配本サービスとしておりまして、花月区におきましては今年度2回、大和区については1回実施しております。

6月25日図書館におきまして、モンゴル弦楽器馬頭琴奏者の嗟峨治彦氏による草の海、歌の海コンサートを行い、53人が楽しい音色を堪能いたしました。

以上申し上げまして、令和5年第1回定例会以降における教育行政報告とさせていただきます。

○議長（小玉博崇君） 以上をもちまして、教育行政報告を終わります。

ここで、11時5分まで休憩といたします。

(午前10時55分)

---

○議長（小玉博崇君） 休憩をとり、会議を再開いたします。

(午前11時05分)

---

#### ◎町政執行方針演説

○議長（小玉博崇君） 日程第8、町政執行方針演説を行います。

町長。

[町長 谷口秀樹君登壇]

○町長（谷口秀樹君） それでは、議長のお許しをいただきましたので、令和5年度町政執行方針を述べさせていただきます。

はじめに、令和5年第2回新十津川町議会定例会の開会に当たり、町議会議員の皆さまをはじめ、町民の皆さまに町政執行に対する私の所信と主要施策の一端を申し上げます。

私は、4月の統一地方選挙におきまして、無投票ではございますが、当選の栄に浴することができました。

このたびの選挙を通じ、たくさんの町民の皆さまと意見を交わす機会をいただき、そのさまざまな思いや温かいご支援のもとにこの場におりますことを、あらためて感謝を申し上げますとともに、責任の重さを実感しております。

町民の皆さまの生活に直結するまちづくりを担う立場になったことを肝に銘じ、新十津川町の明るい未来に向かって全力投球してまいり所存でございます。

さて、昨今の日本の状況を見ますと、総人口が2015年から減少に転じ、少子高齢化も進んでいることで、人材不足がより顕著な問題となっており、本町もまた同様の状況にございます。

また、世界情勢に目を向けますと、ロシアのウクライナ侵攻の影響などによる原油価格の高騰が、生活に密着するものへの値上げにまで及び、暮らしの先行きを見通すことが難しく、私たちの生活は厳しい状況が続いております。

その一方で、新型コロナウイルス感染症は、先月8日をもって感染症分類の2類相当から5類へと移行されました。このことにより、少しずつ賑わいが戻ることに期待しつつも、アフターコロナを見据えた新しい生活様式を意識しながら取組を進める必要がございます。

また、新型コロナウイルス感染症対策については、引き続き町民の皆さまの生活を守るため、国や社会の動向等を把握し、本町の状況とも照らし合わせ、支援が必要な方に必要な支援を届けていかなければなりません。

このように先行き不透明で困難な今だからこそ前を向き、SDGsの視点やデジタルという手段や技術を用いるなど、新たな視点と価値観を加えた中で、まちの諸課題に取り組むとともに、人口減少の抑制を図りながら、新しい時代に求められる人材を育成し、選ばれるまち、元気に輝くしんとつかわを目指してまいります。

重点として取り組む政策。

私の思いを実現するため、任期4年間に6つの重点政策を掲げ、町民の皆さま、町議会議員の皆さま、町職員と共に全身全霊で邁進してまいります。

第1の政策、暮らしやすいまちづくり。

お子さんから高齢の方までのすべての町民が安心して暮らすためには、安心の土台となる社会基盤がしっかりしていなければなりません。町が管理します施設の適正な維持管理や計画的な改修、改築による整備を行うとともに、町に関連する施設等にあっては国や北海道に対しましても、実情や要望を強く訴えてまいります。

また、本町は国で定めます特別豪雪地域に指定されるほど雪が多く、1年の3分の1は雪と闘わなければなりません。除雪車両の増台による除排雪体制の強化や、高齢者世帯等に対して行っている除雪費助成の継続により、町民の皆さまと共に安全安心な冬季の暮らしを目指します。

さらには、2050年温室効果ガス排出量実質ゼロを目標としたゼロカーボン北海道推進計



画に則り、本町といたしましても、ここに新十津川町ゼロカーボンシティ宣言を行い、先人のたゆまぬ努力によって築かれた豊かな大地と美しい田園風景を守っていくとともに、豊富な自然と調和した環境と持続可能な社会を次世代に引き継いでいくため、再生可能エネルギーの利活用や省エネルギー化による脱炭素を推進し、本町ならではのゼロカーボンシティを実現すべく、町民や事業者の皆さまと共に取り組んでまいります。

本年度で終了する安心すまいる助成事業、いわゆる住宅改修支援事業につきましては、新たな省エネ機器や再生可能エネルギーの導入に対する支援方策も含めた中で、制度の継続を検討してまいります。同じく本年度で終了する定住促進事業におきましても、人口減少抑制の成果が表れていることから、制度の継続に向け、空き家対策も考慮した支援体制を構築してまいります。

昨年度には、デジタル技術を活用した快適で便利な暮らしの実現を基本理念とする新十津川町デジタルトランスフォーメーション推進計画を策定いたしました。住民サービスの向上や行政事務の効率化、そして、各分野におけるデジタル技術の導入や促進を基本方針に掲げるもので、本年度は町内で農薬散布などの農作業ですでに広く導入されておりますドローン技術を活用したプロジェクトに着手してまいります。

### 第2の政策、子育てしやすいまちづくり。

私たちのまちで、若い方々がより安心して子育てができる環境向上のため、子を持つ親が安心して働くことができるよう、保育園の待機児童ゼロを目指します。

更なる子育て支援策として、小中学生の学校給食費の無償化を進めるとともに、子ども医療費、インフルエンザ予防接種の無償化、文化、スポーツ施設の利用料無料などを継続し、子育てがしやすく、また、子どもが元気に育つ環境を提供します。

また、子育て世帯の経済的支援と地元消費の拡大、そして、そこから派生する新たなコミュニティに期待し、得きっずカードによる支援の拡充を進めてまいります。

### 3の政策、力強い産業があるまちづくり。

本町の基幹産業である農業につきましては、効率的な作業ができる持続可能な農業を目指し、旧札沼線跡地などを含めた農地整備、スマート農業の普及を推進してまいります。

有害鳥獣による農業被害は年々増加しており、安定して農業経営が図られるよう、関係する団体や町民の皆さまと連携して対策を進めてまいります。

また、物価高騰などの影響は、町内商工業にも大きな影響を与えております。事業者が将来を見据えて事業展開が図れるよう支援を進め、事業所の持続化や発展を図ってまいります。

さらには、将来のまちを背負って立つ若い方々が元気に働けるということが、まちの元気にも通じますので、新規就農や起業にチャレンジする方々を支援してまいります。

企業施設の新設や設備投資に対して引き続き支援するとともに、持続可能な事業所を確立いただくため、店舗整備、特産品開発、販路拡大など、中小企業者の前向きな取組につきましても継続的に支援してまいります。

自治の基本は、自ら治めることであり、地産地消や地元のお店を利用することもまた同様でございます。私たちが消費するのは私たちのまちで購入する、生産するといったサイクルや関係性が高まるよう、商工関係団体や商店街などが地元消費を図る主体的な取組に引き続き支援してまいります。

第4の政策、災害に強いまちづくり。

災害時の対応は、自助、共助、公助に分類され、特に重要とされておりますのが共助でございます。いづれどこで起こるか分からない災害のときに、共助の主体である地域が機能的に活動できるよう、自主防災会、関係団体と連携し、防災訓練や研修等について支援してまいります。

また、自助の取組としまして、大雨等による河川の水位上昇や、大規模地震発生時に、個々が取るべき防災行動を事前に整理して、認識しておく「マイ・タイムライン」について、防災研修等を通じ、町民一人ひとりへの普及を図ってまいります。

なお、公助の取組の1つとして、主要道路における無電柱化を進め、地震などの備えを進めるとともに、大災害が起きたときには行政だけでは到底対処ができないことから、国や道、近隣市町のほか、民間との連携を図るなど、防災や減災に向けた連携体制を強化してまいります。

第5の政策、学びのまちづくりでございます。

まちの宝、ひいては国の宝である子どもたちが、地域の中で明るく元気に成長していくため、町民の皆さまと共に守り育ててまいります。現代社会はデジタル技術の進展に伴い急速に変化しており、この社会の中で新たな未来を切り開く、生きる力を育むため、児童生徒の学力向上に努めてまいります。

また、町民一人ひとりが生涯にわたって学び続けられるよう、ニーズに合わせた学習機会を提供してまいります。

なお、本町が目指す生涯学習において、重要な学びの拠点として位置付けております図書館につきまして、これまで以上に多くのご利用をいただくため、より快適な学びの空間となるよう環境整備をしてまいります。

第6の政策、地域が輝くまちづくりでございます。

新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴い、当たり前だった私たちの日常は大きく変化し、地域や団体が集まる交流機会が減り、人と人との関わりが少しずつ希薄化した面が否めません。以前までのように、笑顔でふれあい、話しあう温かい地域社会を取り戻すべく、観光イベントの完全復活を関係団体と進めていくとともに、行政区の活動や行事など、ふれあいのきっかけづくりを後押ししてまいります。

また、4月下旬にリニューアルオープンしましたふるさと公園や、10月に完成予定でありますJR札沼線新十津川駅跡の公園などを活用した新しい人の流れをつくり、交流人口の創出に努めてまいります。

続いて、令和5年度の主な施策でございます。

令和5年度の施策について、新十津川町第6次総合計画の6つの目標に沿って、重点事項を中心に説明いたします。

1、住みやすい暮らしがある。

1つ目は、住みやすい暮らしがあるまちを目指します。

町民の皆さまが快適に生活できる住環境の充実に取り組むとともに、国が示す2050年のカーボンニュートラルに向け、本町としても素晴らしい自然を守りながら、住みやすいまちづくりを進めます。

環境の保全。

重点政策で述べさせていただきました本町のゼロカーボンの実現に向け、庁内に設置するゼロカーボン推進委員会において、本年度策定する町地球温暖化対策実行計画区域施策編に基づき、新たなエネルギーの可能性や事業採算性の調査、事業所との連携を図り、本町ならではのゼロカーボン社会の実現を目指してまいります。

また、燃やせるごみの中に資源物が多く紛れているようでありますので、リサイクル等を加速化させるため、地域の各団体が実施する資源回収事業の奨励金の増額や環境教育を充実させ、まちぐるみでごみの減量化、資源化を促進してまいります。

生活基盤の充実。

令和2年度から整備してまいりました新十津川駅跡地の公園は、本町応援大使の五十嵐威暢氏が手掛けたモニュメントの設置や園路等の整備を進め、10月に開園を予定しております。町民の皆さまの新たな憩いの場として、また、町内外を問わず多くの皆さまの心に留めておいてほしいJR札沼線とその終着駅しんとつかわの記憶を後世に伝えてまいります。

また、みどり公園と菊水公園にあります公衆トイレは、衛生面や防犯の観点、利用状況等を総合的に判断し、本年度中に撤去いたします。

冬の生活基盤の充実としまして、除雪ドーザを1台増台いたします。なお、受注生産で発注から納品まで1年以上を要することから、令和6年度からの稼働となります。

交通環境の充実。

令和4年度に新しい公共交通体系となつてから約1年が経過しました。この間、運行事業所とも協議の上、運用について適宜改善をしてまいりました。しかしながら、町民アンケートでは、分かりづらいとのご意見もいただいていることから、無料乗車券を配布し、実際の乗車により交通体系を知り公共交通を身近に感じていただくための取組を進めてまいります。

2、笑顔がつづく健康がある。

2つ目は、笑顔がつづく健康があるまちを目指します。

町民一人ひとりが健康で明るく幸せに暮らすことが大切でありますので、ライフスタイルに寄り添った健康への取組を充実させるとともに、生活していく上で支援が必要な方に対しましては、地域や団体との協力のもと、みんなで支えあうより良い環境づくりを進めていきます。

地域福祉の推進。

子育て支援としまして、母子健康手帳交付後と出産後に合計10万円を支給し、出産、育児費用の負担軽減を図ります。

また、おむつ用ごみ袋の配付拡充、得きっずカードのポイント付与上限の撤廃のほか、8月からは小中学生の学校給食費を無償化し、保護者の一層の負担軽減を図ることで、子育て世帯に対する支援を充実させてまいります。

保育園においては、保育士不足が課題となっていることから、保育士手当の拡充を継続し、指定管理者と連携の上、保育人材の確保に努めてまいります。

高齢者福祉としましては、本年度から地域包括支援センターを民間委託し、より専門性を持った体制を確保するとともに、町内の介護老人福祉施設の大規模改修費の一部を支援し、高齢者介護の充実を図ってまいります。

また、町社会福祉協議会で実施している配食サービスについては、高齢世帯等の見守りを兼ねていただいておりますが、エネルギーや物価高騰の影響を受けていることから、運営費用の一部を支援することで見守り体制を確保してまいります。

障がい者福祉につきましては、障がいのある方が地域社会の一員として自立した生活を送ることができるよう、国の基本的な指針に則した障がい者福祉計画の見直しを行い、ニーズに合ったサービスの提供や相談支援体制の充実を図ってまいります。

健康づくりの推進。

健康づくりの対策としては、本年度、第3期健康プラン新十津川を策定し、町民自らが健康に関心を持ち、健康増進に取り組むことができるよう、健康づくりの推進を図ってまいります。

また、健康診断とワンコイン検診の実施を継続し、健康ポイント事業の活用により受診率の向上や生活習慣病重症化予防対策を推進してまいります。

感染症対策としましては、新型コロナワクチン接種について、引き続き町内医療機関との連携を図り、無料で接種できる体制を確保してまいります。

また、子宮頸がんワクチン接種は、令和4年度に国が積極的勧奨を再開したことから、勧奨を差し控えていた対象者も含めた年齢層で、ワクチン接種を希望する方に対して接種費用の全額を助成してまいります。

母子保健対策としましては、子育て世代包括支援センターを中心に、妊娠、出産、子育てに関する相談に応じ、地域の関係機関と連携しながら切れ目のない支援を継続してまいります。

また、妊産婦健康診査費用の助成を継続し、本年度から開始した産後ケア事業による母子の心身の安定を図り、安心して子育てができるよう支援してまいります。

3、活気あふれる産業がある。

3つ目は、活気あふれる産業があるまちです。

本町の基幹産業である農業、そして、商業、工業、林業の持続的な発展に向け支援するとともに、リニューアルしたふるさと公園を中心とした誘客により、まちへの交流人口の拡大を図り、町内経済の活性化に努めます。

農林業の振興。

農作業の効率化、収益を高めるべく推進しておりますスマート農業について、今後も強い農業の確立に向け、後付け型の自動操舵システムの導入に対する支援を継続するとともに、新たに自動運転の田植え機、トラクター及びコンバインを助成対象として拡大し、スマート農業の振興を図ってまいります。

また、有害鳥獣対策として、町猟友会の担い手が不足していることから、試行期間を経た上で地域おこし協力隊を任用し、担い手の確保に向けて取り組んでまいります。

さらに、本年度、町内事業者からの寄附を含め、ヒグマ用の箱わなを2台増やしました。遠隔で動画確認できるセンサーカメラも3台導入し、効率的な駆除対策に努めてまいります。

学園町営牧場の利用休止に伴いまして、自家放牧を行う際に必要となる有刺鉄線や牧柵などの設置費用の一部に対して支援してまいります。

森林の整備のためには、現地までの林道の確保が必要なことから、森林環境譲与税を活

用した林道の排水機能強化を本年度から5か年計画で進めてまいります。

商工業の振興。

商工業におきましては、町内にいろいろなお店や事業所があり、活気に満ちた状況が町民や商店街にとって望ましいことから、町内における起業に対する支援や既存の中小企業者による前向きな取組に対しまして、引き続き力強く支援してまいります。

観光の振興。

ふるさと公園のリニューアルにつきましては、昨年、一足早くオープンしたしんとつかわキャンプフィールドに続き、本年4月には、特徴的な大屋根のテラス施設や噴水広場、大型ネット遊具などを備えグランドオープンいたしました。町内外から多くの皆さまに訪れていただけるよう、テレビコマーシャルを活用したPRや町観光協会のホームページやSNSとも連携し、また、この公園を活用したイベントの開催を支援することにより賑わいの創出に繋げ、ふるさと公園を中心としたまちの魅力発信を強化してまいります。

なお、ふるさと公園への来園者の利便性向上や個々のSNSからの情報発信効果にも期待をし、リニューアルしたエリアにWi-Fi環境を整備するとともに、しんとつかわキャンプフィールドの利用予約について、WEB上でも手続きできる環境を整備してまいります。

4、心やすらぐ備えがある。

4つ目は、心やすらぐ備えがあるまちを目指します。

町民の皆さまと行政との連携協力のもと、防災、減災対策、防犯体制の強化を進め、安全で安心して暮らせる環境づくりに努めてまいります。

消防・救急体制の充実。

広域連携で進めております消防、救急体制について、本年度は救急車に配備が必要な資機材で老朽化しているものを更新してまいります。

防災体制の強化。

防災能力を高めるため河川の土砂上げ、樹木伐採を進めるとともに、排水機場において老朽化した設備について計画的な整備と更新を行い、洪水等の対策に努めてまいります。

また、災害時における初動対応力を高めていただけるよう、避難所開設キットの導入を促進してまいります。本年度は、3つの自主防災会をモデル地区とし、開設キットを活用した避難所運営研修とセットで導入いただくことで、災害対応力や共助力の強化に繋げてまいります。

生活安全体制の充実。

道路照明灯のLED化を積極的に進め、明るく安全な環境づくりと、CO<sub>2</sub>の削減を図るとともに、安全・安心推進協会や交通安全指導員会などと連携しながら、交通安全運動、防犯パトロール活動を進めてまいります。

また、近年は消費生活トラブルが全国的に増加しており、警察、消費者協会と連携し、トラブルに遭わないための情報提供、トラブルに遭った場合の相談受付など、注意啓発等を図ってまいります。

5、未来を叶える学びがある。

5つ目は、未来を叶える学びがあるまちを目指します。

未来を担う子どもたちの健やかでたくましい成長を支えるため、ICTの活用による学

習環境の充実や、安全で快適な教育環境の整備を計画的に進めてまいります。

また、部活動の地域移行につきましては、教育関係機関や団体等との協議を行いながら円滑に進めてまいります。

今年、北海道日本ハムファイターズが進める応援大使事業の対象自治体に選ばれたので、エスコンフィールドでの野球観戦ツアーの開催や野球教室、球団等による講演会の開催などをファイターズと連携のもと進めてまいります。

6、助け合う絆がある。

6つ目は、助け合う絆があるまちを目指します。

アフターコロナへの転換期を迎え、町民、地域、行政が共に関わり、多様な主体が協働する、人と人との繋がりを取り戻してまいります。また、先人たちが築き上げた、さまざまな方々との絆を大切に、連携強化を図ってまいります。

住民協働の推進・情報発信・広聴活動。

本町のルーツである、母村十津川村、母県奈良県との絆を深めていくため、令和2年度に実施することとしておりました奈良県への団体訪問支援につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により実施できていませんでしたが、5類へ移行されたこともあり、本年度において三者協定の構成団体がこの事業を実施する際、費用の一部を支援することといたします。

昨年、ふるさと公園で開催されたSORAONは、町内外から約3千人の来場がありました。本年度は、本町の効果的なPRにも繋がることから協賛することとし、当日の来場者はもちろんのこと、イベント開催までの各種告知により新十津川が発信されることで、関係人口の増にも繋がるものと大きく期待するところでございます。

また、本町の認知度を高めるとともに、交流人口、関係人口の増加を目指し、近年注目を集めておりますドローンを活用した取組として、本年度からドローンスクールの設立、テストコースの整備、ドローン物流の実証などを国の助成制度を活用して行う、ドローンを核としたまちづくりを進めてまいります。

広聴活動につきましては、従来のまちづくり懇談会の開催方式だけでなく、若い世代向けなどを想定したWEB会議方式も開催手法の一つに加え、まちづくり懇談会以外でも皆さまの町政に対するご意見を伺う機会を創出してまいります。

健全財政の堅持。

これまで説明させていただいた必要な整備、支援などの施策を進めるには、健全財政を維持していくことが重要であり、国や北海道などの助成、有利な起債などを活用するとともに、費用対効果を考えながら、将来にわたって盤石な財政基盤を守ってまいります。

また、町税及び保育料につきましては、本年度からコンビニエンスストアでの納付や電子マネーによる納付ができるよう運用を開始しましたところ、順調に収納が進んでおりますことから、来年度に向け、公営住宅及び下水道の使用料の収納も加えるよう準備を進めてまいります。

終わりに。

私たちのまち新十津川町は、母村十津川郷から連綿と伝わる不撓不屈、質実剛健、一致団結の精神と先人のたゆまぬ努力で、現在のまちが築かれました。

私はこの先人の思いを忘れることなく、町政のかじ取り役として、このまちを将来に繋

いでいくという強い使命感のもと、町民の皆さま、町議会議員の皆さま、町内各団体、町職員との対話を通じて、未来に向かって前進してまいります。

そして、新たに町長の任を担う私自身が新しい風となり、人と組織に明るい繋がりを増やしていくことで、もっと住みよいまち、もっと明るく元気なまちを目指し、皆さまと共に汗をかいて取り組んでいく所存でございます。

結びに、町議会議員の皆さまをはじめ、町民の皆さまのご理解とご協力を心よりお願い申し上げます。令和5年度の町政執行方針とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（小玉博崇君） 以上をもちまして、町政執行方針演説を終わります。

---

### ◎教育行政執行方針演説

○議長（小玉博崇君） 日程第9、教育行政執行方針演説を行います。

教育長。

[教育長 久保田純史君登壇]

○教育長（久保田純史君） 議長のお許しをいただきましたので、令和5年度教育行政執行方針を申し述べます。

はじめに。

令和5年第2回定例会の開会に当たり、教育委員会所管行政の執行に関する主要な方針と施策を申し上げます。

国内はもとより昨今の世界の情勢は刻々と変化が続いており、一人ひとりが時代の変化に対応できるよう主体的、持続的に学び続けられる環境の整備が求められております。

本町では、第2期、まち、ひと、しごと創生総合戦略で定めた目指すべき姿を、子育て支援と教育を核とした子どもの笑顔があふれるまちと定めており、その実現のため、本町に住んでみたい、住んで良かったと満足していただけるよう教育行政を進めてまいります。

こうしたことから、学校教育の場においては、子どもたちが急激に変化する社会を切り拓くために必要な資質、能力を身に付けることが重要であり、社会教育の場においては、町民の皆さまが、生涯にわたり心豊かに健康に暮らしていけることを目指し、新十津川町第6次総合計画の目標である、未来を叶える学びの実現に向け取り組んでまいります。

それでは主要政策の学校教育の充実と生涯学習の充実について申し上げます。

学校教育の充実。

変化する時代に対応できる確かな学力の育成。

教職員、児童生徒1人当たり1台のタブレット端末を活用した主体的、対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進めるとともに、文部科学省の学びの保障・充実のための学習者用デジタル教科書実証事業で、小学校は外国語、算数、中学校は英語の教科書でデジタル教科書を使用した個別最適な学びと、みんなで考えを交わし思考を深める協働的な学びを推進してまいります。

さらに、児童生徒向けの新聞社教育用記事データベースサービスを導入し、学習教材に活用いたします。

基礎的な学力の確実な定着を目的とした指導体制を確立するため、5、6年生の担任による国語と算数の学年内教科担任制を始め、小学3年生から6年生までの外国語活動及び

外国語、その他の教科も学年に応じて専科教諭による教科担任制を行うとともに、国語や算数のティームティーチング授業も行い、授業の質の向上と中学校の教科担任制への円滑な移行を進めてまいります。

さらに、町費の学習支援サポーターを適正に配置し、学力と学習意欲の向上を図ってまいります。

また、中学校教諭による小学6年生を対象とした乗り入れ授業を行い、中学校への円滑な接続を進めてまいります。

中学生につきましては、指導教科免許を有する教育充実指導講師やティームティーチング並びに少人数習熟度別指導を行う学力向上推進講師を配置し、指導体制の強化を図るとともに、英語教育につきましても、ALT 1人が任期満了となるため、後任のALTを招致し、小、中学校でALT 2人配置とすることでリスニング能力を中心に英語力の向上に努めてまいります。

各種検定助成につきましては、語彙力の向上や漢字能力の向上を促進するため、小学6年生及び中学生には漢字検定の検定料を、中学生の着実な英語力向上を促進するため、中学3年生には3級以上の英語検定の検定料を全額助成いたします。

また、教育振興会による教諭の公開授業を行い指導力の向上を進めるなど、義務教育9年間を見通した指導体制を推進してまいります。

きめ細やかな特別支援教育の推進。

特別支援教育につきましては、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善し、克服していけるよう、町費の特別支援学級支援員を4人配置し、きめ細やかな指導を行い支援体制とインクルーシブ教育の充実に努めてまいります。

また、児童の知的発達の状態などの参考となる検査キットを導入し、児童の知能発達状態を把握し、児童に寄り添ったきめ細やかな指導や支援を行ってまいります。

地域と連携した信頼される学校づくりの推進。

学校運営協議会につきましては、学校支援地域本部との連携のもと、地域資源や人材活用を図り、特色ある学校づくりに取り組むとともに、保護者や地域住民が学校運営に参画し、学校運営の改善や児童生徒の健全育成、学校、児童生徒、保護者が抱える身近な課題についての情報共有と情報交換を行ってまいります。

まちへの愛着を深める教育の推進。

本町開拓の歴史と文化を理解し、郷土愛を育むことを目的とした母村訪問交流事業を、今年度は、コロナ禍により参加できなかった学年を含む中学生全員と小学5年生を参加対象とし4年ぶりに実施いたします。

また、修学旅行で来町した母村十津川村の中学3年生と本町の中学3年生が互いの絆を深める交流学习を実施いたしました。

基幹産業である農業を学ぶため、関係機関の協力をいただき、小学5年生の田植え、稲刈りの体験を農業高校生の指導のもと実施いたしました。

さらに、今年度から小学4年生を対象に、北海道ボールパークFビレッジ内に併設された、KUBOTA AGRIFRONTに出向き、人が生きていく上で欠かすことのできない食と農業の魅力や可能性について学習いたします。



社会を生き抜く力を育てる教育の推進。

キャリア教育の推進につきましては、地域社会に対する理解を深めるとともに、自らが望むライフキャリアの実現を見据え、勤労観、職業観の醸成を図るため、町内企業の協力による職場体験などに取り組んでまいります。

環境教育につきましては、熱供給センターと燃料となるチップの製造工場の見学を実施し、エネルギーの地産地消とカーボンニュートラルなどについて学ぶ機会を提供し、本町が推進するゼロ・カーボンに関する教育を推進してまいります。

防災教育につきましては、北海道教育委員会が推奨する1日防災学校を小学校全学年を対象に実施するほか、中学生につきましては、修学旅行で東日本大震災による被災地を訪問し、災害から命を守ることの重要性や今後の生き方を学ぶ震災体験学習プログラムを実施いたしました。

互いを思いやる豊かな心の育成。

基本的な倫理観や、他人を思いやり尊重する心、生命を大切に作る心、規範意識や公共心を養う教育活動の推進を図るため、中学校では様々な分野で活躍している講師を招き特設道徳講演会を開催いたします。

いじめ防止に関する取り組みとしては、児童生徒の変化をQ-Uテストやアンケートなどにより把握し、未然防止、早期発見、早期対応に努めていくほか、小、中学校、農業高校の児童会や生徒会が主体となる仲間づくり子ども会議を開催し、いじめのない学校づくりを町内の学校で一貫して取り組んでまいります。

不登校傾向にある子どもについては、早期に対応し、スクールカウンセラーや滝川市適応指導教室など関係機関と連携を図り、困ったときや不安なときにはいつでもSOSを発信できる学校づくりに努めてまいります。

また、子どもたちに本物の舞台芸術に触れる機会を提供し、芸術文化を愛する心を育て豊かな情操を養うため、芸術文化鑑賞事業を雨竜町と共同で実施いたします。

生涯にわたり健康に過ごせる健やかな体の育成。

本町の子どもたちの傾向を的確に捉え、生活習慣や運動習慣の改善に努めるとともに、小学校では、体育の授業に専門講師を招聘し、体力、運動能力の向上に取り組んでまいります。

学校給食につきましては、地場産食材を地元農家、農業高校や農協等の協力を得て積極的に取り入れ、高度クリーン米の基準で生産された町内産ふっくりんこ、本町産米粉シロップなど、雨竜町を含めた町内産生鮮野菜の使用率50パーセント以上を維持し、安全、安心な学校給食を提供してまいります。

食育につきましては、栄養教諭を中心に授業や給食だより、母村十津川村の特産品を活用した絆給食などを通じて、食と健康、食習慣の定着、食文化の継承、地元食材に関する学習などを行ってまいります。

施設整備につきましては、導入後年数が経過している焼き物調理、蒸し物調理機器の更新のほか、給食調理に関わる残さの処理設備及び食缶洗浄機部品の取り替えを行い、安全稼働による美味しい給食の提供に努めてまいります。

また、小中学生の保護者の経済的負担軽減のほか、子育て支援、食育の推進、少子化対策などを目的として実施される学校給食費の無償化につきましては、本年8月からの実施

を進めてまいります。

教育の質を高める働き方改革の推進。

学校における働き方改革につきましては、働き方改革推進委員会において、時間外勤務の公表を行い、学校業務の効率化、平準化を進めてまいります。

また、スポーツ庁及び文化庁が推進する部活動の地域移行につきましては、北海道が策定した北海道部活動の地域移行に関する推進計画に基づき、町内のスポーツ少年団など関係機関と検討を進めてまいります。

家庭学習習慣の定着と家庭教育力の向上。

I C Tを活用した学習教材の導入につきましては、昨年度中学校に導入したオンライン学習コンテンツ、A Iドリルを小学校にも導入し、家庭学習や授業の振り返りで活用いたします。

中学校では、A Iドリルなどにより、学習した内容の振り返りや苦手分野の反復学習に取り組むほか、部活動の休養日に放課後学習サポートを行い、学力向上に努めてまいります。

また、保護者を対象とした空知教育局が主催する空知親学セミナーを開催し、家庭における子どもの生活習慣改善に努めてまいります。

環境に左右されない健やかな学びの支援。

子どもたちが、経済的理由などに左右されず安心して教育が受けられるよう、小、中学生の就学援助を継続し、大学などの進学を支援する無利子の奨学金貸付制度につきましても、希望者に対する貸付金の増額を継続してまいります。

また、本町から通学できる高等学校等の選択肢を広げ、子どもの教育に係る経済的な負担の軽減を図る高等学校等遠距離通学者支援事業につきましても、内容を見直し高等学校等通学費助成事業として実施してまいります。

小・中学校施設等の適正な維持管理。

学校施設等については、新十津川町学校施設長寿命化計画に基づき、適切な維持管理に努めてまいります。

児童生徒の学び舎である校舎施設について、安全、安心して利用できるよう老朽化していた小学校の重油地下タンクの修繕及び中学校体育館、スクールバス車庫の外壁改修工事と屋外トイレの撤去を実施いたします。

また、築年数35年を経過した教員住宅1棟の解体を実施いたします。

地域に根差した農業高校づくりの支援。

新十津川農業高等学校は、農業や福祉を通して地域社会を担い、産業の各種分野で自律する人材を育てる中北空知唯一の農業高校であり、今年度は、長年の夢であった普通教室棟が道産材を活用し、省エネルギーに配慮したぬくもりのある近代的校舎として落成し、8月から供用開始の運びとなります。

さらに、生徒と町民が学習やイベントを通じて交流できるスペースもでき、食品製造研修会や食用ほおずきなどの地域資源を活用した地域振興が期待されることから、遠距離通学費や資格取得の助成なども含めた、生徒から選ばれる魅力ある高校づくりを支援し、入学者の確保に努めてまいります。

また、昨年締結した奈良県五條市と本町における交流都市提携事業の一環として、7月

に五條市立西吉野農業高校生が来校し、初めて行われる両高校生徒による交流学習をサポートしてまいります。

生涯学習の充実。

社会教育におきましては、昨年度に第8期新十津川町社会教育実施計画を策定いたしました。

自ら学び、地域の中で心豊かに生きる、共に支え合う、仲間と地域と環境づくりを重点目標に、活動を6つの領域に分けて事業を推進してまいります。

社会の変化に対応した学習活動の提供。

町民一人ひとりが生涯にわたって主体的に学び続けられるよう、多様化する学習ニーズに応え、生涯を通じた学習活動の支援を行うとともに、青少年期における様々な体験活動や学習機会を提供してまいります。

町内で活動する社会教育団体につきましては、各団体の高齢化による会員減少などの状況にありますが、団体と連携を図り活動を助長してまいります。

学びの場の拠点となる未来へつながる大切な家の願いから、みらいえに愛称が決定した農村環境改善センターにつきましては、入口前道路の舗装改修を行い、利用者にとって使いやすい施設となるよう整備してまいります。

青少年教育を推進する地域教育の充実。

家庭、地域、学校が互いに協力した、地域における子どもの見守り体制を強固にするため、青少年健全育成町民会議が中心となり地域全体での青少年教育に努めてまいります。

子ども会活動につきましては、単子子供会運営業務の効率化などの助言を行うほか、地域と連動した活動を継続して行えるよう連携を図ってまいります。

また、とっぷ子どもゆめクラブと連携し、子ども会組織がない地域の子どもたちの受け皿づくりを進めてまいります。

シニア世代の学習活動の支援。

シニア世代の学習活動を促進するため、ふるさと学園大学などの生涯学習講座やゆめりあ部会などの仲間づくり活動について情報発信を行ってまいります。

ふるさと学園大学につきましては、参加者の増加と継続率向上のため、軽運動や芸術鑑賞などカリキュラムの見直しと、参加年数や参加回数に応じたとくとっぷカードポイントの付与など、学びの継続が励みになる仕組みづくりを進めてまいります。

豊かな心を育む読書活動の推進。

子どもの読書活動の中心となる図書館は、新十津川町子どもの読書活動推進計画に基づき、すべての子どもが読書に親しみながら成長していくため業務委託業者と連携し、特色ある講演会、コンサート、講座の開催など、利用者の興味関心を喚起し、図書館に足を運んでもらえる事業を展開してまいります。

また、利用者の安全確保のため、自転車置き場軒天修繕、トップライトの防水改修などを実施してまいります。

芸術・文化活動に親しむ機会の充実。

鑑賞事業につきましては、幅広いジャンルの芸術鑑賞の機会を提供するとともに、町民とふれあいを通して音楽と親しむまちづくりを進めてまいります。

8月に開催する加藤登紀子コンサートでは、男声合唱団スノーグリー、アザレアコーラ

スなど地域の合唱グループが共演する参加型のコンサートとして実施いたします。

芸術、文化活動を行っている団体につきましては、会員の減少とそれに伴う活動回数の減少が顕著になっているため、活動の活性化に向け支援を行っていくとともに、文化祭、音楽祭をはじめ、成果の発表機会の充実に努めてまいります。

獅子神楽や踊りなど、歴史と風土に根ざした伝統文化や郷土芸能につきましては、大切な町の財産として、保存や活動の支援に努めるとともに、普及伝承に向けた情報発信にも努めてまいります。

まちの開拓の歴史を後世に伝える開拓記念館につきましては、北海道開発局協力のもと、石狩川に関する河川改修や治水工事の歴史などを学ぶことができる特別企画展示を実施するなど、集客のため、広くPRを進めてまいります。

また、アートの森彫刻体験交流促進施設かぜのびにつきましては、指定管理者と連携し、国内外で活躍するアーティスト・デザイナーなどを講師として招聘し、芸術的センス、想像力、表現力を学べる、かぜのびアートワークショップを実施いたします。

健康維持と技術力の向上を図るスポーツ活動の促進。

新十津川町生涯スポーツ推進計画に基づき、新十津川スポーツクラブを始めとする関係機関と連携して、主体的に1日1回の運動を目標とする1・1運動を普及するため、ウォーキング事業など、手軽に行える運動の推進を図ってまいります。

スポーツ体験事業につきましては、北海道日本ハムファイターズとの連携による少年野球教室やチアダンスクリニックを継続いたします。

幼少期における運動や様々なボールゲームへの興味を持ってもらうきっかけづくりとして、一般社団法人日本トップリーグ連携機構が主催するSOMP Oボールゲームフェスタ2023を開催いたします。

元日本代表としてラグビーワールドカップに3度出場した大野均選手をはじめ、トップアスリート9人を講師に、未就学児から小学低学年を対象にした親子で行える運動教室、小学高学年には、ラグビー、サッカー、バレーボール、バスケットボールの4種目の体験教室を実施いたします。

町内競技者や競技団体に対しましては、全道、全国大会出場費用の支援や、町内における競技会開催の支援を通じ、競技人口の拡大と選手の競技力向上に努めてまいります。

スポーツ施設の維持管理につきましては、ふるさと公園内体育施設指定管理者と連携を図り、適切な維持管理を継続してまいります。

また、良好な施設運営と合宿などの利用促進を図るため、ピンネスタジアムの照明設備の交換修繕と内野表層土の整備を実施いたします。

おわりに。

以上、令和5年度の教育行政執行に当たり、主要な施策の一端を申し述べました。

日常生活だけでなく、様々なイベントや活動が、コロナ禍前の状況を取り戻しつつある状況の中、教育委員会といたしましては、関係機関と連携を図りながら、アフターコロナ、ウィズコロナの状況に合わせて、町民の健康保持と安全を第一に考え、子どもたちへの学びの保証、町民の皆さまへ学習機会や運動機会の提供、さらには町民相互の交流や世代間交流の充実に向けて取り組んでまいります。

未来に夢を持ち子どものしあわせなまちづくりに、町議会議員の皆さま並びに町民の皆

さまの一層のご理解とご協力を心からお願い申し上げ、教育行政執行方針といたします。  
どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（小玉博崇君） 以上をもちまして、教育行政執行方針演説を終わります。  
ここで、午後1時10分まで休憩といたします。

（午後0時10分）

---

○議長（小玉博崇君） 休憩をとき、会議を再開いたします。

（午後1時10分）

---

◎報告第3号の上程、報告、説明及び質疑

○議長（小玉博崇君） 日程第10、報告第3号、専決処分の報告についてを議題といたします。

内容の報告及び説明を求めます。

町長。

〔町長 谷口秀樹君登壇〕

○町長（谷口秀樹君） ただいま上程いただきました報告第3号、専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告をいたします。

次の3ページをお開きいただきたいと思います。

専決第3号。

専決処分書。

議決された契約金額の10分の1以内の額を増額することについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

専決年月日は、令和5年6月5日でございます。

内容を申し上げます。

1、契約の目的、新十津川駅跡地整備事業公園整備工事。

2、議決年月日及び議案番号、令和5年3月8日議案第12号。

3、契約金額の変更内容、変更前の額1億2,430万円、変更後の額1億2,664万3千円、増減額234万3千円の増であります。

4、変更の理由につきましては、令和5年5月30日に締結した北海道との協定に基づき、公園駐車場の入口となる一般道道学園新十津川停車場線敷地の整備費用を追加することによる請負額の変更でございます。

以上、提案理由と内容の説明をいたします。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（小玉博崇君） 内容の報告及び説明を終わります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、報告第3号、専決処分の報告についてを終わり、報告済みといたします。

---

◎報告第4号の上程、報告、説明及び質疑

○議長（小玉博崇君） 日程第11、報告第4号、令和4年度新十津川町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

町長。

〔町長 谷口秀樹君登壇〕

○町長（谷口秀樹君） ただいま上程をいただきました報告第4号、令和4年度新十津川町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、別紙のとおり繰越計算書を調製し、報告するものでございます。

なお、内容につきましては総務課長より説明申し上げますので、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（小玉博崇君） 報告を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 久保田篤司君登壇〕

○総務課長（久保田篤司君） それでは、ただいま上程いただきました報告第4号、令和4年度新十津川町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、内容の説明を申し上げます。

本件につきましては、令和4年度の予算におきまして繰越明許費の議決をいただいたものについて、令和5年度に繰越しましたので、その報告をさせていただくものでございます。

議案、7ページをご覧ください。

2款総務費、1項総務管理費、ファイルサーバ更新事業、金額1,048万3千円、翌年度繰越額1,030万7千円、すべて一般財源です。繰越の内容は、職員等が作成した行政データを保存するファイルサーバ機の更新となっております。

2款総務費、1項総務管理費、シンククライアントサーバ更新事業、金額2,500万円、翌年度繰越額2,453万円、すべて一般財源です。繰越の内容は、職員個々が業務で使用するパソコン、シンククライアントサーバ機の更新となっております。

次に、4款予防費、1項保健衛生費、新型コロナウイルス予防接種事業は、金額110万円、翌年度繰越額109万円、未収入特定財源は、全額国道支出金で109万円、3月下旬の接種による金額の確定が令和5年4月1日以降で、国保連から経由して請求される接種費用等となっております。

次に、6款農林水産業費、1項農業費、肥料価格高騰緊急対策事業は、金額、翌年度繰越額ともに800万円、すべて一般財源です。国の肥料価格高騰対策事業の実績に連動して、町の助成額を決定することとしております。

次に、7款商工費、1項商工費、ふるさと公園再整備事業は、金額、翌年度繰越額とも

に7,315万円、未収入特定財源は、町債7,300万円で、一般財源は1万5千円です。内容としましては、ふるさと公園の水景・遊戯施設の整備事業となっております。

最後に、8款土木費、4項都市計画費、新十津川駅跡地整備事業は、金額、翌年度繰越額ともに650万円、既収入特定財源90万円、未収入特定財源は国道支出金で170万円、町債370万円、一般財源20万円です。内容としましては、新十津川駅跡地の整備事業で、国から追加で交付金が受けられることとなったため、繰越しの手続きを行ったものでございます。

合計いたしまして、金額5,839万8千円、翌年度繰越額5,774万2千円、既収入特定財源90万円、未収入特定財源は国道支出金279万円、町債1,100万円、一般財源は4,305万2千円でございます。

以上、令和4年度一般会計繰越明許費繰越計算書の内容を申し上げます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

失礼しました。訂正箇所がございます。

7款商工費、1項商工費、ふるさと公園再整備事業につきまして7,300と申しましたけれども、731万5千円ということで、金額、翌年度繰越額とも731万5千円となっておりますので、訂正させていただきます。申し訳ありませんでした。

○議長（小玉博崇君） 内容の説明を終わります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、報告第4号、令和4年度新十津川町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを終わり、報告済みといたします。

---

#### ◎報告第5号の上程、報告、説明及び質疑

○議長（小玉博崇君） 日程第12、報告第5号、令和4年度新十津川町農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

町長。

〔町長 谷口秀樹君登壇〕

○町長（谷口秀樹君） ただいま上程いただきました報告第5号、令和4年度新十津川町農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、別紙のとおり繰越計算書を調製し、報告するものでございます。

なお、内容につきましては住民課長より申し上げますので、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小玉博崇君） 報告を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

住民課長。

〔住民課長 長島史和君登壇〕

○住民課長（長島史和君） ただいま上程いただきました報告第5号、令和4年度新十津川町農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について、内容の説明を申し上げます。

本件につきましては、令和5年第1回定例会において繰越明許費の議決をいただいたもので、令和5年度に全額繰り越しの措置を行いましたので、報告させていただくものでございます。

議案書、11ページをご覧ください。

1款農業集落排水事業費、1項下水道維持費、農業集落排水施設維持管理事務、金額、翌年度繰越額ともに3,000万円、財源は、国道支出金1,500万円、町債1,500万円、一般財源0円でございます。内容でございますが、花月地区農業集落排水処理場の機能強化工事（機械・電気設備の更新工事）に係る補助金の追加内示があったことから、これを繰越して執行するために、繰越の手続きを行ったものでございます。

以上、令和4年度農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書の内容説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（小玉博崇君） 内容の説明を終わります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、報告第5号、令和4年度新十津川町農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを終わり、報告済みといたします。

---

◎報告第6号の上程、報告及び説明

○議長（小玉博崇君） 日程第13、報告第6号、株式会社新十津川総合振興公社の経営状況の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

町長。

〔町長 谷口秀樹君登壇〕

○町長（谷口秀樹君） ただいま上程いただきました報告第6号、株式会社新十津川総合振興公社の経営状況の報告について。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、株式会社新十津川総合振興公社の経営状況を説明する書類を添付し、報告をするものでございます。

なお、内容につきましては副町長より申し上げますので、ご承認賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（小玉博崇君） 報告を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 寺田佳正君登壇〕



○副町長（寺田佳正君） ただいま上程いただきました報告第6号、株式会社新十津川総合振興公社の経営状況の報告についてご説明を申し上げます。

お手元の令和4年度第50期事業報告書により、ご説明を申し上げます。

1 ページをお開き願います。

事業報告は、記載のとおりで、取締役会を3回、監査6回の開催となっております。

続きまして2ページ、業務の執行状況をご覧ください。

1、特産品販売事業ですが、売上高は3,991万7千円、費用2,900万2千円となり、差引き1,091万5千円の利益となっております。

(1)の特産品発送事業は、ゆうパックのカタログ販売でございます。

(2)は、ふるさと納税返礼品発送で、振興公社発送分を記載しております。合計で2,283件、昨年から264件の減となっております。

減少が大きいものにつきましては、赤肉メロン2玉ゼリーセット、アスパラのSM2キログラム、反対に大きく増えたものとしたしましては、メロン1箱、アスパラのL1キログラムといったものとなっております。

ふるさと納税業務全体売上額としましては1,724万5千円、返礼品に係る部分の売上は、送料を含めまして1,361万3千円で、昨年から約21万円の増加となっております。

町から受託しております、ふるさと納税受付業務委託料は363万2千円の売上で、こちらは昨年と比較すると約22万円の減となります。

3 ページをお開き願います。

(3) 展示販売等でございますが、町内のイベントに4回、奈良県橿原市のまほろばキッチンに1回出店をしております。

2の物産館レストラン事業につきましては、コロナ禍における支援をいただきながら運営した結果、売上高は1,001万5千円、費用は846万9千円で、差引き154万6千円の利益となっております。

昨年と比較すると売上で214万7千円の増、差引収益では69万8千円の増となりました。

(2)に、昨年度町が実施いたしました緊急経済対策事業、お食事200円割引クーポンの使用枚数を記載しております。6月10日から7月20日、10月22日から11月30日、1月17日から2月28日の計3回の事業がございました。

それぞれの使用枚数は記載のとおりでございますが、実施期間中の売上は、例年の1.5倍から2倍の売上となっております、非常に効果の高いものでございました。

次に、3の加工事業ですが、売上高5,340万4千円、費用5,788万3千円となりまして、差引き447万9千円の損失となっております。

出荷量は、徐々にコロナの前に戻りつつはあるものの、マイナスの大きな要因となっております。

プラス面の要素といたしましては、受託加工でありますカボチャ加工の数量が好調に伸びたことから、差引収益の改善に大きく寄与するものとなっております。

加工品の詳細につきましては、(1)から(9)に記載しておりますので、お目直しをお願いいたします。

(9)のお米シロップでございますが、業務用で804キログラムの製造でございます、昨年の125キログラムから大きく増加となっております。

こちらは、日糧製パンの商品でございますクロワッサンの原料の一部として使用していただいているもので、パンにつきましては、レギュラー商品として通年販売されているものでございます。

4 ページの下段の方ですが、4、宿泊施設事業です。

サンヒルズサライとヴィラトップの2施設がございまして、両施設を合わせた売上は9,614万1千円、費用が1億1,400万9千円で、差引き1,786万8千円の損失となっております。

5 ページをお開きいただきまして、(1)の表、計の欄、サライ全体の宿泊者は6,912人で、前年比1,479人、27.2パーセントの増、ヴィラトップは557棟、2,973人の利用があり、前年比614人、26.0パーセントの増となっております。

資料に記載はございませんが、サライ・レストランにおける緊急経済対策事業、お食事200円割引クーポンの使用状況についてご説明をいたします。

レストランでのクーポン券利用は、テイクアウトを含めると2万215人となりまして、前年比4,464人の増加、コロナ禍前と比較しますと5,883人の増となりまして、内訳は、町内の方が7割、町外の方が3割の利用となっております。

次に、7ページ、8ページをお開き願います。

貸借対照表、損益計算書でございますが、各部門の状況につきましては、今ほど申し上げましたので、全体額のみ申し上げます。

8 ページ、下の表、事業別差引収益・営業利益の最下段、計の欄でございます。

売上高2億4,113万3,100円、費用が2億4,959万8,915円、差引利益846万5,815円のマイナスとなります。

損益計算書の中ほどに、営業利益⑤がこの金額となりますが、これに営業外利益⑧の641万5,287円を加えた⑨の欄、マイナス205万528円が経常利益、ここから法人税等を差し引いた当期の純利益は、一番下、221万8,528円のマイナスとなります。

なお、営業外収益の雑収益、こちらの内訳でございますが、雇用調整助成金が約80万円、商工会からの支援金が401万円、国・道の支援金160万円が主なものでございます。

剰余金の処理といたしましては、9 ページをお開きいただきまして、一番下に剰余金の処分に関する資料を掲載してございます。

当期純利益マイナス221万8,528円を、前年度繰越利益剰余金に加えた2,489万3,434円を次年度に繰越すことといたします。

次に、再度7ページにお戻りいただきまして、貸借対照表をご参照願います。

資産の部でございます。

1、流動資産は、合計で8,467万3,265円。

2、固定資産は、合計333万8,195円。

3、投資その他資産は511万円で、内訳といたしましては、金滴酒造に500万円、滝川酒販協同組合に10万円、北門信用金庫1万円でございます。

資産の部の合計は9,312万1,460円となります。

次に、負債の部でございます。

1、流動負債は合計1,822万8,026円で(2)の未払金は、パート従業員の3月分賃金、4の預り金は、所得税となります。

2、固定負債の3,000万円ですが、令和2年6月に運転資金として借入れを行いましたセーフティネット4号の借入金となります。

次に、純資産の部です。

1、資本金2,000万円。

2、利益剰余金は2,489万3,434円で、先ほどの令和4年度の純利益と、令和3年度以前の繰越金を加えたものとなります。

負債の部合計と純資産の部の合計が9,312万1,460円となりまして、資産の部の合計と符合いたすこととなります。

以上、報告の第6号、株式会社新十津川総合振興公社の経営状況の報告についての説明とさせていただきます。

○議長（小玉博崇君） 内容の説明を終わります。

以上で、報告第6号、株式会社新十津川総合振興公社の経営状況の報告についてを終わり、報告済みといたします。

---

#### ◎報告第7号の上程、報告及び説明

○議長（小玉博崇君） 日程第14、報告第7号、一般財団法人ピンネ農業公社の経営状況の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

町長。

[町長 谷口秀樹君登壇]

○町長（谷口秀樹君） ただいま上程をいただきました報告第7号、一般財団法人ピンネ農業公社の経営状況の報告について。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、一般財団法人ピンネ農業公社の経営状況を説明する書類を添付し、報告するものでございます。

なお、内容につきましては産業振興課長より申し上げますので、ご承認賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（小玉博崇君） 報告を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

産業振興課長。

[産業振興課長 小松敬典君登壇]

○産業振興課長（小松敬典君） それでは、議長のお許しをいただきましたので、報告第7号、一般財団法人ピンネ農業公社の経営状況の報告をさせていただきます。

お手元の令和4年度第11期事業報告書に基づきご説明いたします。なお、この事業報告は表紙に記載のとおり、令和5年5月16日に理事会の決議が、また、5月18日には評議員会の承認を受けておりますことを申し添えさせていただきます。

はじめに、1ページをお開きください。

1の農地中間管理事業につきましては、経営移譲に伴う名義変更1件の手続きがございました。

2の多様な担い手の育成支援事業では、農業次世代人材投資事業の給付金事業を受け、新規就農した2組の農家に対し、報告書類の作成を行うとともに、そのうち1件の就農支

援資金の免除申請の手続きを行っております。

ピンネ農業公社独自の助成としまして、住宅賃借料の支援が3名、就農技術支援助成が1名、そのほかにドローンの免許取得助成7名への支援も行っております。

参考までに、ドローンの免許助成につきましては、平成30年度に助成制度を開始してから延べ107名の方が、この制度を利用して免許を取得したところでございます。

また、令和4年度中に認定した農業後継者は1名と報告を受けてございます。

3の修得センター事業につきましては、指定管理を受け4年目の年となり、常勤職員3名と繁忙期の臨時職員により運営を行っております。

ミニトマトにつきましては、サントリーとの契約栽培により販売単価が固定しておりますが、連作障害等により収量は減少しておりますし、次に2ページに移りますが、イチゴにつきましても4年目になりましたが、安定した収量を確保するまでには至ってございません。

その一方で、育苗品の販売は例年どおりミニトマト、メロン、長ネギの苗を中心に販売しております、計画どおりの売上げとなっております。

また、椎茸は計画数量よりも若干少なめの収量となりました。

修得センター運営全体では、燃料、肥料、光熱費が増高したことにより、収支全体で170万円ほどの赤字となっております。

次に、4番の中山間の事務委託は、昨年同様8集落から業務を受託しております。

5番の農作業人材マッチング事業は、農家からの登録が6件、働いてみたいとする方からの登録が1件で、その1件がマッチングに成功してございます。

年間の主な事業経過は、3ページと4ページに記載のとおりとなっております。

続いて、第11期決算についてご説明申し上げます

ページは5ページの貸借対照表をご覧ください。

資産の部、1の流動資産の未収金につきましては、3月の椎茸の売上分となっております。

2の固定資産の減価償却52万円ほどは、建物、付属設備、そのほか修得センターのビニールハウスに装着した自動巻上装置などの減価償却費の累計額になります。

資産合計として722万6,933円。

次に負債の部、未払費用につきましては、職員の3月分の人件費や保険料になります。

負債合計では210万1,878円となりました。

正味財産では、町と農協の出資金500万円を含め512万5,055円となっております。

6ページ7ページは、収入、支出のそれぞれの科目の前年度と対比した増減表になります。

次に、8ページの損益計算書になりますが、総括の表は割愛させていただきまして、9ページの損益計算書の収入内訳表のこちらの方をご覧ください。

まず上段、ローマ数字のⅠの公益事業収入では、2番の運営費負担金収入の決算額は、539万214円で、町7割、JA3割で負担し合っております。3番の諸収入は、営農振興対策協議会から受けた婚活事業の負担金7万円とその他利息になります。

次にローマ数字のⅡ、収益事業収入の内訳では、修得センターの収入としてミニトマトや椎茸の生産物販売収入として1,497万4,468円。メロン、ミニトマトなどの育苗品の販売

収入として992万9,851円。町と農協からの負担金368万5,786円。高齢者を雇用する際に国から受けました給付金が30万円などとなっております。

そのほか中山間集落からの事務委託が250万8千円で、収入合計が3,759万2,838円となりました。

次に、10ページの支出の内訳表になります。

はじめに、公益事業の多様な担い手育成経費としては、婚活事業の実施で34万1千円、各種助成事業で、住宅賃借料支援で2件、ドローン免許助成が7名分に助成しております。

3番の公社運営事業としては、場長の給料、手当、社会保険料などの人件費、ホームページの利用料、税理士委託料や車両のリース料が主なものとなっております。

次に、11ページ、収益事業会計の支出内訳になります。

1番の修得センターにつきましては、場長以外の常勤2名分の給料、手当、社会保険料及び繁忙期の臨時職員賃金など、人件費として1,105万円。資材、種苗費、肥料、農薬などの消耗品費として964万円。燃料費237万円。そのほか椎茸の農協選果手数料など395万円となっております。

2番の中山間事業は、町内10集落のうち8集落分の事務経費となっております。

公益事業、収益事業を合わせた支出合計は3,839万3,997円となりました。

11ページ下段の収支になりますが、公益事業の収支は、収入が606万948円、費用が605万3,983円、差引損益6,965円。

次に、収益事業は、収入が3,153万1,890円、費用が3,234万14円となりまして、80万8,124円の赤字となってしまいました。

修得センターにつきましては、経営をけん引しておりましたミニトマトが連作による収穫量不足、また、冬期間の椎茸につきましても、燃料、電気料の高騰により黒字に転換することができなかったと聞き及んでおります。

以上、一般財団法人ピンネ農業公社の経営状況の報告とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（小玉博崇君） 内容の説明を終わります。

以上で、報告第7号、一般財団法人ピンネ農業公社の経営状況の報告についてを終わり、報告済みといたします。

---

#### ◎議案第38号の上程、説明

○議長（小玉博崇君） 日程第15、議案第38号、新十津川町高等学校等通学費助成に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 谷口秀樹君登壇〕

○町長（谷口秀樹君） ただいま上程いただきました議案第38号、新十津川町高等学校等通学費助成に関する条例の制定について。

新十津川町高等学校等通学費助成に関する条例を次のように定める。

次のページをご覧ください。

提案理由でございます。

高等学校等に通学をする生徒等の保護者等の負担を軽減することにより、高等学校等への就学を支援し、もって教育の充実を図るため、この条例の制定について議決を求めるものでございます。

なお、内容につきましては教育委員会事務局長より申し上げますので、議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（小玉博崇君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 鎌田章宏君登壇〕

○教育委員会事務局長（鎌田章宏君） ただいま上程いただきました議案第38号、新十津川町高等学校等通学費助成に関する条例の制定について、内容のご説明を申し上げます。

こちらは、高等学校等遠距離通学費助成事業が令和5年3月末までの時限立法であり終了したことから、内容を見直し、継続する形で新たに制度化をしたいというものでございます。

条例の内容でございますが、第1条は目的を規定しておりまして、高等学校等に通学する生徒の保護者に対し、通学費の一部を助成することにより、高等学校等への就学を支援し、もって教育の充実を図るために本条例を制定するものです。

第2条につきましては、通学費の助成要件を規定しておりまして、本町の区域内から高等学校等に通学する生徒等のうち、公共交通機関を定期券を利用して通学する生徒の保護者に対し、通学費の一部を助成するものでございます。

第3条、助成金の額は、通学定期券購入費の月額から規則で定める額を控除した額とし、1か月当たりの助成金額の上限額は、生徒1人につき1万5千円とするものでございます。

なお、規則で定める額につきましては、町外の最も近距離の高校である滝川西高校、役場からですと約3キロへの通学定期代の額、また、滝川近郊路線の最低乗降区間1か月の通学定期券購入費とするものでございまして、現行の通学定期券購入費は7,200円でございます。

この額につきましては、すべての保護者に負担していただくこととするものでございます。

第4条につきましては、助成対象期間で、生徒が通学する高校等の修業年限を限度とするものでございます。

第5条は、交付を受ける場合は、町長に申請しなければならない旨を定め、第6条は、申請があった場合に、内容の審査及び助成金の交付の可否の決定までを定めております。

18ページをご覧ください。

第7条につきましては、助成金の交付の方法は、規則で定める旨を定めております。

第8条は、助成金の交付を可とする決定を取り消し、または交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる旨を定めております。

附則の第1項は、本条例は公布の日から施行することとし、令和5年4月1日から適用するものでございます。

第2項は、令和9年3月31日限りで効力を失うこととし、令和8年度までの4年間の時限立法としてございます。

第3項及び第4項は、令和9年3月31日限りで終了となりますが、その時点で高校生である者は、それ以降も在学している間は、本条例を適用する旨の経過措置を定めてまいります。

以上、議案第38号、新十津川町高等学校等通学費助成に関する条例の制定についての内容説明とさせていただきます。よろしくご審議いただき議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小玉博崇君） 以上で、議案第38号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

---

◎議案第39号の上程、説明

○議長（小玉博崇君） 日程第16、議案第39号、新十津川町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 谷口秀樹君登壇〕

○町長（谷口秀樹君） ただいま上程いただきました議案第39号、新十津川町国民健康保険税条例の一部改正について。

新十津川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

下段でございます。

提案理由でございます。

地方税法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、国民健康保険税の課税限度額の改正その他所要の改正を行う必要があるため、この条例の一部改正について議決を求めるものでございます。

なお、内容につきましては住民課長より申し上げますので、議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（小玉博崇君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

住民課長。

〔住民課長 長島史和君登壇〕

○住民課長（長島史和君） ただいま上程いただきました議案第39号、新十津川町国民健康保険税条例の一部改正について、内容のご説明を申し上げます。

今回の改正は、高齢化の進展による医療費増加及び保険税負担の公平性の確保と低所得者層の保険税軽減を図るため、地方税法の一部を改正する政令の施行に伴い、国民健康保険税の課税限度額の改正及び条文整理など、その他所要の改正を行う必要があるため、本町における国民健康保険税条例について改正を行うものでございます。

なお、課税限度額見直しに伴い、限度額に達する人は多少の負担増となりますが、ほとんどの方には影響はございません。

それでは、お手元の新旧対照表によりご説明させていただきますので、新旧対照表1ページをご覧ください。

第2条第3項は、後期高齢者支援金等課税額について定められ、法律改正に合わせ、限

度額を20万円から22万円に改正いたします。

第21条第1項は、国民健康保険税の減額について定められ、法律改正に合わせ、第1号では限度額を20万円から22万円に改正いたします。

2ページ。

第2号につきましては、低所得世帯に対する5割軽減基準を、第3号では低所得世帯に対する2割軽減基準を改正いたします。

第21条の2につきましては、引用条項の項ずれによる改正でございます。

3ページ。

第23条の2第2項は、特例対象被保険者等に係る申告について定められ、非自発的失業者の減額に係る申告を受領する際には、職業安定局長が定める事項を記載した通知の提示を受けなければならないことを定めております。

4ページ。

附則第2項から9ページの第13項までは、引用条項の項ずれによる改正でございます。

最後に、議案書の19ページに戻りまして、附則について申し上げます。

第1項で、この条例は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用いたします。

第2項は、適用区分について定めております。

以上、新十津川町国民健康保険税条例の一部改正についての内容説明とさせていただきます。よろしくご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小玉博崇君） 以上で、議案第39号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

---

#### ◎議案第40号の上程、説明

○議長（小玉博崇君） 日程第17、議案第40号、新十津川町税条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 谷口秀樹君登壇〕

○町長（谷口秀樹君） ただいま上程いただきました議案第40号、新十津川町税条例の一部改正について。

新十津川町税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

23ページをご覧ください。

提案理由でございます。

地方税法等の一部を改正する法律の施行等に伴い、所要の改正を行う必要があるため、この条例の一部改正について議決を求めるものでございます。

なお、内容につきましては住民課長より申し上げますので、議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（小玉博崇君） 提案者の提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

住民課長。

〔住民課長 長島史和君登壇〕



○住民課長（長島史和君） ただいま上程いただきました議案第40号、新十津川町税条例の一部改正について、内容のご説明を申し上げます。

今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、本町における税条例について所要の改正を行うものでございます。

主な改定内容といたしましては、温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税及び森林環境譲与税が創設されたことに伴い、市区町村において、個人住民税均等割と併せて一人年額1千円が課税されることとなりました。

それでは、お手元の新旧対照表によりご説明させていただきますので、新旧対照表をご覧ください。

はじめに、11ページ。

第34条の9第2項につきましては、個人町道民税に併せて、森林環境税を賦課徴収する旨が規定され、均等割が課税される方に一人1千円課税されるものでございます。

第36条の3の2第2項は、新たに規定されたもので、給与所得者の扶養親族等申告書について記載すべき事項がない場合には、異動がない旨の記載によることが出来るものとなりました。

12ページをご覧ください。

第36条の3の2第3項から第6項につきましては、第2項が新設されたことについての項ずれの修正でございます。

13ページをご覧ください。

第38条第1項は文言修正であり、第3項は森林環境税の賦課徴収の方法について新たに規定されました。

第41条は、個人の町民税の納税通知書について定められ、納税通知書に記載すべき納付額に森林環境税額を追加するものでございます。

14ページをご覧ください。

第44条第1項につきましては、給与所得に係る個人の町民税の特別徴収について定められ、納税通知書に記載すべき納付額に森林環境税額を追加するものでございます。

第2項から15ページ、第6項までは文言修正でございます。

16ページをご覧ください。

第47条は、給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れについて定められており、第1項は文言修正であり、第2項は特別徴収及び普通徴収への繰入れに関する改正でございます。

17ページをご覧ください。

第47条の2第1項は、公的年金等に係る所得に係る個人の町民税の特別徴収について定められ、公的年金等に係る所得割額及び均等割額に森林環境税額を含む旨を規定してございます。

第2号及び第2項は文言修正でございます。

18ページをご覧ください。

第47条の6は、年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れについて定められ、第1項は文言修正であり、第2項は普通徴収への繰入れに関する改正でございます。

19ページをご覧ください。

第82条は、種別割の税率について定められており、令和6年から電動キックボードを課税対象とするものでございます。ちなみに、税額は年2千円でございます。

20ページをご覧ください。

附則の第15条の2及び第16条の2につきましては、軽自動車税の環境性能割及び種別割の賦課徴収の特例について定められており、第4項、第3項の規定割合の改正でございます。

次に、議案書に戻りまして、附則についてご説明申し上げます。

議案書の22ページ中段の第1条で、施行日を定め、第1号は令和5年7月1日、第2号では令和6年1月1日と定め、第3号では令和7年1月1日と定めてございます。

また、第2条は町民税について、第3条は軽自動車税について改正条例の適用における経過措置を定めてございます。

以上をもちまして、議案第40号、新十津川町税条例の一部改正についてのご説明とさせていただきます。よろしくご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小玉博崇君） 以上で、議案第40号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

ここで、14時20分まで休憩といたします。

(午後2時10分)

---

○議長（小玉博崇君） 休憩をとく、会議を再開いたします。

(午後2時20分)

---

#### ◎議案第41号の上程、説明

○議長（小玉博崇君） 日程第18、議案第41号、令和5年度新十津川町一般会計補正予算第2号を議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 谷口秀樹君登壇]

○町長（谷口秀樹君） ただいま上程いただきました議案第41号、令和5年度新十津川町一般会計補正予算第2号。

令和5年度新十津川町一般会計補正予算第2号は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億4,616万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ67億8,801万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

債務負担行為の補正。

第2条 債務負担行為の追加は、第2表債務負担行為補正による。

地方債の補正。

第3条、地方債の追加及び変更は、第3表地方債補正による。

なお、内容につきましては副町長より申し上げますので、議決賜りたくよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（小玉博崇君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 寺田佳正君登壇〕

○副町長（寺田佳正君） それでは、ただいま上程いただきました議案第41号、令和5年度新十津川町一般会計補正予算第2号の内容をご説明申し上げます。

32、33ページをお開き願います。

歳入歳出予算補正事項別明細書により、補正のある款のみご説明を申し上げます。

歳入。

13款、分担金及び負担金。補正額58万8千円、計6,409万2千円。

15款、国庫支出金。補正額537万8千円、計4億6,945万1千円。

16款、道支出金。補正額4,656万9千円、計5億7,368万3千円。

19款、繰入金。補正額770万7千円、計5億7,290万8千円。

20款、繰越金。補正額1億5,783万3千円、計1億5,783万4千円。

21款、諸収入。補正額1,091万5千円の減、計1億8,566万8千円。

22款、町債。補正額1億3,900万円、計4億5,240万円。

歳入合計、補正額3億4,616万円、計67億8,801万円でございます。

続いて、33ページ、歳出でございます。

1 款、議会費。補正額144万1千円、計5,665万2千円。財源内訳、すべて一般財源でございます。

2 款、総務費。補正額8,130万4千円、計6億8,746万3千円。財源内訳、国道支出金3,587万円、その他財源520万7千円、一般財源4,022万7千円。

3 款、民生費。補正額1億908万7千円、計11億2,873万円。財源内訳、国道支出金17万5千円、地方債1億100万円、その他財源20万8千円、一般財源770万4千円です。

4 款、衛生費。補正額500万円、計5億9,659万3千円。財源内訳は、すべて国道支出金です。

6 款、農林水産業費。補正額1,453万円、計5億6,720万2千円。財源内訳、国道支出金133万2千円、その他財源319万8千円、一般財源1,000万円。

7 款、商工費。補正額138万円、計2億3,055万円。財源は、すべて一般財源です。

8 款、土木費。補正額7,513万9千円、計9億5,658万7千円。財源内訳、国道支出金957万円、地方債3,800万円、一般財源2,756万9千円です。

10款、教育費。補正額5,827万9千円、計6億313万4千円。財源内訳は、その他財源1,123万3千円の減額、一般財源6,951万2千円となります。

歳出合計、補正額3億4,616万円、計67億8,801万円。財源内訳、国道支出金で5,194万7千円、地方債1億3,900万円、その他財源262万円の減額、一般財源1億5,783万3千円となります。

次に、債務負担行為補正及び地方債補正の内容を申し上げますので、31ページをお開き願います。

第2表、債務負担行為補正。

追加で、除雪機械購入事業です。期間は、令和5年度から令和6年度まで、限度額は4,018万3千円となります。

現行14台の除雪車両により作業を行っていますが、市街地の住宅戸数増加により、除雪作業に時間を要する状況にあることから、除雪ドーザ1台を増強することといたしました。発注から納車まで1年を超える期間が必要とされる状況にあることから、債務負担行為の設定により、本年度において発注を行いたいとするものでございます。

次に、第3表、地方債補正です。

はじめに追加です。

1つ目が、道路照明整備事業債。限度額980万円。起債の方法、普通貸借又は証券発行。利率は5パーセント以内。償還の方法、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができるというものでございます。

2つ目は、高齢者福祉施設整備事業債。限度額1億100万円。起債の方法、利率、償還の方法については、道路照明整備事業債と同じでございます。

次に、変更で、限度額の補正となります。

1つ目が、橋りょう長寿命化事業債で、補正前限度額1,060万円、補正後限度額3,160万円。

2つ目が、公園長寿命化事業債で、補正前限度額530万円、補正後限度額1,250万円となります。起債の方法、利率、償還の方法についての補正はございません。

次に、48ページをお開き願います。

歳出の内容を申し上げます。

1款1項1目議会費。補正額144万1千円、計5,665万2千円。財源は、すべて一般財源です。

内容を申し上げます。2番、議会活動運営事業144万1千円は、議員の専門知識向上のための研修派遣費用と議会講演会の開催に係る費用を計上するものです。

続きまして、50ページになります。

2款1項3目財産管理費。補正額520万7千円、計1億5,634万2千円。財源は、すべてその他財源で、JR札沼線跡地整備等推進基金繰入金となります。

内容を申し上げます。3番、普通財産管理事務520万7千円は、旧札沼線跡地の一部区域の基盤整備事業が、令和6年度から着工となりますので、工事に支障となる南4号線から南5号線の間立木を伐採、抜根し、更地にするための経費となります。

次に、5目企画費。補正額7,589万4千円、計1億7,616万6千円。財源内訳は、国道支出金3,566万7千円、一般財源4,022万7千円でございます。特定財源は、デジタル田園都市国家構想交付金3,566万7千円で、補助率2分の1、ドローンのまちづくり事業の財源となるものでございます。

内容を申し上げます。5番、地域公共交通確保事業10万4千円は、令和4年度から運行を開始した新たな地域公共交通について、住民の方から乗車方法が分からないなどといったお声をいただくことから、乗車体験の機会を設けることとしたものです。広報誌を活用

して、町内便1往復、町外便1往復の無料乗車券を配布し、乗車体験をしていただくこととしております。

次7番、定住促進対策事業45万6千円は、本町に転入された方に対し、歓迎の気持ちを込めまして、町特産品等をプレゼントする、しんとつかわWELCOME！事業の経費となります。贈呈する品物は、ゆめぴりか2合袋をご家族分、とくとっぷカードを申し込まれた19歳以上の方にお一人2,000ポイント、得きっずカードを申し込まれた世帯に2,000ポイント、このほか、あざれあ工房で作製したエコバッグを予定してございます。

なお、お米の贈呈、ポイントカード付与につきましては、町と関係する機関が連携し、一定の負担をいただいた上で進めて参ることとしてございます。

次に8番です。共同賃貸住宅建設促進事業400万円。これは、本年度、2棟10戸の共同賃貸住宅が建築される予定でありますことから、既定予算で不足する4戸分400万円について計上をするものでございます。

次に18番、ドローンのまちづくり事業7,133万4千円は、国のデジタル田園都市国家構想交付金地方創生推進タイプ、横展開型を活用して、本年度から3か年の予定で、特別豪雪地帯における寒冷地向けドローン技術開発とドローンパイロット等人材育成交流プロジェクトに取り組むこととして、その1年目の事業費を計上するものでございます。

農業用ドローンの普及率が高いという本町の特性を生かし、ドローンのまちとして、新たな町の魅力発信、地元の雇用創出、観光資源開発、移住、定住促進につながっていくことを目指すもので、今年度は、公募型プロポーザルにより事業者の選定を行った上で、ドローンスクールの立ち上げ、ドローン飛行テストコースの整備、ドローン魅力発信事業、スクール用ドローン購入などを予定してございます。

次に、3項1目になります。戸籍住民登録費。補正額20万3千円、計2,196万8千円。財源は、すべて国道支出金で個人番号カード交付事務費補助金、補助率10分の10でございます。

内容を申し上げます。3番、住民基本台帳ネットワークシステム管理事業20万3千円は、マイナポイントの申込期限である9月末に向けて、申請に訪れる方が増える可能性があることから、その申請支援のために、7月から9月までの期間、会計年度任用職員1名を配置するための経費となります。

対象となる方の人数を本町で把握することは出来ませんが、国が発表する指数を本町に当てはめてみますと、600人弱の方がまだポイントの付与を受けていないというふうに想定してございます。参考までに、6月11日現在の本町のマイナンバーカードの状況を申し上げますと、申請率は86.9パーセント、交付率は78.3パーセントで、申請率、交付率ともに、中空知では1番、空知管内で6番目、全道では、申請率が47番目、交付率が41番目といった状況となっております。

続きまして、52、53ページとなります。

3款1項1目社会福祉総務費。補正額307万5千円、計1億3,123万6千円。財源は、すべて一般財源となります。

内容を申し上げます。3番、総合健康福祉センター管理運営事務307万5千円は、ゆめりあの修繕経費で、大きく3点からなります。

1点目は、ゆめりあホール客席誘導灯の取替で、老朽化による故障が発生しているため、

全24個をLEDタイプのものに交換するというものでございます。

2点目は、電気室給気ファンの交換で、老朽化による不具合が生じていることから交換をするものでございます。

3点目が、トイレ便座の交換で、ゆめりあ内の洋式トイレのうち、非暖房便座3台をウォシュレット付き暖房便座に交換するものでございます。

なお、公共施設のトイレの洋式化、ウォシュレット化については、本年4月に公共施設トイレの整備方針を庁内で定め、利用者のニーズ、あるいは設置の諸条件を踏まえた中で、基本的には、洋式化、ウォシュレット化を進めていくという更新を定めてございます。

この後の説明においても、何件かトイレ改修の補正案件が出て参りますが、それらの案件も、公共施設トイレの整備方針によるものとなっておりますので、予め申し添えさせていただきます。

次に、2目高齢者福祉費。補正額1億302万4千円、計3億1,381万7千円。財源の内訳は、地方債1億100万円、その他財源20万8千円、一般財源181万6千円で、高齢者福祉施設整備事業債は、事業番号20番の高齢者福祉施設整備補助金へ充当、老人福祉施設入所措置費本人・扶養義務者負担金は、5番の老人福祉施設入所措置事業に係る本人負担分となります。

内容を申し上げます。5番、老人福祉施設入所措置事業164万円は、本年6月1日付で措置入所が必要な高齢者が発生したため、入所に必要な措置費用について計上をするものでございます。

次に13番、生活支援サービス事業9万6千円。19番、任意事業・地域支援事業28万8千円につきましては、事業の対象者が異なりますが、同じ補正内容ですので一括してご説明いたします。

これらの予算補正は、社会福祉協議会が実施する、ひとり暮らし高齢者や障がい者等を対象とした給食サービス事業への一部助成でございまして、当初は、ボランティアの方による調理方式でございましたが、保健所による衛生面の指導から外部購入方式となり、加えて、昨今の物価高騰によりまして給食単価が大きく上昇していることから、事業の安定的な運営のために助成を行うことといたしました。給食提供単価1食600円から個人負担分300円を除いた金額が社会福祉協議会の負担となりますが、このうちの200円について、町が助成する予定としております。

19番の任意事業・地域支援事業は、要介護者を対象とするもの、13番の生活支援サービス事業は、要介護者以外の方を対象とするものであります。

次に、20番です。高齢者福祉施設整備補助金1億100万円は、社会福祉法人明和会の老人福祉施設かおる園が、今年度、北海道の支援制度を活用して大規模改修に取り組むことから、本町においても、新十津川町社会福祉法人の助成に関する条例の規定により、その一部について助成をするものであります。

本町からの助成額は、北海道の補助対象事業費の4分の1以内かつ補助対象外経費を含む全体事業費から、北海道の補助金を除いた額の2分の1未満としてございます。なお、財源となる地方債につきましては、充当率が100パーセント、普通交付税への算入率が70パーセントと、財政的に有利な過疎対策事業債を充当したいとして、北海道と協議を進めてございます。

次に、2項1目児童福祉費になります。補正額298万8千円、計3億2,789万6千円。財源内訳は、国道支出金17万5千円、一般財源281万3千円となります。保育対策総合支援事業費補助金は、新十津川保育園の送迎ワゴン車置き去り防止装置設置に係る補助金で、補助率10分の10となります。

内容を申し上げます。4番、子ども生活応援事業281万2千円は、子育て世帯の負担軽減策として進めております、おむつ用ごみ袋贈呈事業と得きっずカード事業、この二つの事業の内容を拡充したいとするものでございます。

まず、おむつ用ごみ袋贈呈事業については、現行0歳児に対して1年に20リットルゴミ袋30枚を贈呈しておりますが、交付対象年齢、贈呈枚数、それぞれを拡大し、0歳児に対して90枚、1歳児に対して60枚、2歳児に対して30枚を贈呈するように変更をするものです。

なお、贈呈するゴミ袋につきましては、今年度から10リットルサイズの規格が作られたことから、これらも取り混ぜて20リットル相当分として贈呈する予定としてございます。拡充に係る所要額は26万3千円となります。

次に、得きっずカード事業については、買い物額100円につきポイントカード会が1ポイントを付与し、町が9ポイントを上乗せするという仕組みでございますが、世帯における子どもの数によって付与する年間ポイントに上限がありましたので、これを廃止するものでございます。拡充に係る所要額は255万円と見込んでおります。

次に9番、新十津川保育園管理運営事業17万6千円は、児童福祉法において、保育園等の登降園に使用する送迎車両に、車内への園児置き去りを防止するための装置の設置が義務化となり、令和5年度中の設置が必要となることから、その設置に要する経費について補正するものでございます。

続きまして、54、55ページとなります。

4款1項4目予防費。補正額500万円、計9,365万8千円。財源は、すべて国道支出金で新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金でございます。

内容を申し上げます。5番、新型コロナウイルス予防接種事業500万円は、ワクチン個別接種促進支援交付金で、診療所が実施するワクチン接種に対し、一定の条件を満たした場合、1人当たり2,000円の交付金が支給されるもので、令和4年度までは、北海道から直接診療所に交付されていたものが、令和5年度から市町村を經由しての交付に仕組みが変わったものでございます。交付対象医療機関は、花月クリニックとなります。

続きまして、56、57ページをお開き願います。

6款1項2目農業振興費。補正額1,165万円、計3億6,610万2千円。財源の内訳、国道支出金133万2千円、その他財源31万8千円、一般財源1,000万円となります。強い農業づくり事業補助金133万2千円は、農地利用効率化等支援交付金で、補助率は、農業者の事業費に対しまして10分の3となっております。機構集積協力金事業補助金返還金31万8千円は、補助金を受領した農業者から、事業中止の申し出があったことによる返還金となります。

内容を申し上げます。3番、スマート農業推進支援事業1,000万円は、スマート農業の推進を支援するため、スマート農業機械購入費の一部について助成を行いたいとするものです。事業期間は、令和5年7月から令和7年度まで、助成対象メニューは2種類で、1

つ目が、昨年度までの対策にもありました自動操舵補助システム助成で、補助率は3割、上限50万円。

2つ目が新たなメニューで、初めから自動運転機能が組み込まれているトラクター、田植機、コンバインといった農業機械に対する助成で、補助額は、定額の50万円としております。補正予算には、自動操舵補助システム15台分として750万円、自動運転機能付き機械5台分として250万円を計上いたしております。

次に18番、強い農業づくり事業133万2千円は、融資を受けて経営改善に必要な農業機械や施設の導入を行う農業者に対し、補助金が交付されるもので、国費が町を經由して交付される間接補助金となります。対象となる事業は、圃場の均平作業を行うためのレーザーレベラーの導入で、今年度、1件が補助採択されたものでございます。

次に、19番になります。機構集積協力金事業補助金返還金31万8千円です。機構集積協力金事業は、農地中間管理機構に農地を貸し付けることによって、経営転換又は離農した農業者等に対し、北海道から町を經由して補助金が交付される事業となります。

今回の補正につきましては、平成28年度に対象農用地を10年以上貸し付けることを要件に、貸付人に対し補助金が交付されておりますが、貸付人が亡くなり、相続人の奥様から10年を経過する前に解約の申し出があったことから、補助金の返還を行うというものでございます。返還金は10アール当たり7,000円で、農地面積454アール分となります。

次に、4目農地費。補正額38万円、計8,976万2千円。財源は、すべてその他財源で、基幹水利施設管理分担金新十津川地区・徳富地区25万円、基幹水利施設管理分担金徳富ダム地区13万円。これらは、土地改良区からの分担金となります。

内容を申し上げます。2番、基幹水利施設管理事業（新十津川地区・徳富地区）25万円、3番、基幹水利施設管理事業（徳富ダム地区）13万円。これらの事業は、新十津川ダムや徳富川頭首工、徳富ダム注水工などの適正な管理を行うための事業であります。令和4年度末に決定しました令和5年度の労務単価が予想以上の上昇率であったことから、今後において執行を予定している点検業務の発注に支障をきたさないよう予算不足額について補正を行うものでございます。

次に、2項1目林業振興費。補正額250万円、計9,551万2千円。財源は、すべてその他財源で、森林環境譲与税基金繰入金となります。

内容を申し上げます。13番、林道維持管理事業250万円については、町が管理する林道は、現在、5路線ございますが、近年、大雨等により排水路が土砂で埋塞し、排水機能が低下している状況にあることから、本年度より5か年の計画でこれら5路線の排水路の土砂上げを進めていくこととし、今年度は、林道泉線の側溝の土砂上げを行う計画としてございます。本事業の財源につきましては、森林環境譲与税の活用が可能なことから、これを活用しての事業推進を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、58、59ページをお開きください。

7款1項2目観光振興費。補正額96万2千円、計8,585万円で、財源は、すべて一般財源です。

内容を申し上げます。2番、ふるさと公園維持管理事業96万2千円は、公共施設トイレの整備方針に基づきまして、イベント広場のトイレ4か所をウォシュレット付き暖房便座に改修するものでございます。



次に、3目地場産業振興費。補正額41万8千円、計5,752万6千円で、財源は、すべて一般財源となります。

内容を申し上げます。1番、交流促進施設等管理運営事業41万8千円は、公共施設のトイレ整備方針に基づき、物産館の和式トイレ1か所をウォシュレット付き暖房便座に改修するというものでございます。

次に、60、61ページをお開き願います。

8款2項1目道路維持費。補正額2,380万円、計3億3,400万8千円。財源の内訳、地方債980万円、一般財源1,400万円となります。道路照明整備事業債は、道路照明のLED化に充当するものとなります。

内容を申し上げます。1番、道路維持管理事業2,380万円は、2つの工事となっております。1つ目が道路照明LED化工事で、予算額980万円となります。道路照明のうち、水銀灯となっているものをLED化することにより、電気使用量の低減を図りたいとするものであります。工事箇所は、中央地区の西2線、西1線、青葉6条通り、南4号線の照明で、全62灯を予定してございます。なお、財源といたしまして地方債を活用する予定で、充当率100パーセント、普通交付税への算入率70パーセントと、財政的に有利な緊急自然災害防止対策事業債を活用したいとして、北海道と協議を進めております。

2つ目が北中央公園通りトラフ改修工事で、予算額1,400万円となります。北中央公園通りの既設トラフが老朽化し、鉄筋が露出するなど破損が著しいことから改修を行いたいとするもので、工事内容は、側溝トラフの入れ替え130メートル、駐車場区画線の引き直しなどとなっております。

次に、2目道路新設改良費。補正額70万円、計1億4,171万6千円。財源は、すべて一般財源でございます。

内容につきましては、1番、道路整備事業70万円は、文京西4線ほか路盤工調査業務となります。文京西3線からふるさと公園に至る文京西4線及び南5号線は、改良から40年以上が経過し、舗装の劣化が著しい状況にあることに加え、ふるさと公園のリニューアル工事も終了し、今後も多くの交通量が予想されることから、計画的に舗装改良を進めることといたしました。

工事を進めるに当たっては、国の補助制度を活用する予定としておりまして、令和6年度補助要望にあたりまして、工事の工法を検討する必要性が生じたので、既設の路盤工調査を行うものでございます。

次に、3目橋りょう新設改良費。補正額2,100万円、計5,550万円。財源は、すべて地方債、橋りょう長寿命化事業債で、過疎対策事業債の充当を予定してございます。充当率は、100パーセント、普通交付税への算入率は70パーセントとなります。

内容を申し上げます。1番、橋りょう整備事業2,100万円は、町道花月14号の沢線の中寺橋架換工事となります。橋梁長寿命化修繕計画に基づき実施するもので、工事内容は、ボックスカルバートによる架け換えとなる予定としております。

3項1目です。河川総務費。補正額979万円、計4,449万4千円。財源の内訳、国道支出金957万円、一般財源22万円、道補助金は、農業水路等長寿命化・防災減災事業補助金で、補助率10分の10となります。

内容を申し上げます。2番、河川維持管理事業979万円は、墓地谷幹線排水路機能診断

業務となります。町道南9号線の西2線と西3線の間付近で、大雨時に町道や水田が冠水するといった被害が出ており、これを解消したいと検討を進めておりますが、どのような改修工事が必要となるのかを判断するために、まずもって国の制度を活用して、護岸の劣化状況、流下能力の調査といった、墓地谷川全体の機能診断を行うものでございます。機能診断延長は2.2キロメートルとなります。

本年度の調査を経て、令和6年度から令和8年度の3か年度で、計画区間500メートルの改修を行う予定としてございます。

次に、4項1目都市計画総務費。補正額1,015万9千円、計1億4,944万4千円。財源は、すべて一般財源となります。

内容を申し上げます。5番、下水道事業会計負担金1,015万9千円は、下水道事業特別会計に対する一般会計負担金で、公共汚水柵の新設分80万円、公営企業会計移行事務に係る負担分935万9千円となります。

次に、62ページにお移りいただきまして、2目公園管理費となります。補正額800万円、計1億6,331万4千円。財源の内訳は、地方債720万円、一般財源80万円、地方債は公園長寿命化事業債となります。

内容を申し上げます。1番、都市公園等管理事業800万円は、北中央公園園路改修工事で、舗装の打ち替え88メートルを実施するものでございます。北中央公園の園路は、農村環境改善センターに接しておりまして、社会福祉協議会事務所の移転により、従前にも増して高齢者等の利用が予想されることから、より一層の歩行者の安全を確保するために改修を行うものであります。財源につきましては、公園長寿命化事業債を充当する予定としており、充当率は90パーセント、普通交付税への算入率は50パーセントとなります。

次に、5項1目住宅管理費。補正額169万円、計4,327万1千円で、財源は、すべて一般財源となります。

内容を申し上げます。1番、公営住宅維持管理事務169万円は、公営住宅使用料のコンビニ収納を進めるためのシステム改修経費で、収納開始は、令和6年4月を予定してございます。

続きまして、64、65ページをお開き願います。

10款1項2目事務局費。補正額282万2千円、計3,285万3千円。財源は、すべて一般財源です。

内容を申し上げます。8番、高等学校等通学費助成事業282万2千円は、本年3月で終了いたしました高等学校等遠距離通学費助成事業の内容を見直し、新たな制度として、高等学校等へ通学する生徒の保護者に対しまして、通学費の一部を助成するものでございます。助成金の額は、通学定期券購入費から7,200円を控除した額で、1か月当たりの助成金額の上限額は、生徒1人につきまして1万5千円としてございます。なお、控除額の7,200円につきましては、町外の最も近距離高校でございます滝川西高校への通学定期代相当額としてございます。予算計上額は、助成制度が活用可能な高校に通学されている生徒9校、70人分について計上してございます。

次に、3項1目学校管理費。補正額3,628万9千円、計1億1,275万5千円。財源は、すべて一般財源となります。

内容を申し上げます。1番、中学校校舎等維持管理事業3,498万円は、中学校体育館壁

修繕で、経年により劣化している体育館とバス車庫の外壁及び屋根の改修を行うものでございます。

2番、中学校武道場維持管理事業130万9千円は、武道場の床、腰壁等に劣化が見られ、授業、部活動における生徒の安全に支障をきたす懸念があることから、早急に修繕を行いたいとするものでございます。

次に、4項1目社会教育総務費。補正額99万円、計3,406万8千円。財源は、すべて一般財源となります。

内容を申し上げます。11番、新十津川アートの森管理事業99万円は、かぜのびの更なる魅力発信と心豊かな発想、柔軟な感性を持ち合わせた人づくりを目的として、創造力、考える力、表現力を学ぶことの出来るアートワークショップの開催を委託するものでございます。事業は、ステンシル、グラフィックデザイン、広告デザインなどの分野で活躍されている方々を講師に、子ども向け、親子向け、大人向け、各1回、全3回のプログラムを予定してございます。

次に、4目図書館費。補正額129万7千円、計4,707万5千円。財源は、すべて一般財源です。

内容を申し上げます。1番、図書館維持管理事業129万7千円は、図書館のトップライトの防水が経年劣化いたしましたので、これを改修する経費として53万9千円と、公共施設のトイレ整備方針に基づきます和式トイレ2か所を洋式化のうえ、ウォシュレット付き暖房便座に改修する経費75万8千円となります。

次に、5項1目保健体育総務費。補正額30万円、計1,401万5千円。財源は、すべて一般財源となります。

内容を申し上げます。3番、スポーツ体験学習推進事業30万円は、本年9月23日に、一般社団法人日本トップリーグ連携機構が主催しますSOMPO ボールゲームフェスタ2023の開催が決定いたしましたので、トップアスリートによる幼少期の運動体験の場を持つことができることとなりました。開催に係る基本的な費用負担はありませんが、参加者の傷害保険、事業周知用チラシ等の印刷、ボランティアスタッフの昼食代等が必要となっておりますので、これらの必要経費について補正計上を行うものでございます。

次に、66、67ページとなります。

2目体育施設管理費。補正額1,929万2千円、計9,201万円。財源は、すべて一般財源となります。

内容を申し上げます。1番、そっち岳スキー場管理運営事業41万8千円は、スキー場リフト山頂降り場の床修繕でございまして、融雪後の施設点検により劣化箇所が発見されましたので、今シーズンの営業に向けて早急に対処したいとするものでございます。

2番、ふるさと公園内体育施設管理運営事業1,887万4千円は、3つの修繕、工事となります。1つ目が、ピンネスタジアム表層土入替工事1,346万4千円です。ピンネスタジアム内野の高低差の是正や、雨天直後の排水を改善するため、表層土の入替を実施し、野球公認規則に定める要件を満たすよう改修を行うものでございます。

2つ目が、スポーツセンター暖房設備改修110万円でございます。これは、暖房設備を構成する機器のひとつである密閉式、隔膜式膨張タンクが劣化により機能しておらず、施設内の暖房配管内の圧力を一定に保つことができなくなっておりますので、これを交換す

るものであります。

3つ目が、スポーツ施設トイレ改修で431万円でございます。公共施設のトイレ整備方針によりまして、スポーツ施設内和式トイレを洋式化のうえ、ウォシュレット付き暖房便座に改修するものでございます。改修の箇所は、サンウッドパークゴルフ場が4か所、スポーツセンター6か所、温水プール1か所となります。

次に、3目学校給食運営費。補正額271万1千円の減額、計1億2,565万4千円。財源の内訳は、その他特定財源1,123万3千円の減額、一般財源852万2千円となります。小学校給食費保護者負担金723万9千円の減額、中学校給食費保護者負担金399万4千円の減額は、夏休み明けから、小、中学生の給食無償化を行うことに伴う、保護者負担金の減額でございます。

内容を申し上げます。3番、学校給食扶助費交付事業271万1千円の減額は、経済的な事由により給食費の支払いに困窮している保護者に対して扶助費の支給を行っておりますが、学校給食の無償化に伴い、これが不要となることから減額をするものでございます。

以上、一般会計補正予算の内容説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小玉博崇君） 以上で、議案第41号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

---

◎議案第42号の上程、説明

○議長（小玉博崇君） 日程第19、議案第42号、令和5年度新十津川町国民健康保険特別会計補正予算第1号を議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 谷口秀樹君登壇〕

○町長（谷口秀樹君） ただいま上程いただきました議案第42号、令和5年度新十津川町国民健康保険特別会計補正予算第1号。

令和5年度新十津川町国民健康保険特別会計補正予算第1号は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

なお、内容の説明につきましては副町長より申し上げますので、議決賜りたくよろしくお願いを申し上げます。

○議長（小玉博崇君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 寺田佳正君登壇〕

○副町長（寺田佳正君） それでは、ただいま上程いただきました議案第42号、令和5年度新十津川町国民健康保険特別会計補正予算第1号の内容をご説明申し上げます。

議案書、72、73ページをお開き願います。

歳入歳出予算補正事項別明細書により、補正のある款のみご説明を申し上げます。  
歳入。

1 款、国民健康保険税。補正額658万円、計1億6,495万6千円。

4 款、繰入金。補正額658万円の減額、計8,749万9千円。これらは、国民健康保険税の確定に伴う増額と、その調整措置として、基金からの繰入額を減額するもので、歳入合計については、変わりはありません。

なお、国民健康保険税の増額につきましては、農業所得が見込額より大きかったことが主な要因となってございます。

73ページの歳出につきましては、補正すべき事項は、ございません。

以上、国民健康保険特別会計補正予算の内容説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（小玉博崇君） 以上で、議案第42号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

---

◎議案第43号の上程、説明

○議長（小玉博崇君） 日程第20、議案第43号、令和5年度新十津川町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号を議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 谷口秀樹君登壇〕

○町長（谷口秀樹君） ただいま上程いただきました議案第43号、令和5年度新十津川町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号。

令和5年度新十津川町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,049万6千円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

なお、内容につきましては副町長より申し上げますので、議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（小玉博崇君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 寺田佳正君登壇〕

○副町長（寺田佳正君） ただいま上程いただきました議案第43号、令和5年度新十津川町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号の内容をご説明申し上げます。

議案書、80、81ページをお開き願います。

歳入歳出予算補正事項別明細書により、補正のある款のみご説明を申し上げます。

歳入。

4 款、諸収入。補正額10万円、計20万 4 千円で、保険料の還付金となります。

歳入合計、補正額10万円、計 1 億3, 049万 6 千円でございます。

続きまして、81ページ、歳出です。

4 款、諸支出金。補正額10万円、計20万 1 千円。財源は、すべてその他財源であります。

歳出合計、補正額10万円、計 1 億3, 049万 6 千円。財源は、すべてその他財源となります。

次に、歳出の内容についてご説明を申し上げます。

84、85ページをお開き願います。

4 款 2 項 1 目償還金及び還付加算金。補正額10万円、計20万円。財源は、すべてその他財源で10万円。保険料の還付金となります。

内容でございますが、事業番号 1 番、後期高齢者医療保険料過年度分還付金10万円で、保険料の還付請求件数が大きく増加したことによるものでございます。

以上、後期高齢者医療特別会計補正予算の内容説明とさせていただきます。よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（小玉博崇君） 以上で、議案第43号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

---

◎議案第44号の上程、説明

○議長（小玉博崇君） 日程第21、議案第44号、令和 5 年度新十津川町下水道事業会計補正予算第 1 号を議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 谷口秀樹君登壇]

○町長（谷口秀樹君） ただいま上程をいただきました議案第44号、令和 5 年度新十津川町下水道事業会計補正予算第 1 号。

総括。

第 1 条、令和 5 年度新十津川町下水道事業会計補正予算第 1 号は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出の補正。

第 2 条、令和 5 年度新十津川町下水道事業会計予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

下の表をご覧くださいと思います。

まず最初に、科目、収入。

第 1 款、事業収益。既決予定額 2 億2, 990万 6 千円、補正予定額935万 9 千円、計 2 億 3, 926万 5 千円。

次に、支出で科目でございます。

第 1 款、事業費用。既決予定額 2 億3, 963万 1 千円、補正予定額935万 9 千円、計 2 億 4, 899万円。

資本的収入及び支出の補正。

第 3 条、予算第 4 条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

下の欄をご覧くださいと思います。

科目、収入。

第1款、資本的収入。既決予定額7,735万1千円、補正予定額80万円、計7,815万1千円。  
次に、支出、科目でございます。

第1款、資本的支出。既決予定額1億4,647万2千円、補正予定額80万円、計1億4,727万2千円でございます。

なお、内容につきましては副町長より申し上げますので、議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（小玉博崇君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 寺田佳正君登壇〕

○副町長（寺田佳正君） それでは、ただいま上程いただきました議案第44号、令和5年度新十津川町下水道事業会計補正予算第1号の内容をご説明申し上げます。

議案書、88、89ページをお開き願います。

下水道事業会計補正予算実施計画により、補正のある項目のみご説明を申し上げます。

はじめに、収益的収入及び支出。

収入でございます。

1款2項1目他会計補助金。補正予定額935万9千円、計8,041万2千円で、一般会計からの補助金となります。

補正予定額合計935万9千円、計2億3,926万5千円となります。

続きまして、支出。

1款1項5目総係費。補正予定額935万9千円、計961万8千円。補正の内容につきましては、令和4年度において進めました下水道事業及び農業集落排水事業の公営企業会計移行事務に係る負担金となります。

この事務を進めるに当たっては、歌志内市が中心となって、奈井江町、本町の1市2町が共同で取り組みましたが、歌志内市からの事務負担金の請求が打ち切り決算の期日であります3月末日までに行われず、公営企業会計移行後の4月になってからの請求となったことから、本年度の予算において当該負担分を計上するものでございます。

補正予定額合計935万9千円、計2億4,899万となります。

次に、89ページをご覧ください。

資本的収入及び支出。

収入です。

1款2項1目他会計補助金。補正予定額80万円、計4,359万9千円で、一般会計からの補助金です。

補正予定額合計80万円、計7,815万1千円となります。

続きまして、支出。

1款1項1目管渠建設改良費。補正予定額80万円、計1,233万8千円。

補正の内容につきましては、当初予算において、公共樹の新設工事費100万円を計上しておりましたが、年度当初に新設工事の案件があり、今後の申請案件に対処出来ない状況

となりましたので、下水道事業の円滑な運営のために、一定額の予算を措置したいとするものであります。補正予定額合計80万円、計1億4,727万2千円となります。

以上、下水道事業会計補正予算の内容説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（小玉博崇君） 以上で、議案第44号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

---

◎議案第45号の上程、説明

○議長（小玉博崇君） 日程第22、議案第45号、新十津川町道路線の認定及び変更についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 谷口秀樹君登壇]

○町長（谷口秀樹君） ただいま上程いただきました議案第45号、新十津川町道路線の認定及び変更について。

町道の適正な維持管理を図るため、次のとおり町道の路線を認定し、及び変更する。

提案理由でございますが、道路法第8条第2項の規定により、議決を求めるものでございます。

なお、内容につきましては建設課長より申し上げますので、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（小玉博崇君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

建設課長。

[建設課長 千石哲也君登壇]

○建設課長（千石哲也君） ただいま上程いただきました議案第45号、新十津川町道路線の認定及び変更についてご説明いたします。

議案書は、91ページをご覧ください。

1、町道認定路線。

整理番号396、路線名、橋本2条中通り。区間、起点、町道橋本2号通り、終点、町道橋本5号通り、延長187.3メートル。

2、町道変更路線。

整理番号36。路線名、みどり1条通り。新の区間、起点、字中央86番地184地先、終点、町道みどり2号通り、新の延長137.9メートル。

旧の区間、起点、町道北1号線、終点、町道みどり2号通り、旧の延長228.5メートル。

整理番号50。路線名、橋本2条通り。新の区間、起点、町道北1号線、終点、町道橋本1号通り、新の延長84.9メートル。旧の区間、起点、町道北1号線、終点、町道橋本5号通り、旧の延長382.7メートル。

以上が議案内容でございます。

続きまして、町道路線の認定及び変更について、内容のご説明をいたします。

別紙の町道路線位置図の次ページの拡大図をご覧くださいと思います。



まず、図面ですが、黒丸が路線の起点となります。矢印が終点、二重線が旧路線、太い実線が新路線となります。

それでは、橋本2条通りについてご説明いたします。

橋本2条通りは、拡大図の中央部から右側の二重線が旧橋本2条通りの認定路線及び供用開始している区域になります。現在、橋本区にあります公営住宅さくら団地の建替え事業を進めており、その建替える場所が、橋本2条通りを横断する形で公営住宅を建設することから、現在の橋本2条通りが分断されることとなります。町道の路線認定は、1路線に対し一つの起点、終点であることから、現在の橋本2条通りの終点を変更し、新たに橋本2条中通りを町道認定するものでございます。

続きまして、みどり1条通りについてご説明いたします。

みどり1条通りは、拡大図の中央部から左側の二重線が旧認定路線になります。この路線は、黒丸と黒丸の間は、町道として認定はしているものの現況は農地等になっている区間であります。この度、この区間で町道認定を廃止する必要となったことから、みどり1条通りの起点を変更するものでございます。

以上、新十津川町道路線の認定及び変更についての内容の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（小玉博崇君） 以上で、議案第45号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（小玉博崇君） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

なお、明日29日は、議案調査のため休会となっております。

30日は、午前10時から本会議を再開し、一般質問から進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、本日の本会議はこれにて散会いたします。

どうもご苦労さまでした。

(午後3時34分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

令和5年第2回新十津川町議会定例会

令和5年6月30日（金曜日）

午前10時開会

◎議事日程（第2号）

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

第3 経済文教常任委員会報告

（委員会報告第1号 国に対し、適格請求書等保存方式（インボイス制度）の延期・見直しを求める陳情  
ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業  
施策の充実・強化を求める意見書の提出を求める陳情）

第4 陳情第1号 国に対し、適格請求書等保存方式（インボイス制度）の延期・見直しを求める陳情  
（討論及び採決）

第5 陳情第2号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書の提出を求める陳情  
（討論及び採決）

第6 議案第38号 新十津川町高等学校等通学費助成に関する条例の制定について  
（質疑、討論及び採決）

第7 議案第39号 新十津川町国民健康保険税条例の一部改正について  
（質疑、討論及び採決）

第8 議案第40号 新十津川町税条例の一部改正について  
（質疑、討論及び採決）

第9 議案第41号 令和5年度新十津川町一般会計補正予算（第2号）  
（質疑、討論及び採決）

第10 議案第42号 令和5年度新十津川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）  
（質疑、討論及び採決）

第11 議案第43号 令和5年度新十津川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）  
（質疑、討論及び採決）

第12 議案第44号 令和5年度新十津川町下水道事業会計補正予算（第1号）  
（質疑、討論及び採決）

第13 議案第45号 新十津川町道路線の認定及び変更について  
（質疑、討論及び採決）

第14 議案第46号 新十津川町公平委員会委員の選任について  
（質疑、討論及び採決）

第15 議案第47号 新十津川町農業委員会委員の任命について  
（内容説明、質疑、討論及び採決）

第16 議案第48号 新十津川町農業委員会委員の任命について

- (内容説明、質疑、討論及び採決)
- 第17 議案第49号 新十津川町農業委員会委員の任命について  
(内容説明、質疑、討論及び採決)
- 第18 議案第50号 新十津川町農業委員会委員の任命について  
(内容説明、質疑、討論及び採決)
- 第19 議案第51号 新十津川町農業委員会委員の任命について  
(内容説明、質疑、討論及び採決)
- 第20 議案第52号 新十津川町農業委員会委員の任命について  
(内容説明、質疑、討論及び採決)
- 第21 議案第53号 新十津川町農業委員会委員の任命について  
(内容説明、質疑、討論及び採決)
- 第22 議案第54号 新十津川町農業委員会委員の任命について  
(内容説明、質疑、討論及び採決)
- 第23 議案第55号 新十津川町農業委員会委員の任命について  
(内容説明、質疑、討論及び採決)
- 第24 議案第56号 新十津川町農業委員会委員の任命について  
(内容説明、質疑、討論及び採決)
- 第25 議案第57号 新十津川町農業委員会委員の任命について  
(内容説明、質疑、討論及び採決)
- 第26 議案第58号 新十津川町農業委員会委員の任命について  
(内容説明、質疑、討論及び採決)
- 第27 議案第59号 新十津川町農業委員会委員の任命について  
(内容説明、質疑、討論及び採決)
- 第28 議案第60号 新十津川町農業委員会委員の任命について  
(内容説明、質疑、討論及び採決)
- 第29 議案第61号 新十津川町農業委員会委員の任命について  
(内容説明、質疑、討論及び採決)
- 第30 議案第62号 新十津川町農業委員会委員の任命について  
(内容説明、質疑、討論及び採決)
- 第31 議案第63号 新十津川町農業委員会委員の任命について  
(内容説明、質疑、討論及び採決)
- 第32 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について  
(内容説明、質疑、討論及び採決)
- 第33 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について  
(内容説明、質疑、討論及び採決)
- 第34 発議第2号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充  
実・強化を求める意見書  
(提案理由、内容説明、質疑、討論及び採決)
- 第35 議員の派遣について
- 第36 閉会中委員会所管事務調査申し出について

◎出席議員（10名）

1番	加藤敏晃君	2番	工藤健君
3番	深瀬美奈子君	4番	三師優美君
5番	大畠光敬君	7番	杉本初美君
8番	鈴井康裕君	9番	樋坂里子君
10番	西内陽美君	11番	小玉博崇君

◎欠席議員（1名）

6番 村井利行君

◎地方自治法第121条により出席した者の職氏名

町長	谷口秀樹君
副町長	寺田佳正君
教育長	久保田純史君
代表監査委員	岩井良道君
監査委員	奥芝理郎君
総務課長	久保田篤司君
住民課長	長島史和君
保健福祉課長	坂下佳則君
産業振興課長兼	
農業委員会事務局長	小松敬典君
建設課長	千石哲也君
会計管理者	内田充君
教育委員会事務局長	鎌田章宏君

◎職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 窪田謙治君

---

◎開議の宣告

○議長（小玉博崇君） 皆さん、おはようございます。

ただいま出席している議員は10名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

---

◎議事日程の報告

○議長（小玉博崇君） 本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表に基づき、順を追って進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（小玉博崇君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、新十津川町議会会議規則第127条の規定により、3番、深瀬美奈子議員。4番、三師優美議員。両議員を指名いたします。

---

◎一般質問

○議長（小玉博崇君） 日程第2、一般質問を行います。

一般質問は、配付してあります通告表の順に進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

最初に、1番、加藤敏晃議員。登壇の上、発言願います。

〔1番 加藤敏晃君登壇〕

○1番（加藤敏晃君） 議長の指示がありましたので、私から町長に一般質問をさせていただきます。

テーマは、住民との協働のまちづくりについてです。

平成23年に施行されたまちづくり基本条例や、10年間のまちづくりの指針となる総合計画などで、住民との協働のまちづくりがうたわれています。この場合の協働とは、協力して働くと表記する共同です。

私は、この住民との協働のまちづくりという考え方がとても好きです。それは、行政だけで進めるまちづくりよりも、住民の皆さんの実態や考えに合致したより良い町をつくっていけると思うからです。そして何より、自分たちのまちを自分たちの手で自分たちのために一緒につくっていくことが、地域との繋がりも感じられますし、とてもやりがいのある楽しいことだと思うからです。

しかし、個人の感覚でしかありませんが、これまでの私の体感では、住民と行政が協力して働くというよりは、行政が事業者となり、住民をお客さまにしているケースが多かったと感じています。住民からの要望や困りごとに対し、解決手段を行政が考え、用意し、住民がその解決手段を利用して解決するというイメージです。

私は、住民との協働のまちづくりとは、行政が主催する事業に住民が参加することではなく、住民が事業に参画すること。行政と住民が自分たちで企画して、実施することであると思います。

つまり、住民が主体となって、行政と一緒にまちづくりを行うことが、住民との協働のまちづくりであると考えています。

この住民との協働のまちづくりについて、今後どのように進めていくのか、町長のお考えを伺います。よろしく申し上げます。

○議長（小玉博崇君） 答弁を求めます。

町長。

〔町長 谷口秀樹君登壇〕

○町長（谷口秀樹君） 皆さんおはようございます。それでは、議長のお許しをいただきましたので、1番議員の住民との協働のまちづくりについて、どのように進めるかということのご質問にお答えしたいと思います。

まず、住民との協働のまちづくりという考え方でございますけれども、この社会的背景には、少子高齢化社会、そして住民ニーズや価値観の多様化、地域コミュニティの変化、それと自治体の職員を含む財政事情など様々なことが挙げられます。

そのような状況において、地域課題の解決を行政だけが担うのではなく、町民の皆さんや行政区、さらには、NPO法人や事業所などと行政が地域課題を共有し、その役割と責任を分担しながら解決していくことが大切であり、1番議員もきっとそのようなお考えから、このようなご質問があったんだというふうに思います。

一例を挙げますと、町内会や行政区活動における道路や公園などの清掃活動や、毎年行われております公共用地植樹柵への花植え、行政区会館前の花植えですとか、また、安全・安心推進協会の青色回転灯防犯パトロール、防犯活動や交通安全運動期間における立哨など、本当に活動される皆さんの手によって地域の生活環境の向上や防犯、安全対策が図られ、町民の暮らしが守られております。

さらには、大雨や地震など大きな災害時には、各行政区にあります地域自主防災組織を通じて、避難所運営や要支援者保護などを行う素晴らしい仕組みもございます。

このように、既に多くの場面において、町民の皆さんや行政区の皆さんのご理解とご協力のもと、役割と責任を分担した協働のまちづくりは進んでおり、その取り組みについては長い年月をかけて構築をされてきました。

こういった中、住民との協働のまちづくりを進める上で、新たな地域の困りごとや町民の悩みをともに把握、共有されることがとても大切だというふうに考えております。

その困りごとや悩みが地域で解決できるものもあれば、行政全体で対応しなければならぬものもございます。これらの解決に向けて誰が主体となり進めるべきか、その資金はどうすべきかといった具体的な方法を決めていかなければいけません。

また、住民との協働を更に進展させるためには、行政職員を含め、その原動力となる人材の育成や研修などを通じ、共通認識がもてるような機運醸成が不可欠であるというふうに考えています。

私も、住民とともに協働しながら、まちづくりを進めていくことは、とても重要なことであると認識しています。今後におきましても、まちづくり懇談会や様々な機会を通じて、行政区や地域の皆さんのお困りごとや悩みをしっかりと受け止め、共有し、さらには、その担い手となる人材の連携も十分に図りながら、住民との協働のまちづくりを更に深めていくことを申し上げ、1番議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（小玉博崇君） 加藤議員、再質問はございますか。

再質問を許可します。

○1番（加藤敏晃君） 協働のまちづくりの機運の醸成については、私も大変重要なことであると認識しています。協働のまちづくりの原動力となる人材は、困りごとや悩みによって変わると思いますし、あらゆる年代のあらゆる属性の人が、ある時は担い手となり、またある時は助けてもらう側になると思います。

まちづくり基本条例の前文には、子どもから高齢者までが知恵と力を出し合い、まちづくりの主体として自ら行動することにより、真の町民自治の実現を目指しますとあります。まさしく、このような機運を様々な場面で高めていく必要があると考えます。

このような機運の醸成には、住民がまちづくりの主体として自ら行動することを促す仕組み、少しずつ経験していくような仕組みをつくることも非常に有効な手段だと思います。

一例として、道内の平取町には町民税の1パーセントの額を住民が企画したまちづくり事業の補助に充てるという事業があります。それぞれの事業への補助額は、そこの町民で構成する会議にて、町民自ら審議し、町長へ答申され、採択されています。

このように、自分たちの税金の使い道を自分たちで決めるという仕組みは、住民の当事者意識の醸成に非常に有効ではないでしょうか。真の町民自治の実現を目指し、当町にも住民自らの企画アイデアに対し、住民たちで協議して決定し、実施するような当事者意識の醸成に繋がるような独自の仕組みの導入を検討してはどうかと思いますが、町長のお考えを伺います。よろしくをお願いします。

○議長（小玉博崇君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（谷口秀樹君） それでは1番議員の再質問についてお答えをさせていただきます。

1番議員のおっしゃるとおり、住民自ら課題を解決していくということについては、大変重要なことだと思っております。その仕組みづくりの過程において、そういった住民の声や多様化するニーズを把握した上で、進めていくことが大切であるというふうに考えています。

ちなみになんですけれども、ちょっと古い例でございますけれども、平成19年においてですね、美しいまちづくり条例というものが施行された際に、そのまちづくり条例の考え方を広めていこうというようなことで、身近な景観の向上や環境の保全に取り組むよう経費の一部を助成したという事業がございます。ちょっとかいつまんで内容をお知らせしますと、概ね近隣する5戸以上の方で協定を結んでいただきまして、イルミネーションの設置ですとか、プランターで花を植えていただくなど、住宅環境、あとはイベントごとのそういった盛り上がりを補助するというところでございますが、残念ながら我々のPRもあまり良くなかったのかもしれないんですけれども、わずかな申請にとどまった経過がございます。

どれだけ多くの方が、美しいまちをつくろうと、町を彩ろうという認識に至ったか。また、支援の対象者が、内容が十分であったのかというようなことを少しずつ分析しなければならない点は多々あるかと思っておりますけれども、先ほど1番議員がおっしゃいましたように、支援制度、それもとりわけ財政的な支援だけが先行してもなかなか進まなかったんではないかなという事例でございます。



そういったことも踏まえまして、地域課題の解決する、また、いろいろなイベント事を開催するなど、新たな事業を提案する住民の声やニーズについては、少しいろいろな声を伺いたいというふうに考えておりますので、自分たちで何とか解決したいというようなものがあれば、是非ご相談をいただき、それがどういうふうに進めていくものなのかを検討しながら進めていきたいということを申し上げまして、1番議員の再質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（小玉博崇君） 加藤議員、再々質問はございますか。

再々質問を許可します。

○1番（加藤敏晃君） 先ほど町長がおっしゃっていたように、財政的支援だけではうまくいかないというのは、もちろんその通りだと思います。それだけが先行してもうまくいかないと思います。そして、うまくいかないと私も思っています。

そして、新たな提案を是非聞かせて欲しいということでしたが、町民の中にですね、新十津川町のまちづくりに対して、自分たちで熱い思いや、面白いアイデアを持っている方が、たまたまお会いしたときに、一緒にお酒を酌み交わしたりして話を聞くと、結構楽しいアイデアをお持ちの方がいらっしゃいます。是非、その方の声を町長に聞いて欲しいと思うんですけども、新たな提案を町長に聞いていただきたいってなったときに、どのように届けたらよろしいか、方法をですね、直接町長の所に行っていくのか、どのようなイメージなのかをお聞かせいただければと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（小玉博崇君） 答弁をお願いします。

○町長（谷口秀樹君） それでは1番議員の再質問についてお答えしたいと思います。

そういういろいろな活動の中で、まちづくりの種といたしますか、取り組みに対して多分共感されたことの話がされたんだと思いますけれども、決してですね、そういったことをどこに話したらいいかっていうことのご質問だと思うんですけども、全然、私の所に来ていただいても結構ですし、それがちょっと分野的に明らかになっているものであれば、その担当部署でも構いませんし、是非ともそういう声があるのであれば、1番議員の方からも我々に対して橋渡しをしていただくとか、そういったことで少しずつそういった機運を広げていっていただきたいと思っておりますし、我々もその声に傾聴していきたいと思っておりますし、もしそういう声がおありであれば、そういったことを是非共有させていただきたいと思っておりますので、そういったことで、どのようなところで言っていただいても構わない体制にはなっておりますので、そういったことを申し上げまして、1番議員への再々質問の答弁とさせていただきます。

○議長（小玉博崇君） 加藤議員よろしいでしょうか。

以上で、加藤敏晃議員の一般質問を終わります。

次に、5番、大畠光敬議員。登壇の上、発言願います。

〔5番 大畠光敬君登壇〕

○5番（大畠光敬君） 議長のご指示がございましたので、町長に一般質問をさせていただきます。

質問のテーマは、ふるさと納税の今後についてでございます。

本町のふるさと納税の寄附金額、寄附件数について調べてみますと、令和に入りまして、残念ながら右肩下がりに減少となっております。令和元年度は、寄附件数5,067件、寄附

額1億5,114万7,200円。令和2年度は、寄附件数3,906件、寄附額1億1,395万6千円、令和3年度は、寄附件数3,134件、寄附額9,854万2千円、そして令和4年度につきましては、寄附件数2,408件、寄附額8,447万1千円となっております。

また、令和3年度につきましては、北海道の市町村の中では179市町村中111位の受け入れ金額となっております。

この現象につきましては、ある意味、地場産品という概念が崩壊したような少し過剰な返礼品競争にさらされている現状も否定できません。これが今後、大都市においても、この返礼品に対して今本腰を入れて返礼品について対抗されてしまった場合には、更に寄附金の奪い合いという事態にもなりかねない状況にあると今思われます。

このように、現行のふるさと納税につきましては、地場産品がしっかりしているところか、いわゆる返礼品の三種の神器といわれている海産物、お米、お肉を地場産品を扱っているところの自治体に寄附が集まりやすい傾向が更に加速しかねない状況ではないでしょうか。

そこで、町長にお聞きいたします。

ふるさと納税は、行政サービスの費用を負担する住民税を寄附金の形で預かるというほかに、地場産品の応援という部分も含んでいるため、町にとっても重要な施策の一つと考えております。町長は、本町のふるさと納税の現状について、どのようにお考えになりますでしょうか。

また、今後に向けて具体的なアイデアをお持ちでしたら、町長のお考えをお伺いしたいと思っております。

○議長（小玉博崇君） 答弁を求めます。

町長。

[町長 谷口秀樹君登壇]

○町長（谷口秀樹君） それでは、5番議員の質問にお答えしたいと思います。

ふるさと納税は、自分を育ててくれたふるさとに、自分の意志で貢献できる制度として、平成20年度の税制改正によりスタートし、その後、税の特例控除額の大幅引き上げなどにより大いに注目されるようになりました。

本町におきましては、新十津川町に思いを抱き、応援したいという方々にご寄附をいただくことを前提としつつ、この制度の本旨に則り、町の農特産品を返礼品とし、全国の方に発信するとともに、実際にご賞味いただいた方がファンやリピーターになっていただくことや、高い評価の口コミによる知名度アップ、そして販路の拡大に繋がっていくことにも期待を寄せ、取り組んでまいりました。

これまで、寄附の件数と額の増加を目指し、返礼品のレパートリーを増やすことや、季節ごとに本町の旬の農特産品を届ける定期便を取り入れるなど、返礼品として魅力ある工夫をしてまいりました。

しかしながら、近年の寄附の実績につきましては、先ほど議員のおっしゃられたとおり右肩下がりの状況であり、令和4年度は2,408件、8,447万1千円と最高の約半分になってしまいました。

寄附の件数と額が減少している現状の要因につきましては、寄附者の意識がふるさとを応援するという本来の趣旨から、どちらかという買い物をするという感覚に変化し、割

得感のある返礼品に寄附が集まる傾向が強くなってきたことから、結果として、返礼品の価格競争が行われること。また、返礼品として、一般に人気が高い魚介類や高級果物などに寄附が集まりやすいことから、それらを一部加工することにより地場産品として返礼品のレパートリーを増やす自治体もあり、まさに寄附の獲得競争が過熱していることということだと捉えております。

本町としましては、返礼品を取り扱う事業者の販売利益の減少に繋がる過度な価格競争や、寄附を集めることだけを目的とした返礼品の開発を進めるつもりはございませんので、冒頭に申し上げましたとおり、制度の本旨に則った中で、新たな組み合わせの定期便やコラボによる返礼品など、寄附をしていただきやすくなるよう引き続き工夫し、寄附件数や額の増加に繋がるよう努めてまいります。

次に、今後に向けた具体的なアイデアでございますが、寄附の件数や額を増加させるためには、効果的なPRをしていくことが不可欠だというふうに考えております。現状、効果が高いのは、ふるさと納税サイトの広告であり、昨年11月、本町が利用する広告サイトふるなびの主要ページに、おすすめ返礼品として本町の返礼品を掲載したところ、11月ひと月、単月としまして過去最高の寄附額となりました。

この結果を受けて、今年度も積極的にサイト広告を利用していきたいというふうに考えておりますが、掲載効果が高いサイト広告は各自治体からの需要も当然高いので、特に寄附が集中する11月と12月の時期における広告掲載は抽選となっております。今年度につきましては、計画していたふるなびサイトへの広告掲載が叶わないこととなりました。

このようなことから、今年度は、他のサイト広告や全国誌への掲載に向け準備を進めるとともに、視覚的に興味を引くことができるよう返礼品写真の更新を随時行うなど工夫を図っていきたくと考えております。

また、本町の寄附者の約9割が道外の方でありますことから、今後におきましても、寄附額に対して認められる広告費を最大限活用した中で、全国に向けた効果的なPRに努めてまいりますことを申し上げ、5番議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（小玉博崇君） 大畠議員、再質問はございますか。

再質問を許可します。

○5番（大畠光敬君） 再質問をさせていただきます。今ほど町長から現状についてと、今後の方向性について回答いただきましたが、私から提案も含めて再質問させていただきたいと思っております。

私は、やはりこのふるさと納税という制度は、自治体が自由に使える財源の確保という観点からも、とても有効なツールの一つとして、今後も大事なのではないかと考えております。

また、本町でいうと、優れた農特産品が多数あり、それらを道内外の方々にPRするためにも非常に重要ではないかと考えております。そのためには、新十津川町をより知ってもらうために様々な話題づくりやPRも今まで以上に必要と感じております。

現在、ふるさと納税における本町の返礼品のラインナップを見ますと、お米はもちろん、その他優れた農産品や特産品やお酒など多数のアイテムがございます。また、その品物によっては、年間の定期便や宿泊やライブのチケットなど、体験型の商品も見受けられます。

ですが、やはりどんなにこの魅力のある本町の返礼品も競争相手が多ければ、仲介サイ

トに広告費を出さないと、他の市町村の返礼品に埋もれてしまう可能性が高いのも否定できないと思います。

そこで私は、新十津川町のふるさと納税には、今後、他の市町村がまだあまりやっていないガバメントクラウドファンディング型のふるさと納税についてご検討いただけないかという質問でございます。

このガバメントクラウドファンディング型とは、従来の返礼品を選んでもらう形ではなく、自治体やその自治体に住む方々の課題やプロジェクトに対する、いわゆるお礼の品ではなく、使い道に賛同した方々から寄附を得るという形になります。今までよりも、より寄附金の使い道を具体的にプロジェクト化したことに対して、共感した方から寄附を募る方法で、現在全国でもまだ18パーセントほどしか採用しておらず、例え返礼品が無くても、今まで以上に地方創生のための恩恵を受ける可能性を秘めた競争相手の少ない他の自治体の返礼品競争に巻き込まれないアイテムの一つとなりうるのではないかと私は考えます。

実際の例で申し上げますと、小樽市では、有名な小樽運河の保全費用1,000万円を、中札内村では5,400万円を集めて、民間の燻製食品工場の建設費用に対する補助に充てたという例も伺っております。

そこで、町長に質問です。

今まで同様に返礼品の更なる磨き上げをして、農特産品のPRを続けていただくことはもちろん必要であると考えますが、全国に向けて効果的に本町をPRできる可能性があり、商品アイテムの増加にも繋がると思われるこの新しい形のガバメントクラウドファンディング型のふるさと納税の導入について、どのようにお考えでしょうか。町長の見解をお伺いいたします。

○議長（小玉博崇君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（谷口秀樹君） それでは5番議員の再質問にお答えをさせていただきます。

返礼品となる商品アイテムの増加につきましては、毎年2月に本町の返礼品の提供事業者や商工会に対しまして、新規の返礼品の有無について調査を行ってございます。事業者の方々から、自らコラボ商品を開発して、町にご提案いただき、返礼品に加わったものもございます。

こういった提案を返礼品に加えてきたことなどにより、令和元年度では54品目だったものが、令和5年度には77品目まで増えたことで、寄附者の選択肢も広がり、より幅広いニーズにお応えできるラインナップとなっております。

また、各自事業者から返礼品に加えて欲しいとの申し出を受けた際には、総務省の基準を満たしているのか、安定的に供給はできるのかなどの調査を経まして、返礼品に加えることができますので、町内の事業者からのご提案が返礼品アイテム増や魅力の向上に繋がるものというふうに考えております。

次に、ガバメントクラウドファンディングでございますけれども、こちらにつきましては、民間事業者が行う一般的なクラウドファンディングとは異なりまして、地方自治体が抱える地域課題解決のため、ふるさと納税の寄附金の使途をより具体的なプロジェクト化し、目標額を定め、それに共感した方から寄附を募るというものでございます。

いくつかの団体では、特産品の数が少ないというようなことを解決すべき課題として設

定し、事業者が行う特産品開発に対する補助金の財源として、このガバメントクラウドファンディングを活用しているという例、先ほどの例もありましたとおり、5番議員の再質問の趣旨は、このような取組を指しているものだと思っております。

特産品の開発という点では、本町におきましては、従前から中小企業者応援条例の中に新たな地場産品の開発販路拡大等に係る取組に対し、限度額は100万円でございますが、経費の4分の3を助成するという制度がございます。町としましては、町内の事業者がこの制度で、あるいは事業者独自でクラウドファンディングを活用していただくなど、主体的に特産品の開発を進めていただきまして、完成した特産品のPRや販路拡大のためにふるさと納税制度をご利用いただきたいと思いますと考えております。

最後になりますが、町が実施する企画やプロジェクトなどに対して寄附を頂くことにつきましては、現在導入している自治体が少ないという点では、ふるさと納税サイトの上で、本町の露出増加は繋がり得るというふうに思いますし、PRにも一定の効果があるものとして、5番議員のご意見には同感するところではございます。

一方、全国から寄附を頂いて行うという性質上、事業を計画して寄附を募る意義の深さや、その実行に対する責任の重さを想像するに、PR効果との理由だけで安易に進めるものではなく、寄附を募るにふさわしいものは自ずと限られてくるものだと思います。

本町の導入につきましては、計画の意義や実施規模、こういったものがふさわしいものであるかなど、まだそういったことで検討している部分ではございませんけれども、様々な角度から、もしそういったことがあれば慎重に見極めた上で判断すべきであろうというふうに考えております。

以上申し上げまして、5番議員の再質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（小玉博崇君） 大畠議員、再々質問ございますか。

○5番（大畠光敬君） ありません。

○議長（小玉博崇君） よろしいですね。

以上で、大畠光敬議員の一般質問を終わります。

次に、3番、深瀬美奈子議員。登壇の上、発言願います。

〔3番 深瀬美奈子君登壇〕

○3番（深瀬美奈子君） 議長の指示がございましたので、町長に一般質問をさせていただきたいと思っております。

質問の内容は、観光振興のための地域おこし協力隊制度の活用についてです。

本町の観光振興は、新十津川町観光振興計画に基づいて四つの主要政策施策に取り組まれています。

一つ目が、情報発信の更なる強化。

二つ目、ふるさと公園を核とした誘客の促進。

三つ目、母県、母村との交流促進。

四つ目、地域資源と連携を生かした交流人口の拡大。

近年はSNSの普及が進んでおり、様々な場面で幅広く活用されております。例えば、町民に向けた情報発信は幅広い年齢層に使用されているラインが有効です。若年層に向けた誘客やキャンペーンは、リツイート機能を持ち、拡散性が高いTwitter。写真映えがするスポットは、ひと目で印象に残りハッシュタグでの拡散ができるインスタグラム。

また、町の歴史や観光資源の解説など、情報を丁寧に伝える場合は、フェイスブックやノートなどを使用し、ホームページに誘導することが有効です。

一言にSNSといえど取り組むと奥が深く、成果を発揮するには知識や専門性、継続が必要になります。

また、町民の方、町外、道外の方、いろいろな角度から新十津川町の魅力を発信してもらうことで、これまでスポットライトを浴びてこなかった新しい新十津川の魅力を発掘することにすることもできます。

さて、観光計画の二つ目に、ふるさと公園を核とした誘客の促進があります。

ふるさと公園は、訪れ、遊び、泊まれる15個の施設が埋設されている公園で、今年4月に新設されたマルシェテラスでは、町内外の有志が集い賑わいづくりを企画しています。ふるさと公園に人が集い、それぞれの楽しみ方がSNSで発信されることで、公園の魅力の深掘りや魅力の発信の多角化ができます。

また、公園の更なる魅力創出や魅力発信に専従する人材が存在することで、今ある資源をフルに生かした誘客の促進が可能になると考えます。

そこで、新十津川町の更なる観光振興のため、SNSやふるさと公園に特化した専門の人材を確保するために、地域おこし協力隊制度を活用すべきと思いますが、町長はどうお考えになりますか。

○議長（小玉博崇君） 答弁を求めます。

町長。

[町長 谷口秀樹君登壇]

○町長（谷口秀樹君） それでは、3番議員のご質問にお答えいたします。

本町の観光施策は、第6次総合計画の基本計画に掲げる観光の振興を推進するため、個別計画として、今年度から5年間の期間で推進する観光振興計画に基づき取り組んでいます。

観光振興計画の主要施策である情報発信のさらなる強化、それと、ふるさと公園を核とした誘客の促進、これは、本年度からリニューアルオープンしたふるさと公園の魅力を広く発信し、誘客に繋げていくための取組でございます。

現在は、情報発信の更なる強化の取組の一つとして、観光協会によるホームページを新たに開設し、ふるさと公園内の施設紹介やイベント情報を発信するとともに、インターネットを利用して他者と交流できるサービスであるSNSも利用し、情報の発信に努めております。

また、ふるさと公園を核とした誘客の促進の取組の一つとしまして、昨年からは行政主導ではなく、観光協会や町民有志などによる手作りのイベントが開催できないか協議を重ねてまいりました。その結果、6月からは、ふるさと公園プレイフルデイと称したイベントが10月末まで企画されており、少しずつ公園の賑わいをつくりだしていただいているところでございます。

はじめに、ホームページとSNSの情報発信については、本年4月から現在札幌在住で昨年春に本町を離れた地域おこし協力隊の方に依頼しており、専門的な知識を如何なく発揮して情報発信に努めていただいているところでございます。

現在は、ツイッターなど4種類のサービスも活用しながら発信していただいております、今

後イベントが増えるたびに情報量も増えていくものと考えております。

3番議員のご指摘のとおり、SNSの活用は専門性や継続性が重要であることから、今後も専門知識のある方にしっかりと発信していただこうと考えております。

次に、ふるさと公園を核とした観光振興に専門的に取り組む人材の確保が必要とのことでございますが、今回企画されたふるさと公園プレイフルデイのように、町民の方々が可能な範囲でふるさと公園を利活用し、賑わいをつくって参画していただく体制を大切にしていきたいと考えているところですし、このことが正に先ほど出ました、住民との協働のまちづくりにも繋がって行くものではないかというふうに考えることから、行政としての専門的な人材の確保は、今のところ考えていないということを申し述べさせていただきます。

また、地域おこし協力隊制度の活用につきましては、町が執り進める事業や町が抱えている課題に対し、行政の考え方に縛られることなく、柔軟な発想で事業を考えていただくことに主眼を置き採用させていただいております。今後も必要な事業や必要なセッションがあれば募集し、採用していく考えであります。観光振興の専門的な協力隊を採用しても、3年後にはイベント運営を生業として生計を立てるのは難しく、イベント運営を地域おこし協力隊で常に運営させて行く考えは無いということを申し上げまして、3番議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（小玉博崇君） 深瀬議員、再質問はございますか。

再質問を許可します。

○3番（深瀬美奈子君） 町民、町外の人の手づくりイベントによるプレイフルデイが、6月から開催され始めております。このイベントは、2回開催させていただいているんですけれども、その中で、このような素敵なお店を出店したいというお声だったり、自分も小さなイベントを企画してみたいというお声だったり、9月にはSORAONが開催され、たくさんの方がまた昨年のようにいらっしやると思うんですけれども、そういったいろんな利活用のアイデアを頂いています。

公園を活用したい人に自由に使ってもらえるように制度を整えていきたいと賑わいづくりメンバーの中で話題も出ておりますが、やはり、町が所有する公園ということで、無法地帯のように、誰でも好き勝手出店できるような状態にもできないということで、ここの管理をどういうふうに行っていけばいいだろうということが、賑わいづくりメンバーの中で話題が出ております。なので、ふるさと公園を担当し、ふるさと公園が安全に皆さんが安心して来れる楽しい公園として運営していくために、やはり人材の不足があると考えております。

今後も町民の手づくりイベントをどんどん開催してもらえれる場として、更に加速的に活用していくためにも人材が必要だと考えるのですけれども、町長はこのような状況をどうお考えになられますか。

○議長（小玉博崇君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（谷口秀樹君） それでは3番議員の再質問にお答えをしたいと思います。

観光協会を核としました町民有志であるふるさと公園賑わいづくりメンバーの企画、ふるさと公園プレイフルデイについては、6月10日のテラスマルシェに始まり、7月、8月

にはパークヨガ、10月には夜空のしんとつかわマルシェと、子どもから大人まで楽しむことができるイベントをたくさん計画していただいて、町民有志の力で作り上げた非常にわくわくするような素晴らしい企画であるというふうに存じ上げております。

先ほど、少人数での企画運営で非常に負担となっているということでございますが、その運営やふるさと公園を盛り上げる専門の方が必要ではないかということでございますけれども、先ほど述べさせていただきましたとおり、仮にその専門となる方が行政の職員であったり、身分が会計年度任用職員の地域おこし協力隊が担うということになりますと、どうしても町民主体という考えで始まったこの企画が、行政主導の企画になってしまうという考えになってしまうであろうというふうに考えております。

せっかく町民主体による独自のイベントの企画運営でございますけれども、可能な範囲で少しずつやっていただきたいと思いますし、先ほど公園の使用のことでお話ありましたけれども、そういったことについては、ぜひとも観光協会を通じて役場の方に問い合わせをいただきたいと思いますし、そういったできることについては、行政の方も対応させていただきます。

それで、先ほどこの賑わいづくりメンバーのように、思いを同じくする仲間を少しずつ増やしていただいて、それで今後も少しずつ継続していただきたいと思いますということをお願い申し上げまして、3番議員の再質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（小玉博崇君） 深瀬議員、再々質問はございますか。

再々質問を許可します。

○3番（深瀬美奈子君） 今回、私が地域おこし協力隊制度の活用を提案した理由を述べさせていただきます。

私、2018年から3年間、地域おこし協力隊として本町で活動させていただきました。地域おこし協力隊としては、新十津川駅廃線まで観光案内所の職員として活動させていただいたんですけれども、その職務のほかに、いろいろなSNSに関する研修であったり、地方創生の研修であったり、また、当時は全国的に珍しかった地域おこし協力隊主導のネットワークをつくった「きた北海道地域おこし協力隊ネットワーク」というものの事務局を1年、副事務局長も1年させていただきました。そのような新十津川町の観光発信のみにとどまらず、様々な幅の広い活動に参加させていただけたことで、現在も全道各地の地域おこし協力隊とネットワークを持ち、活動することができております。

また、「きた北海道地域おこし協力隊ネットワーク」の活動の中では、コロナ禍に入ってしまったこともあり、オンライン研修を開催し、全3回のうち、一度は私が協力隊のうちから起業させていただいたキッチンカーの起業に関する研修も執り行い、新十津川町ではまだ例はございませんが、道内でその研修から2名、キッチンカーの起業者が生まれております。また、そのような資料を残していたことで、更に今年1名キッチンカーで起業した人が道内でございます。

私としては、新十津川町の地域おこし協力隊として、いろいろな研修に行かせていただいて得た知見を、町だったり、道だったり、国だったりに還元したいと思って行った活動なんですけれども、やはり、新十津川町でそういった町内の活動にとどまらない許可がもらえたことでそのような成果を残せたので、何とか町にも還元したいという気持ちが今も残っております。



そのような中で、地域おこし協力隊制度の活用を提案させていただいたんですけれども、協力隊制度の良いところとして2点述べさせていただきます。

近隣町村や全国各地の地方を盛り上げている協力隊同士のネットワークをつくることができ、思わぬ成果を得ることを期待できる制度であると考えます。また、既存の活動やこれまでの需要に縛られず、新十津川町に新たな魅力や需要だったり、仕事を持ち込める、そのような可能性がある人材を誘致できる制度だと私は考えております。

なので、そのような可能性がある人材をどんどん採用して、まちの動力となる人材をどんどん増やし、まちの活力を養っていければと考えております。

現在は、町として地域おこし協力隊が必要な部署が無いという、このような状況ですので、現在も地域おこし協力隊のことについて町長にお考えいただいていると思いますが、今後とも更に地域おこし協力隊制度を活用した観光振興に関して、町内外の事例を多く知っていただいて、再度検討していただきたいと考えております。町長はどうお考えでしょうか。

○議長（小玉博崇君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（谷口秀樹君） それでは、3番議員の再々質問にお答えしたいと思います。

これまで3番議員おっしゃるとおりですね、本町では10名の地域おこし協力隊員が活動をしていただいて、6名の方が定住をしていただいているという状況でございます。こういったことで、町内のあらゆるところでご活躍をいただいて活性化に繋がっているんだというふうな認識はございます。

地域おこし協力隊につきましては、全国で6,447人が今現在活躍されているということで、そのネットワークについては幅広いものであり、協力隊同士の交流により、いろいろなアイデアが浮かび、そのことが各地で新しい取組に繋がっていくということが期待できるというのを認識しております。

また、町外から来られるということで、町内にいる人間にとって気づかないところについては、新しい魅力を引き出してくれる可能性も地域おこし協力隊には魅力等の一つとして考えております。

しかしながら、地域おこし協力隊の任期が3年以内ということであり、その3年間は収入もあり、安定した生活を送ることができますが、その後は起業に関して目標をお持ちでない場合については生活の保障もないということですから、ただ単に継続的に採用しても、そのまま本町に定住し、活躍しているとは限りません。

採用する立場としても、3年間のことだけではなく、その後も本町で生計を立てて定住活躍できる道筋をしっかりと町としても考えた上で採用したいというふうに考えております。

採用に当たっては、当然ながらご本人の将来目標だとか、目的、それと町の課題、そういったことをしっかりと確認した上で、そういった方を採用していきたいということから、ただ継続的に採用するという考えがないことを申し上げまして、3番議員の再々質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（小玉博崇君） 深瀬議員、よろしいですか。

以上で、深瀬美奈子議員の一般質問を終わります。

ここで、11時15分まで休憩といたします。

(午前11時03分)

---

○議長（小玉博崇君） 休憩をとき、会議を再開いたします。

(午前11時15分)

---

○議長（小玉博崇君） 次に、4番、三師優美議員。登壇の上、発言願います。

〔4番 三師優美君登壇〕

○4番（三師優美君） ただいま議長より発言の許可を得ましたので、質問に入らせていただきます。

私は、町長に、保育園における待機児童ゼロに対する今後の方針についてお伺いいたします。

子育て支援に手厚い新十津川町ですが、自身も移住してきて子育てをする中で、これからもこの町で子育てをしたいと思い定住を決めたこともあり、新十津川町の子育て環境の良さを実感しております。

さて、人口減少に対する施策の基本目標である子育てしたい環境創出プロジェクトの中でも、出産の支援をはじめとして、子育てをするなら新十津川町と思えるような子育てサービスの充実化を図り、町全体で子育て世代を支える体制を構築するなど、出生率向上や子育て世帯の移住促進に注力していることが分かります。

しかし、町には一つしかない認可保育園で待機児童が発生しているのが現状です。子育て世代を取り巻く環境は、核家族化や共働きの増加によって保育需要が高まっております。平成30年以降、令和5年までの状況を見ても、待機児童が必ず1名以上発生しているのが現状で、今年度は5名の待機児童が発生しております。

また、増築、改修工事以降の令和2年度から3歳児未満の待機児童が多いことから見ても、施設基準についての問題や保育人材の確保への対策が必要不可欠であると考えます。

町政執行方針の政策の中でも、待機児童ゼロを目指すということでしたが、子育てしやすいまちづくり実現のために、待機児童問題について、具体的にどのような方針で待機児童ゼロを目指していくのかについて、町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（小玉博崇君） 答弁を求めます。

町長。

〔町長 谷口秀樹君登壇〕

○町長（谷口秀樹君） それでは、4番議員のご質問にお答えをいたします。

待機児童数につきましては、4番議員のご指摘のとおり、平成30年に待機児童が発生し、この解消のため、令和元年に保育園の2歳児クラスから5歳児クラスまで及び遊戯室の増築工事に着手し、これまでの定員90名から110名に増やしたところでしたが、令和2年度において保育士配置の関係上、2歳児クラスで2名の待機児童が発生をいたしました。令和3年度においては、0歳児クラスにおいて1名、令和4年度については、1歳児クラスで1名が待機、令和5年度については、0歳児1名、1歳児3名、2歳児1名の入所がございませんでした。

待機児童解消の取組としては、これまで指定管理者である華園学園との協定により、0

歳児クラス以外では、認可定員の20パーセント増までの受け入れが出来るものとしているほか、令和4年度においては、委託先との協議により、1歳児クラスにおいて、施設基準の範囲内で協定以上の受け入れを行ってまいりました。

このほか、新十津川保育園の受け入れが難しい場合に、近隣市町に広域入所が可能かどうか確認したり、保護者に対して、町外にある認可外保育所に関する情報提供を行ったりするなど、待機児童の解消、子どもの預け入れ確保に努めてきたところでございます。

また、受け入れ側の保育士確保対策については、保育士の処遇改善を図るため、平成31年度から町独自で、給与月額14パーセントの上乗せを図るための措置を実施しているところでございます。

現在、新十津川保育園では、育児休業中の職員を除くと14名の保育士が在籍し、認可定員、協定上限定員に対応出来る人数は満たしているものの、今年度については、3歳児、4歳児、5歳児クラスにおいて、障害のある児童の対応、体験活動などの幼児教育、情操教育を実践するための加配を行う必要があり、他学齢のクラスに対する必要な保育士の配置のため、0歳児、1歳児、2歳児クラスにおいて、施設基準あるいは協定基準の範囲内での入園希望はあったものの受け入れることが出来なかった状況でした。

保育士不足、保育士確保の課題については、本町に限らず全国的なものであり、現在、華園学園では、保育士の確保に向けハローワークに対しての求人募集や保育士養成課程がある大学への求人募集を行っているところでございます。がしかし、申込に関してはいまだゼロの状態と伺っております。

さて、ご質問にある今後における具体的な対策についてでございますが、これまでの本町における出生者数や保育園希望者の割合、現在の出生率や今後の転入見込などを踏まえると、入園希望の今後の見通しとしては、現在の施設基準の範囲内で推移するのではないかと見込んでおり、当面は施設増築は行わず、待機児童の解消に向けては、まずは保育士の人材確保を優先し、引き続き保育士の処遇改善に関する支援を行い、給与面からアプローチするのはもちろんのこと、求人募集にあっては、町としても新卒採用や潜在保育士の掘り起しに対して協力していきたいと考えております。

また、次年度以降の取組については、現在の指定管理者への委託期間が今年度末となっております。令和6年度から新たな委託のため指定管理者を公募する手続きを今後進めてまいりますので、具体的な内容につきましては、次期の委託内容を検討するにあたって、現在の委託先である華園学園からの意見や要望を踏まえつつ、町の考え方を整理し、反映させていきたいと考えております。

委託をするにあたっては、先ほども申し上げましたとおり、待機児童の解消には保育士確保対策が重点課題でございますので、保育士として働きたい方が新十津川保育園を選んでもらえる保育園となるよう、保育士の処遇改善はもちろんのこと、働く保育士の労働環境の改善や指定管理者となる法人の運営面などの支援も必要であると考えております。

以上、4番議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（小玉博崇君） 三師議員、再質問はございますか。

○4番（三師優美君） ございません。

○議長（小玉博崇君） 以上で、三師優美議員の一般質問を終わります。

次に、10番、西内陽美議員。登壇の上、発言願います。

[10番 西内陽美君登壇]

○10番（西内陽美君） 議長のご指示がありましたので、通告に基づき、町長に一般質問をさせていただきます。

本年4月施行の統一地方選挙におきまして、第8代新十津川町長にご就任されました谷口町長は、この第2回町議会定例会の開会に当たり、初の町政執行方針を述べられました。その執行方針から、除排雪事業についてお伺いをいたします。

町長は、町政執行方針で、任期4年間に重点政策として取り組む六つの政策をお示しになりました。

その中の一つ、第1の政策、暮らしやすいまちづくりでは、除雪車の増台により除排雪体制を強化し、町民とともに安全安心な冬期の暮らしを目指すとあります。また、単年度の施策として、令和5年度の主な政策にも除排雪事業を挙げ、除雪ドーザを1台増大して冬期間の生活基盤を充実すると述べていらっしゃいます。

町では、毎年無作為に抽出した600名の町民の方々を対象に、町が行っております各政策に対する重要度や満足度などを調査するまちづくり町民アンケートを実施しておりますが、回答の集計結果では、ほとんどの年度で除排雪事業の充実の項目が重要度第1位となっています。

町民の皆さまにとりまして、重要度が最も高いということは、それだけ生活への影響が大きいことを意味していると思います。町民の方々の関心が高く、生活に密着している除排雪事業を今後どう進めていくお考えなのかをお伺いしたいと思います。

1点目に、現在の除排雪体制と増大後の除排雪体制を比較するとき、何が強化され除排雪作業はどう変わるのでしょうか。

2点目に、住民の方々からの除排雪事業に対するご意見で多いのは、除雪車両が通った後の置き雪、道路左右の不均衡、道路交差部分の雪山に関するものでございます。これらの意見を今後の除排雪事業の進め方にどのように反映していかれるのでしょうか。以上の2点をお伺いいたします。

○議長（小玉博崇君） 答弁を求めます。

町長。

[町長 谷口秀樹君登壇]

○町長（谷口秀樹君） それでは、10番議員のご質問にお答えをいたします。

本町の除雪体制は、除雪機械14台と受注業者さんの借上げ機械9台、合計23台の除雪車で、午前3時に出動し、午前7時30分に除雪作業がすべて終了するよう除雪車の配置をしております。特に市街地の除雪作業に関しては、道路が入り組み時間を要することから除雪ドーザ8台により除雪を行っております。

しかし、市街地においては、昨今の定住促進事業の効果により、住宅が増えてきていることから、市街地の除雪作業に時間を要しており、大雪の時などは除雪作業の終了予定時間である7時30分を過ぎてしまう場合がございます。

このことから、除雪ドーザを1台増やし9台体制とすることで、各除雪ドーザの担当する路線を縮小でき、同時にオペレーターの負担軽減にもつながると考えられます。

さらに、シーズン中に除雪ドーザがたびたび故障する場合もございますので、そういった不測の事態が起きたことから、こういった除雪ドーザが増えることでこういったことに

も対応できる体制となります。

なお、除雪ドーザの増強に係る予算措置については、本定例会に補正させていただきましたが、納期につきましては、半導体不足等による遅れなどから、15か月程度かかることから、実際の稼働は令和6年度になります。

以上のことから、除排雪作業の基本的な方法については変わりませんが、除雪ドーザが1台増えることで、それぞれの時間的に除雪作業に余裕ができ、より丁寧な除雪作業ができるものと考えております。

続きまして、住民の除排雪に対する意見の反映についてでございます。

まちづくりアンケートでは、重点的に取り組むべき施策で、除排雪の充実が毎年、最上位であることから、町民のニーズが最も高い事業であることは認識しております。町民からシーズン中に、10番議員が言われるとおり除雪後の置き雪、道路左右の不均衡、道路交差部分の雪山についての意見や要望、苦情などが多く、可能な限り対応をさせていただいておりますが、次の理由から、そのすべてにおいて対応は難しいことをご理解いただきたいというふうに思います。

まず、除雪後の置き雪につきましては、通常の除雪は、車道の雪をかき分けて行っており、置き雪の処理につきましては、従前から各家庭の皆さんのご理解とご協力のもとに行っていただいております。しかし、オペレーターの熟練度、上手い、下手の差はあるとは思いますが、可能な限り玄関間口には雪が入らないように心がけ作業を行ってまいります。

次に、除雪作業の左右の不均衡につきましては、除雪作業の効率が最も良い順路で作業しておりますから、特に交差点などで複数の除雪車が作業を行う場合もあり、この順路を変えると除雪車同士の連携が乱れ、作業時間のロスにも繋がりがねません。

次に、道路交差部分の雪山は、早めの排雪を行い、少しでも雪山を除去できるように努めていきます。

一方、除雪作業に従事するオペレーターは深夜からの勤務であり、定期的な休みが取れず、雪が降り続く時は連続勤務にもなり、本当に大変な業務を担っていただいております。近隣自治体では、オペレーターの成り手不足が問題となっております。幸いなことに、本町においては、なんとか現状の除雪体制を維持できるオペレーター数を確保できているところでございます。

これらのことを踏まえて、少しでもオペレーターの働きやすい職場とするため、令和2年度には、除雪センターの休憩室やトイレ等を改修し、また、除雪車を計画的に更新して安定稼働を目指しております。更に今年度は、経験の浅いオペレーターを中心に技術の向上を図るため研修会に参加し、各々のレベルアップを図ってまいります。

除排雪作業は、冬の町民の生活には欠かせない大変重要な業務であり、町としましては、住民の要望に応えるべく、改善できるところについては改善していくつもりでございます。しかしながら、天候に左右される厳しい業務であることをご理解をいただきたいと思っております。

また、地域にお住まいの一人お一人の除雪に対するご協力や除雪マナーの向上も当然不可欠でございますので、今後においても、住民の皆さまのご理解とご協力のもと、住民と町が協力し合い、暮らしやすいまちづくりを進めていきたいというふうに考えておりま

す。

以上、10番議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（小玉博崇君） 西内議員、再質問はございますか。

再質問を許可します。

○10番（西内陽美君） では再質問をさせていただきます。ただいま町長から、私の1点目の質問に対しましては、ドーザが1台増えることで、朝の出勤、登校時刻7時半に間に合うような除雪作業を終えることが可能になること、また余裕ができることで、より丁寧な除雪作業が可能になるとのご答弁の内容だったと思います。

2点目の質問に対しましては、置き雪ですとか、道路交差部分の雪山に対しては、今も最善の方向で作業を行っているという内容だったかと思えます。同じく左右の不均衡に関しましては、除雪車の安全を考慮した、これに対しても最善な方法であるということでもございました。

総じて、除排雪体制が強化されますけれども、新たに除排雪作業の方法が変わらないため、今お聞きいたしましたところでは、住民の方々が年々負担になってきているとおっしゃる事案については、現在のところ、具体的に新たな対応は変わらないという内容のご答弁であったかと、私は受けとめました。

この度、町の除排雪事業を所掌される建設課課長が町長にご就任されたことで、町民の方からは、大変大きな期待が寄せられてございます。これからの除排雪作業に住民の意見が反映され、何かしらの変化があるのではないかという期待では、私も同様でございます。

再質問といたしましては、こういった町民の方々の要望に応える方策を見出すために、他の自治体の取り組みの例を調べていただけないかという点でお伺いしたいと思います。

町では、安全な道路の確保に向けて関係機関と連携のもと、計画的に除排雪事業を進めていただいておりますし、近年の異常気象の常態化や高齢化の影響で、特に高齢者の除雪作業の負担が年々大きくなっていることに対しましては、高齢者世帯等除雪費助成事業と高齢者世帯等除雪サービス事業を実施し、除雪弱者と言われる方々の負担軽減を図っていただいております。

しかしながら、町民の方々からは、除雪作業に対するご意見が、毎年毎年上がってきている状況です。

本町のような特別豪雪地帯にあっては、雪の負担を軽減するのは簡単なことではありませんが、他の自治体では、本町のような除雪費用への助成や福祉的支援事業を実施する一方で、除排雪作業のあり方そのものを見直し、高齢者等が無理することなく除雪できる体制づくりに取り組んでいる事例もございます。

例えば、除雪車両による降雪があったときに行われる新雪のかき分け除雪、かき分けずに踏み固めていく圧雪作業、路面整齊作業の回数の組み合わせを変更してみたり、幹線道路と生活道路の除雪車の出動基準を見直してみるなど、作業方法についても様々な事例がございます。さらには、先ほどの1番議員加藤議員の質問と共通する部分もございますが、協働のまちづくりという観点からは、住民、事業者、行政の三者が参加し、地域の除排雪に係る課題の検討や、効率的で持続的な除排雪事業を進めるための除雪作業のあり方を考える研修会を開くなどの事例もございます。

是非そういった他の自治体の取り組みを調べていただき、本町の気象状況や道路状況な

どに合う良い対策を見出していただきたいと思いますが、町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（小玉博崇君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（谷口秀樹君） それでは、10番議員の再質問にお答えしたいと思います。

10番議員の方からですね、いろいろな事例をお伺いしまして大変勉強になりました。

先ほど回答させていただきましたけれども、除排雪事業については、町民のニーズが本当に高いという認識はございますし、今でも他の自治体の除排雪方法や取り組みにつきましては調べておりますけれども、どこの自治体も同じような悩みを持ち、対応に苦慮しているというのが現状であると思います。

先ほど高齢者除雪の部分ですとか、出動基準を見直すですとか、はたまた住民、事業者、町の3者による協議会の設置だとかってというようなことの提案をいただきました。こちらの部分のですね、引き続きこういったことも含めて、他の自治体の取り組みを調べていきたいというふうに考えておりますし、新たな情報がございましたら共有していただきたいと思います。

そういった中で、本町で実施可能と思われる部分があれば検討して、導入していきたいというふうに考えておりますので、以上、10番議員の再質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（小玉博崇君） 西内議員、再々質問ございますか。

再々質問を許可いたします。

○10番（西内陽美君） 再々質問では、雪対策は行政だけで対応できるものではないとして、地域住民にも求める方策、地域住民が協力をしていく方策として、市街地で、また住宅地で個人所有の空き地の利用、それを積極的に進めていってはどうかということについてお伺いしたいと思います。

住宅地の中にある公園や町有地以外にも、冬期間だけ雪置き場として私有地の空き地を借り上げるという事例がございます。除雪車が住宅地内で作業する途中で、その空き地に雪を置くことで、それぞれの住宅間口への置き雪を少なくするというのが目的だそうでございます。土地を一時的に利用させていただける方には、融雪代をお渡ししたり、翌年度の固定資産税を基準に則って一部減免するなど実施しているところもあるようでございますが、そういった個人所有地の積極的利用について、町長はどうお考えなんでしょうかお伺いいたします。

○議長（小玉博崇君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（谷口秀樹君） 10番議員の再々質問にお答えしたいと思います。

住宅地内の空き地に除雪の雪を堆雪するという取組のご提案でございますけれども、作業条件にあう土地と、周辺の影響を考えますと、これまたなかなか条件に合う土地がない中で、実際に現在もですね、1件ほど空き地所有者と協議を行って、雪を堆雪させていただいている箇所もございます。ただ、住宅地が並んでいるところの空き地が一つあるので、そこをっていうことになると、なかなか除雪機械も大きいですので、そういったことで有効活用がその空き地ができるかどうか、そういったことが具体的に、その事例、1例1例

どこにどうしていくっていうことを把握しながら決めていかなければならないっていうのも一つ事実としてございます。

現状ではですね、同じような条件に合う空き地については、かなり限定的かなというふうに思っておりますが、作業条件がもし合えば、そういったことをこれから広く活用していきたいというふうに思いますし、今後そういった有効な空き地がないかどうか、こういったことも調べてですね、ただいまの10番議員のご提案をですね、それを種にちょっと検討させていただきたいと思っておりますので、以上申し上げまして、答弁とさせていただきます。

○議長（小玉博崇君） よろしいですね。

以上で、西内陽美議員の一般質問を終わります。

これもちまして、一般質問を終了いたします。

ここで、13時まで休憩といたします。

(午前11時45分)

---

○議長（小玉博崇君） 休憩をとり、会議を再開いたします。

(午後 1 時00分)

---

◎経済文教常任委員会報告、質疑

○議長（小玉博崇君） 日程第3、経済文教常任委員会審査報告を行います。

6月28日の定例本会議におきまして、経済文教常任委員会に付託しております陳情第1号及び陳情第2号の審査結果の報告を求めます。

大畠経済文教常任委員長。

〔経済文教常任委員長 大畠光敬君登壇〕

○経済文教常任委員長（大畠光敬君） 議長のお許しがありましたので、これより経済文教常任委員会の審査報告をいたします。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、新十津川町議会会議規則第94条及び第95条の規定により報告いたします。

陳情第1号、国に対し、適格請求書等保存方式（インボイス制度）の延期・見直しを求める陳情。

審査結果、不採択とすべきもの。

陳情第2号、ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書の提出を求める要望。

審査結果、採択すべきもの。

以上で報告を終わります。

○議長（小玉博崇君） 報告を終わります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。



---

◎陳情第1号の討論及び採決

○議長（小玉博崇君） 日程第4、陳情第1号、国に対し、適格請求書等保存方式（インボイス制度）の延期・見直しを求める陳情を議題といたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより陳情第1号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は、不採択とすべきものです。

委員長報告のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第1号、国に対し、適格請求書等保存方式（インボイス制度）の延期・見直しを求める陳情は、委員長報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

---

◎陳情第2号の討論及び採決

○議長（小玉博崇君） 日程第5、陳情第2号、ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書の提出を求める陳情を議題といたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより陳情第2号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は、採択すべきものです。

委員長報告のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第2号、ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書の提出を求める陳情は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

---

○議長（小玉博崇君） ただいま採択することに決定した陳情第2号につきまして、意見書を審議する必要がございます。

議案配付のため、暫時休憩いたします。

[議案配付]

(暫時休憩)

○議長（小玉博崇君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

---

◎日程変更

○議長（小玉博崇君） ここで、議会事務局長から日程の変更を申し上げます。  
議会事務局長。

○議会事務局長（窪田謙治君） それでは、議事日程の変更について申し上げます。  
皆さまにお配りしております議事日程表をご覧ください。

日程第35の閉会中委員会所管事務調査申し出についてを日程第36とし、日程第34の議員の派遣についてを日程第35とし、日程第33の次に日程第34として、発議第2号、ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書を追加いたします。

以上、よろしく願いいたします。

---

○議長（小玉博崇君） 日程第6に入る前に、議案第38号から議案第45号までの案件につきましては、6月28日の定例会議で、提案理由並びに内容の説明を終わっております。  
よって、ただちに質疑に入りますので、よろしく願いいたします。

◎議案第38号の質疑、討論及び採決

○議長（小玉博崇君） 日程第6、議案第38号、新十津川町高等学校等通学費助成に関する条例の制定についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第38号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第38号、新十津川町高等学校等通学費助成に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第39号の質疑、討論及び採決

○議長（小玉博崇君） 日程第7、議案第39号、新十津川町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。  
討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（小玉博崇君） 討論なしと認めます。  
これで討論を終わります。  
これより議案第39号を採決いたします。  
本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（小玉博崇君） 異議なしと認めます。  
したがって、議案第39号、新十津川町国民健康保険税条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第40号の質疑、討論及び採決

- 議長（小玉博崇君） 日程第8、議案第40号、新十津川町税条例の一部改正についてを議題といたします。  
質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（小玉博崇君） 質疑なしと認めます。  
これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。  
討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（小玉博崇君） 討論なしと認めます。  
これで討論を終わります。  
これより議案第40号を採決いたします。  
本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（小玉博崇君） 異議なしと認めます。  
したがって、議案第40号、新十津川町税条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第41号の質疑、討論及び採決

- 議長（小玉博崇君） 日程第9、議案第41号、令和5年度新十津川町一般会計補正予算第2号を議題といたします。  
これより質疑に入りますが、議案の量が多いことから、議案のページを2つに区切って質疑を行います。

質疑を行う際は、議案のページ、予算科目、事業名を最初に示した上で発言するよう議員各位のご協力をよろしくお願いいたします。

はじめに、25ページから55ページの4款、衛生費までについて質疑を行います。

質疑はございませんか。

鈴木議員。

○8番（鈴木康裕君） 50ページの2款1項5目企画費の事業番号18番、ドローンのまちづくり事業についてでございます。質問二つございます。

一つ目は、ドローン飛行テストコースを寒冷地基準のそういうテストを行うということですが、ドローン飛行テストは夏場でも旧大和小学校跡地で飛ばすのかというのが一点と、2点目は、旧大和小学校跡地は今までどおり地域で草刈りをしなければならないのか。場合によっては町に固定資産税あるいは冬の飛ばす使用料などの徴収は考えているのかどうか、その2点についてお伺いします。

○議長（小玉博崇君） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（久保田篤司君） 8番議員の質疑にお答えいたします。

ドローン飛行の寒冷地ということと寒冷地仕様の部分についてが主ではありますけども、夏場についても飛行は続ける場合もあります。ただ、近隣等なり農業等の関係もありますので、場所によっては改善センターの中のところでの飛行ということも考えておりますし、場合によっては外でということもありますが、地域とお話ししながらですね、その部分については進めていこうということで、現在はプロポーザル方式という形なんですけども、今後そういったことを協議、実際の委託する業者に協議していくこととしております。

また、2番目の草刈りの関係でございますが、本事業は委託事業で進めることとしておりますので、本町での実施となりますので、その使用については無償で貸し出すという形で考えておりますので、その3年間につきましてはですね、固定資産税等の部分は考えておりません。以上でございます。

○議長（小玉博崇君） よろしいでしょうか。

○8番（鈴木康裕君） 草刈りはどうなんですか。

○総務課長（久保田篤司君） はい、すいません。草刈りについては、今まで同様地域にお願いして思うのですけども、そこについても地域の方で維持はいただきたいなというふうに思います。

ただ、使用の段階ですと、実際に地域の方とは協議進めていきますので、例えば、草刈りできる部分があれば委託事業者の方に話したり、進めることで考えております。以上です。

○議長（小玉博崇君） 鈴木議員よろしいでしょうか。

続いて、質疑はございますか。

10番、西内議員。

○10番（西内陽美君） 50ページの2款1項5目企画費からです。事業番号5番、地域公共交通確保事業についてお伺いいたします。乗車体験についてなんですが、この体験乗車できる便はどの便になりますか。

○議長（小玉博崇君） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（久保田篤司君） 10番議員のご質問にお答えいたします。

公共交通の乗れる乗車ではありますが、中央バスは現在、滝新線を走っているかと思い

ますが、その部分については中央バスの乗る所は、ちょっと使うことはできませんが、現在委託をしております誠和運輸さん、北星ハイヤーさんのワゴンについては乗ることができます。以上です。

○議長（小玉博崇君） 10番、西内議員。

○10番（西内陽美君） ではまたお聞きしますけれども、スクールバスの混乗便についても同じく乗車体験できるということでしょうか。

○議長（小玉博崇君） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（久保田篤司君） 10番議員のご質問にお答えいたします。

混乗便もすべて乗れる形では考えておりますが、予約をする形になりますので、例えば、乗車によってスクールバスの運行に支障がある場合については、ちょっとお控えいただくとか、日にちを変えていただくことはあるかと思っておりますけれども、そういった形で、まずは予約するというハードルを下げたいということで実施しようと思っておりますので、そういった形で進めることとしております。以上です。

○議長（小玉博崇君） 10番、西内議員。

○10番（西内陽美君） 実は、このスクールバスの混乗便についてなんですが、既に利用されている生徒さんですとか、保護者の方からは、この混乗便になってから下校にかなり1時間ぐらいかかってしまって、遠回りになるのだからちょっと疲れるんだというような意見があったもんですから、このたび乗車体験するにあたって、なお、混んで時間がかかるのかなあと心配をしたんですが、今課長の方の話では、その辺はきっちり調整をしていただけるということでしたので、その生徒さんの負担があまり増えないような形で進めていただけるのでしょうか。

○議長（小玉博崇君） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（久保田篤司君） 10番議員のご質問にお答えいたします。

本来、形としましては、令和4年から始まった事業でございまして、そういったお話もちょっと伺っております。今2年目ということで、その中で実際にどういった形がいいのかということをもっと検討していかなきゃならないのかなというふうに思っております。その上でも、ほかの方が乗っていただいたときに、本当にどうなのかというところがあるかと思っております。アンケートにも、高齢者が乗られてちょっと遅くなるとかという話も実際に入っています。ただそこは、やはり今後の地域公共交通を考えると、我慢いただくところも出てくるのかなというところも含めながらですね、学校教育と共に検討して進めていきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（小玉博崇君） 西内議員、よろしいでしょうか。

ほかに質疑はございますか。

9番、樋坂議員。

○9番（樋坂里子君） ページ数で言います、37ページの国庫補助金のところの2番目の個人番号カード交付率はどのぐらいまで、交付になっているのかというのが1点と、その下の新型コロナウイルスワクチンの接種は、どのぐらい進んでいるのか、現在全然してないのか、それとも進んでいるのかということ。

○議長（小玉博崇君） 樋坂議員、一つずつでよろしいでしょうか。

○9番（樋坂里子君） はい。

○議長（小玉博崇君） まず、個人番号の件でよろしいでしょうか、個人番号カードの交付率ですね。

○9番（樋坂里子君） 全部やれば六つぐらいあるんだけど、まとめちゃったら。

前の方が多くて、一つずつの方がいかったら、ページ数、今37ページやりましたんで、一つずつの方がいいかな。

○9番（樋坂里子君） 37ページの個人番号カードの交付率が現在どのくらいまでなっているのかというのと、コロナワクチンの接種状況、まずその2点、最初ね。

○議長（小玉博崇君） 答弁を求めます。

住民課長。

○住民課長（長島史和君） ただいまの9番議員のマイナンバーの交付率の関係のご質問に対してお答えいたします。

現在、昨日も副町長がお答えしましたが、11日現在での申請率が本町で86.9パーセント、交付率で78.3パーセントでございます。道内順位につきましては、本町が全道で47位、交付率で41位、空知で6位、交付率も6位でございます。中空知の順位では、交付率、申請率ともに1位という内容となっております。以上でございます。

○議長（小玉博崇君） それでは続いて、コロナワクチンの接種率ですか。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（坂下佳則君） 9番議員の質問にお答えいたします。

新型コロナウイルスワクチン接種の接種率でございますけれども、現在、春接種ということで65歳以上の方、基礎疾患をお持ちの方、あと福祉施設等の施設に従事されている方に対してですね、8月末をめどに6回目の接種っていうことを実施している状況です。この6回目の追加接種の接種率については、65歳以上の方につきましては、対象者2,500人のところ1,021人の接種ということで、接種率につきましては40.7パーセントというような状況になってございます。以上です。

○議長（小玉博崇君） よろしいでしょうか。

ほか質疑ございますか。

1番、加藤議員。

○1番（加藤敏晃君） それでは、ページ数が50ページ、51ページです。2款1項5目企画費の7番の定住促進対策事業のところ、この事業を行うのに、関係機関に一定の負担をお願いするというような説明があったと思いますが、これについて詳しくお聞かせいただきたいです。お願いします。

○議長（小玉博崇君） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（久保田篤司君） 1番議員のご質問にお答えいたします。

現在、確定というか、この議決をもってということになるかと思っておりますけれども、協議を進めている段階ではですね、米の部分につきましては、営農振興対策協議会もありますので、それぞれJAと町と5割ずつという形で考えております。

また、ポイントカード会につきましては、とくとっぷカードのポイントなんですけれども、

こちらについては9割が町、1割がポイントカード会ということで、1割ということで現在進めております。得きっずカードのポイントについては、町実施のものでありますので、10割すべてが町ということになります。以上です。

○議長（小玉博崇君） よろしいですか。

ほか質疑ございますか。

7番、杉本議員。

○7番（杉本初美君） 4款1項4目の5番、議案書55ページになります。その5番なんですけれども、新型コロナウイルス予防接種事業で令和4年度までは直接病院へっていうことだったかと思うんですが、5年から役場を経由するっていうことは、どのような理由なんでしょうか、お願いします。

○議長（小玉博崇君） 答弁を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（坂下佳則君） 7番議員の質問にお答えいたします。

今回補正を予算計上させていただいた新型コロナウイルス予防接種事業の予算についてなんですけれども、ワクチン個別接種促進支援交付金というものでございます。元々は北海道が直接接種を実施している診療所に交付金を交付するという事業であったんですけれども、令和5年度ですね、決まりの改定によりまして、その部分が町で行うというような形で制度が変わったということで今回補正計上させていただいたものでございます。以上です。

○議長（小玉博崇君） 杉本議員よろしいでしょうか。

ほか質疑ございませんか。

1番、加藤議員。

○1番（加藤敏晃君） それでは、ページ数が52ページ、53ページです。3款1項2目高齢者福祉費の20番の高齢者福祉施設整備補助金の関係でお伺いします。ご説明いただいたときに、過疎債を使うために道と協議するというご説明があったかと思うんですが、この特定財源に記載してある高齢者福祉施設整備事業債のことだと思うんですけれども、この記載してある特定財源のことをこれから協議するという認識でよろしいでしょうか、確認です。お願いします。

○議長（小玉博崇君） 答弁を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（坂下佳則君） 1番議員の質問にお答えいたします。

高齢者福祉整備補助金の特定財源といたしまして、52ページに記載のあります高齢者福祉施設整備事業債1億100万円につきましては、これは過疎債ということで、今現在、空知総合振興局と協議をしているというような状況にございます。以上です。

○議長（小玉博崇君） 加藤議員よろしいでしょうか。

8番、鈴木議員。

○8番（鈴木康裕君） 同じく今の高齢者福祉施設整備補助金に、町として1億円、過疎債を利用するということですが、そのまだ協議が固まっていない段階で、国道補助金を除いた約2億を明和会と町で半々にするというようなことですが、大規模改修、平成4年に竣工されたものがほぼ30年経っていると。ですが、明和会、民営化されてもう遙か15年経っ

てるわけです。もう15年経ったら、もうその法人のもので、法人自体が努力をすべきではないかと。町の税金をわざわざ1億使って、その法人のために、民間のために出すのはいかがなものかと思います。

そして、明和会のホームページに出ている法人の貸借対照表を見ますと、建物積立金並びに修繕積立金という項目があります。令和元年度は合わせて4億1,000万余りあります。それが令和4年度には、5億7,000万ぐらいに増えており、1億6,000万増えてます。これ2億ぐらい明和会で負担することはできないのでしょうか。

○議長（小玉博崇君） 答弁を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（坂下佳則君） 8番議員の質問にお答えいたします。

今回の大規模改修につきましては、築後30年経過した施設ということで、元々町の施設でもありますし、長寿命化が今後必要という部分もありますので、今回支援をしようということで補正予算を計上させていただいたところでございますけれども、民営化後ですね、明和会としましても事業所の努力によりまして、自己資金の積み立てだったり、あるいはそれ以外の明和会独自で、独自というか、明和会の自己資金によりまして各種防水修繕ですとか、いろいろ改修もしくは令和3年度におきましては、プライバシー保護のため改修を行ってきているところではございますけれども、町としてですね、今後こういう介護保険施設につきましては、長寿命化をしていただいて、今後とも町として必要な施設であるということで認識をしているところでございますので、町として負担をしていきたいというふうにしているものでございます。

それと、先ほど8番議員の方からお話がありましたとおり、明和会そのもの自体の修繕の積み立てということで基金持っておりますけれども、明和会、これからハーブガーデンの改修ですとか、その他各種いろいろな施設持っておりますので、そういった部分の施設の改修に今後そういった費用が使われるということも話を伺っておりますので、そういった意味からもすると、かおる園につきましては、町の支援をしていきたいというふうに考えてございます。以上です。

○議長（小玉博崇君） 鈴木議員よろしいでしょうか。

○8番（鈴木康裕君） それでは、今後ともですね、いろんな明和会、十くらい施設持ってますけれども、ハーブガーデンとかいっぱいありますけれどもね、その度にこういうような補助が組まれるおそれがあると、そういうふうに解釈してよろしいでしょうか。

○議長（小玉博崇君） 答弁を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（坂下佳則君） 8番議員の質問にお答えいたします。

今後の助成の可能性につきましてはですね、仮定の話ということで、私の方からなかなか言えないところもあるとは思いますが、基本的には、そのときそのときにおいて、そういった事業者さんなりからのお話を伺いながら、町として必要な物であるというふうに判断をしたならば、助成をしていくような形になろうかなというふうに思います。以上でございます。

○議長（小玉博崇君） はい、鈴木議員。

○8番（鈴木康裕君） 明和会さんが新十津川の主なのになつてると申しますけれども、



一部にちょっと住民にとっては非常に経営的に不満があるというような話も聞いております。デイサービスの一部、滝川に移行しております。そして、かおる園の需要状況についても、定員100人のところを去年23人もコロナのせいだとは言ってますけれども、夜診る職員がいないんじゃないか、定着率が低いんじゃないかと、そういうふうなことも指摘している町民もおります。その辺の経営努力について、もう少し町の方で指導してはどうかと、そういうふうなふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小玉博崇君） 答弁を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（坂下佳則君） 8番議員のご質問にお答えいたします。

社会福祉法人そのものの指導に関しては、所管については北海道庁ということにはなるんですけども、実際には本町にある施設ということではございますので、都度ですね、明和会の方とは、そういった定員の関係ですとか、職員の定着率の部分についての話も、適宜相談をさせていただきながら進めて参りたいというふうに考えております。以上です。

○議長（小玉博崇君） 鈴木議員よろしいですか。

ほか質疑ございますか。

7番、杉本議員。

○7番（杉本初美君） 議案書53ページの3番です。総合健康福祉センターの管理運営事業なんですけれども、LEDが24個修繕されるってということなんですけど、これ取り替えられるということでしょうけれども、新たにですか、それとも欠損、壊れたとかで取り替えるんですか。

○議長（小玉博崇君） 答弁を求めます。

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（鎌田章宏君） ただいまの7番議員のご質問にお答えをいたします。

今回、LEDタイプに交換する電灯につきましては、ゆめりあホールの通路を非常時に照らす電灯になります。そちらが建設当時からのもので、最近老朽化によりまして故障が多発しているため、全部をLEDタイプに交換するというものでございます。以上でございます。

○議長（小玉博崇君） 杉本議員よろしいでしょうか。

ほかに質疑はございますか。

10番、西内議員。

○10番（西内陽美君） 今の同じく社会福祉総務費の3番、総合健康福祉センター管理運営事務なんですけど、ここで、トイレの洋式化を進めているということで出てまいりましたが、これからもこの後にもいろんなところで教育委員会だけではなく、ほかの施設もたくさん出てまいりますが、今現在、町内の公共施設の洋式化というのがどのぐらい進んでいるのかということと、今回補正が上がったことで、直してそれが全体で何パーセントまで達成されるのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（小玉博崇君） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（久保田篤司君） 10番議員のご質問にお答えいたします。

平成29年のときに洋式化率87パーセントだったものが、令和4年度に92パーセントということでございます。今後、この改修によりまして96パーセントということになりますが、すべてを洋式化しないというところにつきましては、施設によってはやはり和式を置いておいてほしいという所もありますので、今このような形で進めております。以上でございます。

○議長（小玉博崇君） 西内議員よろしいでしょうか。

西内議員。

○10番（西内陽美君） それでは、一応96パーセントということで、予定しているすべての改修計画は、計画としては100パーセント達成ということになりますよね。あとの4パーセントは、あえてしないということですので、洋式化はこれで完了ということでしょうか。

○議長（小玉博崇君） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（久保田篤司君） 実際にですね、平成29年は87パーセントのときもですね、ある程度これだという状態ではあったんですよ。ですが、やはりウォシュレット化ですか、そういった暖房化ですとかっていう流れのときには、実際に96になるという形になりますから、一応、現状ではこうですけども、今実際に何年後となったときにですね、すべて洋式にすべきだっていう話も出てくるかもしれませんが、現状ではこれが100パーセントという形で考えております。以上です。

○議長（小玉博崇君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 質疑なしと認めます。

これで、4款、衛生費までの質疑を終わります。

次に、56ページの6款、農林水産業費から67ページの10款、教育費までについて質疑を行います。

質疑はございませんか。

9番、樋坂議員。

○9番（樋坂里子君） 66ページの学校給食費の減額が大きいんですけどね、小学校と中学校の給食費保護者負担金を減らしてるっていうことは、全額給食費は町で持つっていうふうにして、保護者負担はなしっていう考えでいいんですか。

○議長（小玉博崇君） 答弁を求めます。

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（鎌田章宏君） ただいまの9番議員のご質問にお答えをいたします。

給食費保護者負担金を減額している部分につきましては、町内の小学校、中学校の学校給食費について、夏休み明け8月分から保護者負担をゼロと、無償化するというところで今回減額するものでございます。以上でございます。

○議長（小玉博崇君） よろしいですか。

ほか質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 質疑なしと認めます。

これで6款、農林水産業費から10款、教育費までの質疑を終わります。

以上で、議案第41号について質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございますか。

8番、鈴木議員。

○議長（小玉博崇君） 賛成討論ですか、反対討論ですか。

○8番（鈴木康裕君） 反対討論です。

○議長（小玉博崇君） 反対討論を許可します。

登壇の上、発言願います。

〔8番 鈴木康裕君登壇〕

○8番（鈴木康裕君） それでは、議案第41号、令和5年度新十津川町一般会計補正予算第2号の反対討論をさせていただきます。

項目については、2款1項5目企画費、事業番号18番、ドローンのまちづくり事業7,133万4千円の予算計上に対する反対意見です。

デジタル田園都市国家構想交付金が4月1日に交付決定されたからとあって、この事業を進めるに当たり、あまりにも早急ではないのでしょうか。

地元大和地区の農家は、おおむね何の意味があるのか。カテゴリⅠの範囲、有視界飛行の範囲であるならば今までどおり資格は弥生の会館前でも取れるし、国家資格のメリットは何もないと。

今はYouTubeでも操作を学べる、そういうことです。しかも候補地が、旧大和小学校跡地という話は、ある地方新聞社の記事で初めて知ったと。そういうことが私のところに何件も問い合わせが来ました。

大和小学校の跡地利用については、平成27年9月の定例会で地域住民の意見を十分に聞いた上で進めると、当時の町長が答弁しております。その4年後、体育館取り壊しの際にも、更地にして新しくまちづくりを進める場合には、住んでいる人の意見を十分に聞いてから、そういうふうには再度念を押したはずであります。

今回、理事者側とも打合せをし、まちづくり懇談会での説明を取り付けたところでありますが、なぜか新聞発表が先に来てしまって、地元選出議員である私のところに、たくさんの問い合わせが殺到しております。

ドローンプロジェクト企画提案説明書の最後には、ドローンプロジェクトに係る補正予算が否決された場合は、本プロポーザルは中止とすると明記されています。この重要な議案が、なぜ新聞発表が先で地元説明会が後なのか。

また、予定事業の内容ですが、国家資格コースについて6月に初めて二等無人航空操縦士の試験が福島で行われました。そのところ、合格率が27パーセントと極めて低かったと。また、講習費用が5日間で28万円もかかり、まったくの初心者だと50万円を超える場合もある、そういう話でございます。

ドローンスクールも今や全国に1,500校、自動車学校の数は1,300、それを上回る勢いにあります。また、資格商法詐欺と同じで、高額の講習料を払ったけれども、ドローンの資格があるだけでは何も仕事がないと、そういう人の訴えもあります。

さらに、寒冷地基準のドローンと申しましても、すでに稚内、北見ではドローンスクールがありますし、実証済みであります。果たして、新十津川町で実験する必要があるのでしょうか。しかも、ドローンのまちといえるほどの雇用創出、定住促進が期待できるのか。交通弱者、買い物弱者の生活不安の払拭材料の切り札となりえるのか。甚だ疑問であり、懐疑的にならざるを得ません。

以上の点から、私はこの議案第41号、補正予算、ドローンのまちづくり事業に反対をいたします。以上です。

○議長（小玉博崇君） ほかに反対討論の方はいらっしゃいますか。

ないようですので、次に、賛成討論の方はいますか。

4番、三師議員、登壇の上、発言をお願いいたします。

〔4番 三師優美君登壇〕

○4番（三師優美君） 私は、議案第41号、令和5年度新十津川町一般会計補正予算第2号について、賛成の立場で討論させていただきます。

まず、今ほど鈴木議員より反対討論の内容にありましたドローンのまちづくり事業について、意見を述べさせていただきます。

現在、IOTによるまちづくりが注目されています。IOTとは、インターネットオブシングスの略で、モノのインターネットを意味します。簡単に説明しますと、インターネットをパソコンやスマートフォンだけでなく、テレビや自動車など様々なものをインターネットに接続することで、利便性の向上や事業の創出、効率化とコスト削減が期待されています。

そこで、本町が今回注目したのが、空飛ぶIOTと言われているドローンを活用した町づくり構想と認識しています。

本町はすでに農業分野でドローンの活用を進めており、町内ドローン保有率は農家全体の約4割にまで普及し、ほかの町に比べ高い状況となっております。

さらに、ドローンを活用した町づくりの構想は、多くの自治体で取り組みを始めるなか、私は、ドローンの普及が進んでいる本町だからこそ、このドローン技術を農業だけではなく、町のあらゆる課題解決に活用し、町の様々な分野で生かすことは、これからのまちづくりには大変重要と考えております。

このたび採択されたデジタル田園都市国家構想交付金は、人口減少や少子高齢化、産業空洞化など様々な地域課題に対し、デジタルの力で地方の個性を活かしながら社会課題の解決と魅力の向上を図ることを目的としたものです。

鈴木議員の発言にもありました地元住民への説明不足は、私も改善すべきと感じますが、今後、住民への丁寧な説明をしていただき、住民の意見をしっかりと汲み取りながら、国の交付金を有効に活用した新十津川町らしいドローンのまちづくりを実現し、住民の多くが住みよいまちと思える取組みになることを期待しております。

加えて、今回の補正予算には、住民の生活に直結した重要な案件が多く盛り込まれていることから、一般会計補正予算第2号について、原案のとおり賛成するものです。

議員各位の賛同をよろしくをお願いいたします

○議長（小玉博崇君） ほかに賛成討論の方はいますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 討論なしと認めます。  
これで討論を終わります。  
これより議案第41号を採決いたします。  
本案の採決は起立により行います。  
本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小玉博崇君） ご着席ください。  
起立多数です。  
したがって、議案第41号、令和5年度新十津川町一般会計補正予算第2号は、原案どおり可決されました。

---

◎議案第42号の質疑、討論及び採決

○議長（小玉博崇君） 日程第10、議案第42号、令和5年度新十津川町国民健康保険特別会計補正予算第1号を議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 質疑なしと認めます。  
これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。  
討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 討論なしと認めます。  
これで討論を終わります。  
これより議案第42号を採決いたします。  
本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 異議なしと認めます。  
したがって、議案第42号、令和5年度新十津川町国民健康保険特別会計補正予算第1号は、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第43号の質疑、討論及び採決

○議長（小玉博崇君） 日程第11、議案第43号、令和5年度新十津川町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号を議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 質疑なしと認めます。  
これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。  
討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 討論なしと認めます。  
これで討論を終わります。  
これより議案第43号を採決いたします。  
本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。  
〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 異議なしと認めます。  
したがって、議案第43号、令和5年度新十津川町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号は、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第44号の質疑、討論及び採決

○議長（小玉博崇君） 日程第12、議案第44号、令和5年度新十津川町下水道事業会計補正予算第1号を議題といたします。  
質疑はございませんか。  
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 質疑なしと認めます。  
これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。  
討論はございませんか。  
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 討論なしと認めます。  
これで討論を終わります。  
これより議案第44号を採決いたします。  
本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。  
〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 異議なしと認めます。  
したがって、議案第44号、令和5年度新十津川町下水道事業会計補正予算第1号は、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第45号の質疑、討論及び採決

○議長（小玉博崇君） 日程第13、議案第45号、新十津川町道路線の認定及び変更についてを議題といたします。  
質疑はございませんか。  
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 質疑なしと認めます。  
これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。  
討論はございませんか。  
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 討論なしと認めます。  
これで討論を終わります。

これより議案第45号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第45号、新十津川町道路線の認定及び変更については、原案のとおり可決されました。

ここで、14時10分まで休憩いたします。

（午後 1 時55分）

---

○議長（小玉博崇君） 休憩をとき、会議を再開いたします。

（午後 2 時10分）

---

◎議案第46号の上程、説明、質疑、討論及び採決

○議長（小玉博崇君） 日程第14、議案第46号、新十津川町公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

町長。

〔町長 谷口秀樹君登壇〕

○町長（谷口秀樹君） ただいま上程いただきました議案第46号、新十津川町公平委員会委員の選任について。

新十津川町公平委員会委員に次の者を選任したいので、同意を求める。

提案理由でございます。

公平委員会委員1名が令和5年8月31日付けで任期満了となるため、地方公務員法第9条の2第2項の規定により同意を求めるものでございます。

内容を申し上げます。

住所、樺戸郡新十津川町字中央333番地3。

氏名、笹木清成。昭和37年1月8日生まれ。61歳でございます。

内容の説明を加えさせていただきます。

笹木氏は、令和元年9月に公平委員会委員に選任され、本年8月31日をもって1期目の任期が満了することから、引き続き公平委員として選任するものであります。

笹木氏は、公平委員のほか、昭和55年10月から平成30年3月まで滝川地区広域消防事務組合職員として勤務され、平成27年4月から新十津川支署の支署長、平成29年4月からは赤平消防署署長を務められるなど、経験、実績ともに十分であり、人望が厚く、人事行政に関し識見を有しておりますので、公平委員として適任であると考え、引き続き選任したいとするものでございます。

以上申し上げ、提案理由と内容の説明といたします。何とぞご同意賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（小玉博崇君） 提案理由並びに内容の説明を終わります。

ただちに、質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第46号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第46号、新十津川町公平委員会委員の選任については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

---

◎議案第47号の上程、説明、質疑、討論及び採決

○議長（小玉博崇君） 日程第15、議案第47号、新十津川町農業委員会委員の任命についてを議題といたします。

ここで、地方自治法第117条の規定により、西内陽美議員の退席を求めます。

〔西内陽美議員退場〕

○議長（小玉博崇君） 本案件につきまして、提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

町長。

〔町長 谷口秀樹君登壇〕

○町長（谷口秀樹君） ただいま上程いただきました議案第47号、新十津川町農業委員会委員の任命について。

新十津川町農業委員会委員に次の者を任命したいので、同意を求める。

提案理由でございます。

農業委員会委員が令和5年7月19日付けで任期満了となるため、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、同意を求めるものでございます。

内容の説明を申し上げます。

住所、樺戸郡新十津川町字中央86番地75。

氏名、西内陽美。昭和35年11月5日生まれ、62歳でございます。

内容の説明を加えさせていただきます。

西内陽美氏は、平成23年5月より現職の町議会議員、令和5年5月から町議会副議長としてご活躍されています。

町民からの信望も厚く、非農家の立場から農業委員会が所管する業務について中立公正な判断をしていただくために、農業委員として適任であると考え、任命したいとしますのでございます。

以上を申し上げ、提案理由と内容の説明とさせていただきます。何とぞご同意賜ります



よう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（小玉博崇君） 以上で議案第47号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

ただちに、質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第47号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第47号、新十津川町農業委員会委員の任命については、同意することに決定をいたしました。

西内陽美議員の入場を求めます。

〔西内陽美議員入場〕

○議長（小玉博崇君） ここで、先ほどの採決の結果について、ご本人にお伝えいたします。

本議会は、西内陽美議員を新十津川町農業委員会委員に任命することに同意したことをお知らせいたします。

---

#### ◎一括上程

○議長（小玉博崇君） お諮りいたします。

次に上程されます日程第16から日程第31までの案件につきまして、一括して上程をしたいと思います。これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第16、議案第48号、新十津川町農業委員会委員の任命についてから日程第31、議案第63号、新十津川町農業委員会委員の任命については、一括議題とすることに決定をいたしました。

---

#### ◎議案第48号から議案第63号までの上程、説明、質疑

○議長（小玉博崇君） それでは、議案第48号から議案第63号までにつきまして、提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

町長。

〔町長 谷口秀樹君登壇〕

○町長（谷口秀樹君） ただいま議案第48号から63号まで、一括上程させていただきましたので、提案理由と内容の説明を申し上げます。

まず、議案第48号、新十津川町農業委員会委員の任命について。

新十津川町農業委員会委員に次の者を任命したいので、同意を求める。

提案理由でございます。

農業委員会委員が令和5年7月19日付けで任期満了となるため、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、同意を求めるものでございます。

以降、議案63号まで提案理由は同様でございますので、議案第49号からの提案理由は割愛させていただきます。

内容の説明をさせていただきます。

住所、樺戸郡新十津川町字大和36番地8。

氏名、坂本和隆。昭和39年4月26日、59歳です。

坂本和隆氏は認定農業者であり、地域で中心的な農業者として信頼も厚く、平成23年4月からJAピンネ総代、平成24年8月からは、土地改良区総代を歴任し、平成29年7月からは現職の農業委員としてご活躍されています。農業への識見も高く、地域の農業者からの推薦もあることから、農業委員として適任であると考え、任命したいとします。

---

○町長（谷口秀樹君） 続きまして、議案第49号、新十津川町農業委員会委員の任命について。

新十津川町農業委員会委員に次の者を任命したいので、同意を求める。

住所、樺戸郡新十津川町字花月1266番地2。

氏名、氏名、長太均。昭和50年11月27日生まれ、47歳です。

長太均氏は認定農業者であり、地域で中心的な農業者として信頼も厚く、平成18年から3年間JA青年部長としてご活躍されています。農業への識見も高く、地域の農業者からの推薦もあることから、農業委員として適任であると考え、任命したいとします。

---

○町長（谷口秀樹君） 続きまして、議案第50号、新十津川町農業委員会委員の任命について。

新十津川町農業委員会委員に次の者を任命したいので、同意を求める。

住所、樺戸郡新十津川町字学園14番地7。

氏名、稲葉敏。昭和37年6月17日生まれ、61歳です。

稲葉敏氏は、認定農業者であり、地域で中心的な農業者として信頼も厚く、平成27年徳富区区長、平成28年土地改良区の総代を務め、令和2年7月からは現職の農業委員としてご活躍されています。農業への識見も高く、地域の農業者からの推薦もあることから、農業委員として適任であると考え、任命したいとします。

---

○町長（谷口秀樹君） 続きまして、議案第51号、新十津川町農業委員会委員の任命につ

いて。

新十津川町農業委員会委員に次の者を任命したいので、同意を求める。

住所、樺戸郡新十津川町字吉野37番地121。

氏名、川村登。昭和46年5月5日生まれ、52歳です。

川村登氏は認定農業者であり、地域で中心的な農業者として信頼も厚く、平成12年にはJA青年部長として、平成29年7月からは現職の農業委員としてご活躍されています。農業への識見も高く、地域の農業者からの推薦もあることから、農業委員として適任であると考え、任命したいとするものでございます。

---

○町長（谷口秀樹君） 続きまして、議案第52号、新十津川町農業委員会委員の任命について。

新十津川町農業委員会委員に次の者を任命したいので、同意を求める。

住所、樺戸郡新十津川町字吉野502番地15。

氏名、阪口徳幸。昭和40年11月14日生まれ、57歳です。

阪口徳幸氏は認定農業者であり、地域で中心的な農業者として信頼も厚く、平成12年8月から土地改良区の総代、理事、理事長代理を歴任し、平成30年3月から理事長及び現職の農業委員としてご活躍されています。農業への識見も高く、土地改良区からの推薦であることから、農業委員として適任であると考え、任命したいとするものでございます。

---

○町長（谷口秀樹君） 続きまして、議案第53号、新十津川町農業委員会委員の任命について。

新十津川町農業委員会委員に次の者を任命したいので、同意を求める。

住所、樺戸郡新十津川町字総進196番地5。

氏名、小林勝。昭和36年9月29日生まれ、61歳です。

小林勝氏は認定農業者であり、地域で中心的な農業者として信頼も厚く、平成25年1月から1年間総進区長として、平成29年から新十津川町畜産振興協議会会長を現在も務められ、令和2年7月から現職の農業委員としてご活躍されています。農業への識見も高く、地域の農業者からの推薦もあることから、農業委員として適任であると考え、任命したいとするものでございます。

---

○町長（谷口秀樹君） 続きまして、議案第54号、新十津川町農業委員会委員の任命について。

新十津川町農業委員会委員に次の者を任命したいので、同意を求める。

住所、樺戸郡新十津川町字花月208番地12。

氏名、林雄一。昭和40年2月7日生まれ、58歳です。

林雄一氏は認定農業者であり、地域で中心的な農業者として信頼も厚く、平成31年からそば生産部会長として、令和3年から農民協議会執行委員としてご活躍されております。農業への識見も高く、地域の農業者からも推薦があることから、農業委員として適任であると考え、任命したいとするものでございます。

---

○町長（谷口秀樹君） 続きまして、議案第55号、新十津川町農業委員会委員の任命について。

新十津川町農業委員会委員に次の者を任命したいので、同意を求める。

住所、樺戸郡新十津川町字花月340番地7。

氏名、木村文秋。昭和30年9月21日生まれ、67歳です。

木村文秋氏は認定農業者であり、地域で中心的な農業者として信頼も厚く、平成26年から2年間花月区長、平成25年から9年間農業共済組合総代を歴任され、平成29年7月からは現職の農業委員としてご活躍されています。農業への識見も高く、地域の農業者からの推薦もあることから、農業委員として適任であると考え、任命したいとします。

---

○町長（谷口秀樹君） 続きまして、議案第56号、新十津川町農業委員会委員の任命について。

新十津川町農業委員会委員に次の者を任命したいので、同意を求める。

住所、樺戸郡新十津川町字花月1519番地1。

氏名、高桑斉。昭和54年1月18日生まれ、44歳です。

高桑斉氏は認定農業者であり、地域で中心的な農業者として信頼も厚く、園芸振興会長、ねぎ部会長として現在も活躍されています。農業への識見も高く、地域の農業者からの推薦もあることから、農業委員として適任であると考え、任命したいとします。

---

○町長（谷口秀樹君） 続きまして、議案第57号、新十津川町農業委員会委員の任命について。

新十津川町農業委員会委員に次の者を任命したいので、同意を求める。

住所、樺戸郡新十津川町字弥生777番地。

氏名、千石洋彰。昭和42年2月14日生まれ、56歳です。

千石洋彰氏は認定農業者であり、地域で中心的な農業者として信頼も厚く、農協青年部長、ミニトマト部会長、園芸振興会長を務め、令和2年7月から現職の農業委員としてご活躍されています。農業への識見も高く、地域の農業者からの推薦であることから、農業委員として適任であると考え、任命したいとします。

---

○町長（谷口秀樹君） 続きまして、議案第58号、新十津川町農業委員会委員の任命について。

新十津川町農業委員会委員に次の者を任命したいので、同意を求める。

住所、樺戸郡新十津川町字大和175番地8。

氏名、村本健。昭和42年7月13日生まれ、55歳です。

村本健氏は認定農業者であり、地域で中心的な農業者として信頼も厚く、平成20年にJAピンネ総代、平成27年から28年に南大和第2機械利用組合長を歴任され、令和2年7月から現職の農業委員としてご活躍されています。農業への識見も高く、地域の農業者からの推薦もあることから、農業委員として適任であると考え、任命したいとします。

います。

---

○町長（谷口秀樹君） 続きまして、議案第59号、新十津川町農業委員会委員の任命について。

新十津川町農業委員会委員に次の者を任命したいので、同意を求める。

住所、樺戸郡新十津川町字中央52番地44。

氏名、中川雅樹。昭和50年3月28日生まれ、48歳です。

中川雅樹氏は認定農業者であり、地域で中心的な農業者として信頼も厚く、平成28年から令和3年まで農民協議会執行委員としてご活躍されております。農業への識見も高く、地域の農業者からの推薦もあることから、農業委員として適任であると考え、任命したいとするものでございます。

---

○町長（谷口秀樹君） 続きまして、議案第60号、新十津川町農業委員会委員の任命について。

新十津川町農業委員会委員に次の者を任命したいので、同意を求める。

住所、樺戸郡新十津川町字総進142番地3。

氏名、高橋友司。昭和37年8月31日生まれ、60歳です。

高橋友司氏は認定農業者であり、地域で中心的な農業者として信頼も厚く、平成25年から令和2年まで共済組合損害評価委員、令和2年から共済組合総代としてご活躍されています。農業への識見も高く、共済組合からの推薦もあることから、農業委員として適任であると考え、任命したいとするものでございます。

---

○町長（谷口秀樹君） 続きまして、議案第61号、新十津川町農業委員会委員の任命について。

新十津川町農業委員会委員の委員に次の者を任命したいので、同意を求める。

住所、樺戸郡新十津川町字大和71番地24。

氏名、田中千久。昭和39年5月4日生まれ、59歳です。

田中千久氏は認定農業者であり、地域で中心的な農業者として信頼も熱く厚く、平成24年から平成29年まで農民協議会の幹事を努め、平成29年7月からは現職の農業委員としてご活躍されています。農業への識見も高く、地域の農業者からの推薦もあることから、農業委員として適任であると考え、任命したいとするものでございます。

---

○町長（谷口秀樹君） 続きまして、議案第62号、新十津川町農業委員会委員の任命について。

新十津川町農業委員会委員に次の者を任命したいので、同意を求める。

住所、樺戸郡新十津川町字学園12番地15。

氏名、新井隆之。昭和36年3月14日生まれ、62歳です。

新井隆之氏は認定農業者であり、地域で中心的な農業者として信頼も厚く、平成26年4月からピンネ農協の理事、令和2年6月から代表理事専務を務め、令和2年7月から現職の農業委員として、ご活躍されています。農業への識見も高く、農協からの推薦であるこ

とから、農業委員として適任であると考え、任命したいとします。

---

○町長（谷口秀樹君） 続きまして、議案第63号、新十津川町農業委員会委員の任命について。

新十津川町農業委員会委員に次の者を任命したいので、同意を求める。

住所、樺戸郡新十津川町字総進1432番地2。

氏名、乗松良行。昭和50年7月22日、47歳です。

乗松良行氏は認定農業者であり、地域で中心的な農業者として信頼も厚く、農民協議会書記次長を2年務め、平成29年7月からは現職の農業委員としてご活躍されています。農業への識見も高く、地域の農業者からの推薦もあることから、農業委員として適任であると考え、任命したいとします。

以上、一括上程をさせていただきました議案48号から議案63号までの提案理由と内容の説明といたします。何とぞご同意賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（小玉博崇君） 以上で、議案第48号から議案第63号までの提案理由並びに内容の説明を終わります。

議案第48号から議案第63号まで、ただちに質疑に入ります。

質疑につきましても一括で行い、討論及び採決は1件ずつ進めてまいります。

質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

---

#### ◎議案第48号の討論及び採決

○議長（小玉博崇君） これよりは、案件ごとに討論と採決を行います。

初めに、議案第48号について討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第48号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第48号、新十津川町農業委員会委員の任命については、同意することに決定をいたしました。

---

#### ◎議案第49号の討論及び採決

○議長（小玉博崇君） 次に、議案第49号について討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 討論なしと認めます。  
これで討論を終わります。  
これより議案第49号を採決いたします。  
本案は、原案のとおり同意することに異議ございませんか。  
〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 異議なしと認めます。  
したがって、議案第49号、新十津川町農業委員会委員の任命については、同意することに決定いたしました。

---

◎議案第50号の討論及び採決

○議長（小玉博崇君） 次に、議案第50号について討論を行います。  
討論はございませんか。  
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 討論なしと認めます。  
これで討論を終わります。  
これより議案第50号を採決いたします。  
本案は、原案のとおり同意することに異議ございませんか。  
〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 異議なしと認めます。  
したがって、議案第50号、新十津川町農業委員会委員の任命については、同意することに決定いたしました。

---

◎議案第51号の討論及び採決

○議長（小玉博崇君） 次に、議案第51号について討論を行います。  
討論はございませんか。  
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 討論なしと認めます。  
これで討論を終わります。  
これより議案第51号を採決いたします。  
本案は、原案のとおり同意することに異議ございませんか。  
〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 異議なしと認めます。  
したがって、議案第51号、新十津川町農業委員会委員の任命については、同意することに決定いたしました。

---

◎議案第52号の討論及び採決

○議長（小玉博崇君） 次に、議案第52号について討論を行います。  
討論はございませんか。  
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第52号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第52号、新十津川町農業委員会委員の任命については、同意することに決定いたしました。

---

◎議案第53号の討論及び採決

○議長（小玉博崇君） 次に、議案第53号について討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第53号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第53号、新十津川町農業委員会委員の任命については、同意することに決定いたしました。

---

◎議案第54号の討論及び採決

○議長（小玉博崇君） 次に、議案第54号について討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第54号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第54号、新十津川町農業委員会委員の任命については、同意することに決定をいたしました。

---

◎議案第55号の討論及び採決

○議長（小玉博崇君） 次に、議案第55号について討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。



これより議案第55号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第55号、新十津川町農業委員会委員の任命については、同意することに決定いたしました。

---

◎議案第56号の討論及び採決

○議長（小玉博崇君） 次に、議案第56号について討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第56号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第56号、新十津川町農業委員会委員の任命については、同意することに決定をいたしました。

---

◎議案第57号の討論及び採決

○議長（小玉博崇君） 次に、議案第57号について討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第57号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第57号、新十津川町農業委員会委員の任命については、同意することに決定をいたしました。

---

◎議案第58号の討論及び採決

○議長（小玉博崇君） 次に、議案第58号について討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第58号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第58号、新十津川町農業委員会委員の任命については、同意することに決定いたしました。

---

◎議案第59号の討論及び採決

○議長（小玉博崇君） 次に、議案第59号について討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第59号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第59号、新十津川町農業委員会委員の任命については、同意することに決定いたしました。

---

◎議案第60号の討論及び採決

○議長（小玉博崇君） 次に、議案第60号について討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第60号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第60号、新十津川町農業委員会委員の任命については、同意することに決定いたしました。

---

◎議案第61号の討論及び採決

○議長（小玉博崇君） 次に、議案第61号について討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第61号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第61号、新十津川町農業委員会委員の任命については、同意することに決定いたしました。

---

◎議案第62号の討論及び採決

○議長（小玉博崇君） 次に、議案第62号について討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第62号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第62号、新十津川町農業委員会委員の任命については、同意することに決定いたしました。

---

◎議案第63号の討論及び採決

○議長（小玉博崇君） 次に、議案第63号について討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第63号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第63号、新十津川町農業委員会委員の任命については、同意することに決定いたしました。

---

○議長（小玉博崇君） お諮りいたします。

次に、上程されます日程第32及び日程第33の案件につきまして、一括して上程をいたしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第32、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦について及び日程第33、諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦については、一括議題とすることに決定をいたしました。

---

◎諮問第1号及び第2号の上程、説明、質疑

○議長（小玉博崇君） それでは、諮問第1号及び諮問第2号につきまして、提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

町長。

〔町長 谷口秀樹君登壇〕

○町長（谷口秀樹君） ただいま諮問第1号及び第2号の一括上程をいただきましたので、提案理由と内容説明を申し上げます。

まず、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦について。

人権擁護委員の候補者に次の者を推薦したいので、意見を求める。

提案理由でございます。

人権擁護委員法第6条第3項の規定により、意見を求めるものでございます。

提案理由につきましては、諮問第2号についても同様でございますので、以降は割愛させていただきます。

内容を申し上げます。

住所、樺戸郡新十津川町字中央7番地53。

氏名、遠藤久美子、昭和34年2月18日生まれ、64歳です。

遠藤久美子氏は、令和2年10月から人権擁護委員としてご活躍をいただいておりますが、令和5年9月30日をもって任期満了となることから、引き続き人権擁護委員として推薦するものでございます。

遠藤氏は、長年にわたり奉職された新十津川町役場での行政経験を生かし、その手腕を発揮されております。地域住民からの信頼は厚く、また、人格識見が高く、人権擁護についての理解も十分兼ね備えていることから適任であると考え、推薦したいとします。

---

○町長（谷口秀樹君） 続きまして、諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦について。

人権擁護委員の候補者に次の者を推薦したいので、意見を求める。

住所、樺戸郡新十津川町字中央303番地13。

氏名、前谷弘志。昭和31年11月3日、66歳です。

前谷弘志氏は、平成29年10月から人権擁護委員としてご活躍をいただいておりますが、令和5年9月30日をもって任期満了となることから、引き続き人権擁護委員として推薦するものでございます。

前谷氏は、これまで2期6年にわたって人権擁護委員としてその手腕を発揮されております。また、令和2年1月からは令和4年12月までは中央区の区長を歴任されおり、地域住民からの信頼は厚く、また、人格識見が高く、人権擁護についての理解も十分兼ね備えていることから、適任であると考え、推薦したいとします。

以上、諮問1号及び第2号の提案理由と内容の説明といたします。何とぞご同意賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（小玉博崇君） 以上で、諮問第1号及び諮問第2号の提案理由並びに内容の説明を終わります。

本案件は、適任又は不適任、いずれかの意見を答申する議決であります。

ただちに質疑に入ります。

質疑につきましても一括で行い、討論及び採決は1件ずつ進めてまいります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これよりは、案件ごとに討論と採決を行います。

---

◎諮問第1号の討論及び採決

○議長（小玉博崇君） 初めに、諮問第1号について討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、諮問第1号を採決いたします。

本諮問に対しては、適任として意見を答申することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦については、適任として意見を答申することに決定いたしました。

---

◎諮問第2号の討論及び採決

○議長（小玉博崇君） 次に、諮問第2号について討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、諮問第2号を採決いたします。

本諮問に対しては、適任として意見を答申することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦については、適任として意見を答申することに決定いたしました。

---

◎発議第2号の上程、説明、質疑、討論及び採決

○議長（小玉博崇君） 日程第34、発議第2号、ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書を議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

5番、大畠光敬議員。

〔経済文教常任委員長 大畠光敬君登壇〕

○経済文教常任委員長（大畠光敬君） それでは、議長の指示がございましたので、発議第2号について、ご説明させていただきたいと思っております。

本日付で、提出者、賛成者は、記載のとおりでございます。

ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書。

このことについて、地方自治法第112条及び新十津川町議会会議規則第14条の規定により裏面のとおり提出いたします。

裏面をご覧ください。朗読をもって説明に代えさせていただきます。

ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書。

本道の森林は全国の森林面積のおよそ4分の1を占め、国土保全、地球温暖化防止、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、森林資源の循環利用を進める必要がある。

全国一の森林資源を有する北海道において本町と道が連携し2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロとする国の目標の達成に向けて、伐採後の着実な植林による森林の若返りや長期間炭素を固定する木材利用の促進、化石燃料の代替となる木質バイオマスのエネルギー利用の促進など森林吸収源対策を積極的に推進することが必要である。

本町をはじめ、道内各地域では、森林の公益的機能の維持増進と森林資源の循環利用の実現に向け、森林整備事業や治山事業など国の事業を活用し、植林・間伐や路網の整備、優良種苗の安定供給、山地災害の防止、木造公共施設の整備、森林づくりを担う人材の育成など、様々な取組を進めてきたところである。

本道の森林を将来の世代に引き継ぎ、環境への負荷の少ない循環型社会を形成するため、活力ある森林づくりや道産木材の利用、防災・減災対策をさらに進め、ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を図ることが必要である。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

1、二酸化炭素の吸収など森林の多面的機能を持続的に発揮させるため、適切な間伐と伐採後の着実な植林の推進に必要な森林整備事業予算や、防災・減災対策の推進に必要な治山事業予算を十分に確保すること。

2、森林資源の循環利用を推進するため、成長が早く形質の優れたクリーンラーチなどの優良種苗の安定供給、ICT等の活用によるスマート林業の推進、木材生産・流通体制の強化、建築物の木造・木質化や、木質バイオマスエネルギーの利用促進などによる道産木材の需要拡大、森林づくりを担う人材の育成・確保などに必要な支援を充実・強化すること。

3、森林吸収源対策のさらなる推進に向け、森林の多い市町村において必要な森林整備がより一層進むよう、森林環境譲与税の譲与基準を見直すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和5年6月30日。

小玉議長名で、提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、復興大臣。

以上でございます。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（小玉博崇君） 提案者の提案理由並びに内容の説明を終わります。  
ただちに質疑に入ります。  
質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 質疑なしと認めます。  
これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。  
討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 討論なしと認めます。  
これで討論を終わります。  
これより発議第2号を採決いたします。  
本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 異議なしと認めます。  
したがって、発議第2号、ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書は、原案のとおり可決いたしました。

---

#### ◎議員の派遣について

○議長（小玉博崇君） 日程第35、議員の派遣についてを議題といたします。  
事務局より、内容の説明をさせます。  
議会事務局長。

○議会事務局長（窪田謙治君） それでは、議員の派遣についてご説明申し上げます。  
初めに、研修会について5件ご説明いたします。

一つ目は、新十津川町議会議員会主催の議会議員管外視察研修でございます。日程は7月3日から4日まで、場所は南幌町、北広島市、札幌市で、派遣議員は全議員でございます。経費につきましては、概算で33万9千円でございます。

二つ目は、北海道町村議会議長会主催の議員研修会です。日程は7月4日、場所は札幌市で、派遣議員は全議員でございます。経費につきましては、先程説明いたしました議会議員管外視察研修経費に含まれております。

三つ目は、中空知広域市町村圏組合主催の中空知ふるさと市町村圏議員交流会です。日程は7月5日、場所は赤平市、歌志内市で、派遣議員は全議員でございます。経費につきましては、概算で3万9千円でございます。

四つ目は、空知町村議会議長会主催の議員研修会です。日程は7月12日、場所は栗山町で、派遣議員は全議員でございます。経費につきましては、概算で5万5千円でございます。

五つ目は、北海道町村議会議長会主催の議会広報研修会です。日程は8月17日、場所は札幌市で、派遣議員は広報広聴常任委員会の広報班でございます。経費につきましては、概算で3万7千円でございます。

続きまして、裏面になります。

新任議員研修です。北海道町村議会議長会主催による、町村議会新任議員研修会です。日程は7月19日、場所は札幌市で、派遣議員は加藤議員、工藤議員、深瀬議員、三師議員、大島議員であります。経費につきましては、概算で3万1千円でございます。

以上、議員の派遣についての内容説明とさせていただきます。

○議長（小玉博崇君） ただいま議会事務局長より説明のあったとおり、派遣することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 異議なしと認めます。

したがって、新十津川町議会会議規則第129条の規定により、派遣することに決定いたしました。

---

#### ◎閉会中委員会所管事務調査申し出について

○議長（小玉博崇君） 日程第36、閉会中委員会所管事務調査申し出についてを議題いたします。

本件につきましては、皆さまのお手元にお配りしていますが、それぞれの常任委員会及び議会運営委員会から、地方自治法第109条第8項及び新十津川町議会会議規則第75条の規定に基づき申し出がございますので、これを許可したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 異議なしと認めます。

したがって、本件につきましては、申し出のとおり許可することに決定いたしました。

---

#### ◎閉議の宣告

○議長（小玉博崇君） 以上をもちまして、本定例会に付議されました議件は、すべて議了いたしました。

会議を閉じます。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長（小玉博崇君） 令和5年第2回新十津川町議会定例会を閉会いたします。  
ご苦労さまでした。

(午後3時03分)



地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員